

令和6年第1回さつま町議会定例会会期日程

| 月  | 日  | 曜 | 日                          | 程                                                                                              | 備 | 考 |
|----|----|---|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 2. | 26 | 月 |                            | 本会議（招集日）<br>・開会<br>・会議録署名議員の指名<br>・会期の決定<br>・諸般の報告<br>・行政報告<br>・議案上程（施政方針含む）<br>・一部議案審議<br>・陳情 |   |   |
|    | 27 | 火 | 休                          | 会                                                                                              |   |   |
|    | 28 | 水 | 休                          | 会                                                                                              |   |   |
|    | 29 | 木 | 休                          | 会                                                                                              |   |   |
| 3. | 1  | 金 | 休                          | 会                                                                                              |   |   |
|    | 2  | 土 | 休                          | 日                                                                                              |   |   |
|    | 3  | 日 | 休                          | 日                                                                                              |   |   |
|    | 4  | 月 | 休                          | 会                                                                                              |   |   |
|    | 5  | 火 | 休                          | 会                                                                                              |   |   |
|    | 6  | 水 | 休                          | 会                                                                                              |   |   |
|    | 7  | 木 | 本会議（2日目）<br>・一般質問（5人）      |                                                                                                |   |   |
|    | 8  | 金 | 本会議（3日目）<br>・一般質問（3人）      |                                                                                                |   |   |
|    | 9  | 土 | 休                          | 日                                                                                              |   |   |
|    | 10 | 日 | 休                          | 日                                                                                              |   |   |
|    | 11 | 月 | 本会議（4日目）<br>・総括質疑<br>常任委員会 |                                                                                                |   |   |
|    | 12 | 火 | 常任委員会                      |                                                                                                |   |   |
|    | 13 | 水 | 常任委員会                      |                                                                                                |   |   |
|    | 14 | 木 | 休                          | 会                                                                                              |   |   |
|    | 15 | 金 | 休                          | 会                                                                                              |   |   |
|    | 16 | 土 | 休                          | 日                                                                                              |   |   |
|    | 17 | 日 | 休                          | 日                                                                                              |   |   |
|    | 18 | 月 | 休                          | 会                                                                                              |   |   |
|    | 19 | 火 | 休                          | 会                                                                                              |   |   |

| 月 | 日   | 曜 | 日                                                                                                     | 程 | 備    | 考 |
|---|-----|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|------|---|
|   | 2 0 | 水 | 休 日                                                                                                   |   | 春分の日 |   |
|   | 2 1 | 木 | 休 会                                                                                                   |   |      |   |
|   | 2 2 | 金 | 防衛施設等調査特別委員会、常任委員会、<br>議会運営委員会、全員協議会                                                                  |   |      |   |
|   | 2 3 | 土 | 休 日                                                                                                   |   |      |   |
|   | 2 4 | 日 | 休 日                                                                                                   |   |      |   |
|   | 2 5 | 月 | 休 会                                                                                                   |   |      |   |
|   | 2 6 | 火 | 本会議（最終日）<br>・ 常任委員長報告、採決<br>・ 議案審議<br>・ 追加議案上程、審議<br>・ 陳情<br>・ 報告<br>・ 議員派遣の件<br>・ 閉会中の継続調査の件<br>・ 閉会 |   |      |   |

令和6年第1回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和6年 2月26日

閉会 令和6年 3月26日

| 議案番号 | 件名                                               | 上程日       | 議決日       | 議決結果 | 付託委員会 |
|------|--------------------------------------------------|-----------|-----------|------|-------|
| 議案2  | さつま町手数料徴収条例の一部改正について                             | R6. 2. 26 | R6. 2. 26 | 原案可決 | —     |
| 3    | さつま町監査委員条例等の一部改正について                             | 〃         | 〃         | 〃    | —     |
| 4    | 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第10号）                          | 〃         | 〃         | 〃    | —     |
| 5    | 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                    | 〃         | 〃         | 〃    | —     |
| 6    | 令和5年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）                   | 〃         | 〃         | 〃    | —     |
| 7    | さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について                          | 〃         | R6. 3. 26 | 〃    | 総務厚生  |
| 8    | さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について                        | 〃         | 〃         | 〃    | 〃     |
| 9    | さつま町社会体育施設条例の一部改正について                            | 〃         | 〃         | 〃    | 文教経済  |
| 10   | さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について                         | 〃         | 〃         | 〃    | 〃     |
| 11   | さつま町学童館条例の一部改正について                               | 〃         | 〃         | 〃    | 総務厚生  |
| 12   | さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 〃         | 〃         | 〃    | 〃     |
| 13   | さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について                      | 〃         | 〃         | 〃    | 〃     |
| 14   | さつま町介護保険条例の一部改正について                              | 〃         | 〃         | 〃    | 〃     |
| 15   | さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について   | 〃         | 〃         | 〃    | 〃     |
| 16   | さつま町企業立地促進条例の一部改正について                            | 〃         | 〃         | 〃    | 文教経済  |
| 17   | さつま町営住宅等条例の一部改正について                              | 〃         | 〃         | 〃    | 〃     |

| 議案番号  | 件名                                                                     | 上程日       | 議決日       | 議決結果 | 付託委員会 |
|-------|------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|------|-------|
| 議案 18 | さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について | R6. 2. 26 | R6. 3. 26 | 原案可決 | 文教経済  |
| 19    | さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について                                    | 〃         | 〃         | 〃    | 総務厚生  |
| 20    | 令和6年度さつま町一般会計予算                                                        | 〃         | 〃         | 〃    | 2委員会  |
| 21    | 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算                                                | 〃         | 〃         | 〃    | 総務厚生  |
| 22    | 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算                                                 | 〃         | 〃         | 〃    | 〃     |
| 23    | 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計予算                                                  | 〃         | 〃         | 〃    | 〃     |
| 24    | 令和6年度さつま町上水道事業会計予算                                                     | 〃         | 〃         | 〃    | 文教経済  |
| 25    | 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算                                                  | 〃         | 〃         | 〃    | 総務厚生  |
| 26    | 字の区域の変更について                                                            | 〃         | R6. 2. 26 | 可決   | —     |
| 27    | 町道路線の廃止又は認定について                                                        | 〃         | 〃         | 〃    | —     |
| 28    | 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負変更契約の締結について                              | 〃         | 〃         | 〃    | —     |
| 29    | さつま町税条例の一部改正について                                                       | R6. 3. 26 | R6. 3. 26 | 原案可決 | —     |
| 30    | 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第11号）                                                | 〃         | 〃         | 〃    | —     |
| 31    | 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）                                         | 〃         | 〃         | 〃    | —     |
| 32    | 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）                                          | 〃         | 〃         | 〃    | —     |
| 33    | 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）                                           | 〃         | 〃         | 〃    | —     |
| 34    | さつま町教育委員会委員の任命について                                                     | 〃         | 〃         | 同意   | —     |

| 議案<br>番号 | 件名                                       | 上程日       | 議決日       | 議決結果 | 付託<br>委員会 |
|----------|------------------------------------------|-----------|-----------|------|-----------|
| 議案<br>35 | 人権擁護委員候補者の推薦について                         | R6. 3. 26 | R6. 3. 26 | 適任   | —         |
| 36       | 人権擁護委員候補者の推薦について                         | 〃         | 〃         | 〃    | —         |
| 37       | さつま町副町長の選任について                           | 〃         | 〃         | 同意   | —         |
| 陳情<br>1  | 町議会と町が一体となった自衛隊施設誘致活動を町議会はやめるように求める陳情書   | R6. 2. 26 | 〃         | 不採択  | 防衛施設      |
| 2        | 川内原発20年延長に関する陳情書                         | 〃         | 〃         | 〃    | 総務厚生      |
| 3        | 川内原発20年延長に関する陳情                          | 〃         | 〃         | 〃    | 〃         |
| 報告<br>1  | 令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について | 〃         | 〃         | 報告済  | —         |
| 2        | 令和6年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について          | 〃         | 〃         | 〃    | —         |
|          | 議員派遣の件                                   | 〃         | 〃         | 決定   | —         |
|          | 閉会中の継続調査の件                               | 〃         | 〃         | 〃    | —         |

# 令和6年第1回さつま町議会定例会会議録

## 目 次

### ○2月26日（第1日）

|                                                                   |    |
|-------------------------------------------------------------------|----|
| 会議を開催した年月日及び場所 .....                                              | 1  |
| 出欠席議員氏名 .....                                                     | 1  |
| 出席事務局職員 .....                                                     | 1  |
| 出席説明員氏名 .....                                                     | 1  |
| 本日の会議に付した事件 .....                                                 | 2  |
| 開 会 .....                                                         | 4  |
| 開 議 .....                                                         | 4  |
| 会議録署名議員の指名 .....                                                  | 4  |
| 会期の決定 .....                                                       | 4  |
| 諸般の報告 .....                                                       | 4  |
| 行政報告 .....                                                        | 5  |
| 議案第 2 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について .....                                | 6  |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）                                         |    |
| 議案第 3 号 さつま町監査委員条例等の一部改正について .....                                | 6  |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）                                         |    |
| 議案第 4 号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第10号） .....                             | 7  |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）                                         |    |
| 議案第 5 号 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） ..                          | 7  |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）                                         |    |
| 議案第 6 号 令和5年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）                            |    |
| .....                                                             | 7  |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）                                         |    |
| 議案第 7 号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について .....                             | 10 |
| （提案理由説明）                                                          |    |
| 議案第 8 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について .....                           | 10 |
| （提案理由説明）                                                          |    |
| 議案第 9 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について .....                               | 10 |
| （提案理由説明）                                                          |    |
| 議案第10号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について .....                             | 10 |
| （提案理由説明）                                                          |    |
| 議案第11号 さつま町学童館条例の一部改正について .....                                   | 10 |
| （提案理由説明）                                                          |    |
| 議案第12号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する<br>基準を定める条例の一部改正について ..... | 10 |
| （提案理由説明）                                                          |    |
| 議案第13号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について .....                          | 10 |
| （提案理由説明）                                                          |    |

|                                                                                 |    |
|---------------------------------------------------------------------------------|----|
| 議案第 14 号 さつま町介護保険条例の一部改正について                                                    | 10 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 15 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について                         | 10 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 16 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について                                                  | 10 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 17 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について                                                    | 10 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 18 号 さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について | 10 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 19 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について                                    | 10 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 20 号 令和 6 年度さつま町一般会計予算                                                      | 11 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 21 号 令和 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算                                              | 11 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 22 号 令和 6 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算                                               | 11 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 23 号 令和 6 年度さつま町介護保険事業特別会計予算                                                | 11 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 24 号 令和 6 年度さつま町上水道事業会計予算                                                   | 11 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 25 号 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計予算                                                | 11 |
| (提案理由説明)                                                                        |    |
| 議案第 26 号 字の区域の変更について                                                            | 25 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                                       |    |
| 議案第 27 号 町道路線の廃止又は認定について                                                        | 25 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                                       |    |
| 議案第 28 号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負変更契約の締結について                              | 26 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                                       |    |
| 報告第 1 号 令和 5 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第 2 号)について                            | 27 |
| (内容説明)                                                                          |    |
| 報告第 2 号 令和 6 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について                                       | 27 |
| (内容説明)                                                                          |    |
| 防衛施設等調査特別委員会の設置及び委員の選任について                                                      | 28 |

|                      |     |
|----------------------|-----|
| （決定・委員長・副委員長選任報告）    |     |
| 陳情について .....         | 2 9 |
| （委員会付託）              |     |
| 散 会 .....            | 2 9 |
| ○3月7日（第2日）           |     |
| 一般質問表 .....          | 3 1 |
| 会議を開催した年月日及び場所 ..... | 3 4 |
| 出欠席議員氏名 .....        | 3 4 |
| 出席事務局職員 .....        | 3 4 |
| 出席説明員氏名 .....        | 3 4 |
| 本日の会議に付した事件 .....    | 3 6 |
| 開 議 .....            | 3 6 |
| 一 般 質 問 .....        | 3 6 |
| 平山 俊郎議員 .....        | 3 6 |
| 自衛隊施設の誘致について         |     |
| 上久保澄雄議員 .....        | 3 8 |
| 高齢者福祉の推進について         |     |
| 自然災害等に対する防災対策について    |     |
| 川口 憲男議員 .....        | 4 7 |
| 公約の推進状況について          |     |
| 古田 昌也議員 .....        | 5 9 |
| 町民サービス向上について         |     |
| 自家用有償旅客運送について        |     |
| 観音滝公園について            |     |
| 橋之口富雄議員 .....        | 6 8 |
| 公民館の現状と課題について        |     |
| 散 会 .....            | 7 3 |
| ○3月8日（第3日）           |     |
| 一般質問表 .....          | 7 5 |
| 会議を開催した年月日及び場所 ..... | 7 8 |
| 出欠席議員氏名 .....        | 7 8 |
| 出席事務局職員 .....        | 7 8 |
| 出席説明員氏名 .....        | 7 8 |
| 本日の会議に付した事件 .....    | 7 9 |
| 開 議 .....            | 8 0 |
| 一 般 質 問 .....        | 8 0 |
| 上別府ユキ議員 .....        | 8 0 |
| 人権を尊重するまちづくり         |     |
| 带状疱疹ワクチン接種費用の助成について  |     |
| 高齢者福祉について            |     |

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 中村 慎一議員 .....                | 8 9   |
| 施政方針の人口減少対策について              |       |
| 歴史ゾーンの周辺整備の取組と将来に向けたビジョンについて |       |
| 有川 美子議員 .....                | 1 0 0 |
| 施政方針について                     |       |
| 医療について                       |       |
| 教育行政について                     |       |
| 散        会 .....             | 1 1 2 |

○ 3 月 1 1 日（第 4 日）

|                                                                      |       |
|----------------------------------------------------------------------|-------|
| 会議を開催した年月日及び場所 .....                                                 | 1 1 3 |
| 出欠席議員氏名 .....                                                        | 1 1 3 |
| 出席事務局職員 .....                                                        | 1 1 3 |
| 出席説明員氏名 .....                                                        | 1 1 3 |
| 本日の会議に付した事件 .....                                                    | 1 1 4 |
| 議案付託表 .....                                                          | 1 1 5 |
| 開        議 .....                                                     | 1 1 8 |
| 議案第 7 号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について .....                                | 1 1 8 |
| （総括質疑・委員会付託）                                                         |       |
| 議案第 8 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について .....                              | 1 1 8 |
| （総括質疑・委員会付託）                                                         |       |
| 議案第 9 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について .....                                  | 1 1 8 |
| （総括質疑・委員会付託）                                                         |       |
| 議案第 1 0 号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について .....                             | 1 1 8 |
| （総括質疑・委員会付託）                                                         |       |
| 議案第 1 1 号 さつま町学童館条例の一部改正について .....                                   | 1 1 8 |
| （総括質疑・委員会付託）                                                         |       |
| 議案第 1 2 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する<br>基準を定める条例の一部改正について ..... | 1 1 8 |
| （総括質疑・委員会付託）                                                         |       |
| 議案第 1 3 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について .....                          | 1 1 8 |
| （総括質疑・委員会付託）                                                         |       |
| 議案第 1 4 号 さつま町介護保険条例の一部改正について .....                                  | 1 1 8 |
| （総括質疑・委員会付託）                                                         |       |
| 議案第 1 5 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に<br>関する条例等の一部改正について .....   | 1 1 8 |
| （総括質疑・委員会付託）                                                         |       |
| 議案第 1 6 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について .....                                | 1 1 8 |
| （総括質疑・委員会付託）                                                         |       |
| 議案第 1 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について .....                                  | 1 1 8 |
| （総括質疑・委員会付託）                                                         |       |
| 議案第 1 8 号 さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配                            |       |

|                                                                  |       |
|------------------------------------------------------------------|-------|
| 置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について .....                    | 1 1 8 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                     |       |
| 議案第 1 9 号 さつま町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務に関する条例の一部改正について .....           | 1 1 8 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                     |       |
| 議案第 2 0 号 令和 6 年度さつま町一般会計予算 .....                                | 1 1 9 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                     |       |
| 議案第 2 1 号 令和 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 .....                        | 1 2 4 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                     |       |
| 議案第 2 2 号 令和 6 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 .....                         | 1 2 4 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                     |       |
| 議案第 2 3 号 令和 6 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 .....                          | 1 2 4 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                     |       |
| 議案第 2 4 号 令和 6 年度さつま町上水道事業会計予算 .....                             | 1 2 4 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                     |       |
| 議案第 2 5 号 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計予算 .....                          | 1 2 4 |
| (総括質疑・委員会付託)                                                     |       |
| 散 会 .....                                                        | 1 2 6 |
| ○ 3 月 2 6 日 (第 5 日)                                              |       |
| 会議を開催した年月日及び場所 .....                                             | 1 2 9 |
| 出欠席議員氏名 .....                                                    | 1 2 9 |
| 出席事務局職員 .....                                                    | 1 2 9 |
| 出席説明員氏名 .....                                                    | 1 2 9 |
| 本日の会議に付した事件 .....                                                | 1 3 0 |
| 開 議 .....                                                        | 1 3 2 |
| 議案第 7 号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について .....                            | 1 3 2 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                 |       |
| 議案第 8 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について .....                          | 1 3 2 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                 |       |
| 議案第 9 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について .....                              | 1 3 2 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                 |       |
| 議案第 1 0 号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について .....                         | 1 3 2 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                 |       |
| 議案第 1 1 号 さつま町学童館条例の一部改正について .....                               | 1 3 2 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                 |       |
| 議案第 1 2 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について ..... | 1 3 2 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                 |       |
| 議案第 1 3 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について .....                      | 1 3 2 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                 |       |

|           |                                                                        |       |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|-------|
| 議案第 1 4 号 | さつま町介護保険条例の一部改正について                                                    | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 1 5 号 | さつま町指定地域密着型サービス事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について                         | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 1 6 号 | さつま町企業立地促進条例の一部改正について                                                  | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 1 7 号 | さつま町営住宅等条例の一部改正について                                                    | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 1 8 号 | さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 1 9 号 | さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について                                    | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 2 0 号 | 令和 6 年度さつま町一般会計予算                                                      | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 2 1 号 | 令和 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算                                              | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 2 2 号 | 令和 6 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算                                               | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 2 3 号 | 令和 6 年度さつま町介護保険事業特別会計予算                                                | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 2 4 号 | 令和 6 年度さつま町上水道事業会計予算                                                   | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 2 5 号 | 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計予算                                                | 1 3 2 |
|           | (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                       |       |
| 議案第 2 9 号 | さつま町税条例の一部改正について                                                       | 1 4 1 |
|           | (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                              |       |
| 議案第 3 0 号 | 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 1 号）                                           | 1 4 1 |
|           | (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                              |       |
| 議案第 3 1 号 | 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）                                     | 1 4 1 |
|           | (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                              |       |
| 議案第 3 2 号 | 令和 5 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）                                      | 1 4 1 |
|           | (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                              |       |
| 議案第 3 3 号 | 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）                                       | 1 4 1 |
|           | (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                              |       |
| 議案第 3 4 号 | さつま町教育委員会委員の任命について                                                     | 1 4 7 |
|           | (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                              |       |
| 議案第 3 5 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                                       | 1 4 8 |

|                                                                 |       |
|-----------------------------------------------------------------|-------|
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                       |       |
| 議案第 36 号 人権擁護委員候補者の推薦について .....                                 | 1 4 9 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                       |       |
| 議案第 37 号 さつま町副町長の選任について .....                                   | 1 5 0 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決(無記名投票))                                |       |
| 陳情第 1 号 町議会と町が一体となった自衛隊施設誘致活動を町議会はやめるよう<br>に求める陳情書 .....        | 1 5 3 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                |       |
| 陳情第 2 号 川内原発 20 年延長に関する陳情書 .....                                | 1 5 4 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                |       |
| 陳情第 3 号 川内原発 20 年延長に関する陳情 .....                                 | 1 5 4 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)                                                |       |
| 報告第 1 号 令和 5 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算<br>(第 2 号) について ..... | 1 5 6 |
| (質疑)                                                            |       |
| 報告第 2 号 令和 6 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について<br>.....              | 1 5 6 |
| (質疑)                                                            |       |
| 議員派遣の件 .....                                                    | 1 5 6 |
| (決定)                                                            |       |
| 閉会中の継続調査の件 .....                                                | 1 5 6 |
| (決定)                                                            |       |
| 閉 会 .....                                                       | 1 5 7 |

令和6年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

令和6年2月26日



令和6年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年2月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 新 改 幸 一 議員  | 2番 平 山 俊 郎 議員  |
| 3番 上 圀 一 行 議員  | 4番 橋之口 富 雄 議員  |
| 5番 中 村 慎 一 議員  | 6番 上別府 ユ キ 議員  |
| 7番 森 山 大 議員    | 8番 新 改 秀 作 議員  |
| 9番 平八重 光 輝 議員  | 10番 有 川 美 子 議員 |
| 11番 古 田 昌 也 議員 | 12番 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 上久保 澄 雄 議員 | 14番 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 柏 木 幸 平 議員 | 16番 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 事務局 長 早 崎 行 宏 君  | 議事係 長 西 浩 司 君 |
| 議事係 主任 杉 元 大 輔 君 |               |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 町 長 上 野 俊 市 君     | 副 町 長 高 田 真 君      |
| 教 育 長 中 山 春 年 君   | 総 務 課 長 角 茂 樹 君    |
| 企画政策課長 小野原 和 人 君  | 財 政 課 長 富 満 悦 郎 君  |
| 町民環境課長 松 山 和 久 君  | 保健福祉課長 甫 立 光 治 君   |
| 高齢者支援課長 久保田 春 彦 君 | 子ども支援課長 藤 園 育 美 君  |
| 耕地林業課長 上谷川 征 和 君  | ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君 |
| 建 設 課 長 原 田 健 二 君 | 水 道 課 長 出 水 隆 君    |
| 消 防 長 萩木場 一 水 君   | 教育総務課長 大 平 誠 君     |
| 社会教育課長 永 江 寿 好 君  |                    |

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 2 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 さつま町監査委員条例等の一部改正について
- 第 7 議案第 4 号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第10号）
- 第 8 議案第 5 号 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 6 号 令和5年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 7 号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について
- 第11 議案第 8 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第12 議案第 9 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について
- 第13 議案第10号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第14 議案第11号 さつま町学童館条例の一部改正について
- 第15 議案第12号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第16 議案第13号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第17 議案第14号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第18 議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
- 第19 議案第16号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第20 議案第17号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第21 議案第18号 さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第19号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第23 議案第20号 令和6年度さつま町一般会計予算
- 第24 議案第21号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第25 議案第22号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26 議案第23号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第27 議案第24号 令和6年度さつま町上水道事業会計予算
- 第28 議案第25号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算
- 第29 議案第26号 字の区域の変更について
- 第30 議案第27号 町道路線の廃止又は認定について
- 第31 議案第28号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負変更契約の締結について
- 第32 報告第 1号 令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について
- 第33 報告第 2号 令和6年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第34 防衛施設等調査特別委員会の設置及び委員の選任について

### 第 3 5 陳情について

△開 会 午前９時３０分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和６年第１回さつま町議会定例会を開会します。

---

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第１「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、５番、中村慎一議員及び６番、上別府ユキ議員を指名します。

---

△日程第２「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第２「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月２６日までの３０日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から３月２６日までの３０日間に決定しました。

---

△日程第３「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第３「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。

去る１月３０日、町議会議員研修視察として、福岡県北九州市の陸上自衛隊富野分屯地弾薬支処の現地視察を行いましたので、御報告します。

富野分屯地は、陸上自衛隊で全国に１４か所、九州では３か所しかない弾薬庫の一つであり、北九州市小倉北区足立山の標高５００メートルから６００メートルの山に囲まれた谷あいには設置されています。施設の建設は、昭和１６年に旧陸軍の火薬庫として設置されたもので、その後、一部の改修と作業所、管理棟などを新たに増設し、現在に至っております。

この施設は、佐賀県にある陸上自衛隊目達原弾薬支処を補完する施設として活用され、施設内には地中式トンネル式の弾薬庫のほか、作業用施設３か所、管理施設などがあり、５０名の隊員が勤務し、約４分の３が所帯持ちで近傍の一般住宅に、独身者は小倉駐屯地内の官舎に居住しているとのことであります。

支処での業務は、弾薬等の補給、保管、整備、検査及び弾薬保管箱等の改修が主要業務であり、弾薬等は外部で製造されたものが運ばれ、この施設で保管されているとのことであります。

富野分屯地は、火薬取締法の保安基準や保安距離を満たしており、全国の弾薬庫でも、設置後、

火災や爆発等の事故は1件も発生していないとのことであります。

また、北九州市では、市民の皆さんが自衛隊活動に以前から協力的であり、分屯地周辺においても、これまで反対運動等はなく、弾薬等の搬入・搬出時においても苦情はないとのことであります。

加えて、周辺地域の自治会と合同で自治活動や環境整備活動等も行っており、地域との関わりも、長年にわたり良好な関係を築かれているようでありました。

今回の施設は、防衛省が令和6年度にさつま町内において弾薬庫施設設置のための調査費用を予算計上されることに伴い、研修視察を実施したところであります。視察当日は九州防衛局からも出席をされておりましたので、本町での設置場所や施設の概要、工事着手の見込みなど、関係住民や町民に対し、その都度、必要かつ具体的な説明を行っていただくよう強く要請をいたしたところであります。

以上、簡単であります、今回の研修視察の報告といたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### △日程第4「行政報告」

##### ○議長（宮之脇尚美議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

##### ○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしてあるところでございますけれども、この中で、1月15日の鹿児島大学での自治体政策講義、1月25日の九州地方整備局への要望について、補足して御報告を申し上げます。

初めに、1月15日の鹿児島大学での自治体政策講義についてでございます。

この講義につきましては、地方自治に関心の高い学生に対して開講されている講義でございます。鹿児島大学崎野准教授より、市町村長の代表として依頼がございまして、当日は169名の鹿大生を前に教壇に立ったところであります。

講義の内容につきましては、町総合振興計画を基本のテーマとしまして、財政状況、基幹産業である農業や製造業、温泉や蛸などの魅力を紹介いたしましたところであります。これに加えまして、過疎化が進行する中で、我々、市町村行政こそが最先端の行政であるということを強調しながら、地方自治体の存在意義や行政実務のやりがいについて、直接、自身の言葉でお伝えしたところであります。

なお、受講後に提出されたレポートでは、「さつま学の推進等によって子供たちの豊かな人格形成を主眼とした取組が積極的に行われていることに好感を持った」ということや、「後輩や知り合いで公務員を目指す人にもさつま町のよさを伝えていきたい」といったような感想もいただいたところであります。

今後につきましても、このような機会を通じまして、本町の魅力はもとより、さつま町への関心を持っていただけるようなPR活動も積極的に行ってまいります。

次に、1月25日の九州地方整備局への要望についてでございます。

毎年度実施しております九州地方整備局への要望活動につきましては、北薩空港幹線道路、川

内川水系かわまちづくり、大鶴湖周辺の整備、北薩広域公園の整備について、要望を行ってまいりました。

要望に当たりましては、森戸九州地方整備局長、寺本副局長及び徳元建設部長など、関係各所に対し、北薩横断道路の全線早期完成並びに必要な予算の確実な確保等について、要望を行ったところであります。森戸整備局長からは、関係各所と連携し、しっかりと進めていきたいとの回答をいただいたところであります。

今後におきましても、引き続き、各事業の早期完成実現に向け、関係自治体と一体となって推進してまいります。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第2号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第6「議案第3号 さつま町監査委員条例等の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第2号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」及び日程第6「議案第3号 さつま町監査委員条例等の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第2号及び議案第3号につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第2号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

次に、「議案第3号 さつま町監査委員条例等の一部改正について」であります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○町民環境課長（松山 和久君）

おはようございます。それでは、「議案第2号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（萩木場一水君）

引き続きまして、消防本部関係の別表第2部分について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第3号 さつま町監査委員条例等の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから議案第2号及び議案第3号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第2号及び議案第3号の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第2号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第2号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第3号 さつま町監査委員条例等の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第3号 さつま町監査委員条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第7「議案第4号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」、日程第8「議案第5号 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第9「議案第6号 令和5年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「議案第4号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」から、日

程第9「議案第6号 令和5年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第4号から議案第6号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第4号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」についてであります。

これは、開発振興費に要する経費及び道路新設改良費、森林土木整備事業費、県営土地改良事業費、予防費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,667万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億8,980万9,000円とするものであります。

次に、「議案第5号 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、保険料還付金に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,147万2,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第6号 令和5年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、農業集落排水施設整備及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,586万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,474万2,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

それでは、「議案第4号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（甫立 光治君）

それでは、「議案第5号 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第6号 令和5年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから議案第4号から議案第6号までの議案3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○有川 美子議員

改めまして、おはようございます。

今の議案第4号のところで、過疎対策道路整備事業費のところを1問だけ質問いたします。

これ、土木債のほうが今回2,600万円増というところなんですが、これ実際にはかなり増額されておりますよね。ここの増額に至った理由というか、その事情のところを御説明してください。

○建設課長（原田 健二君）

ただいま過疎対策整備事業の堂脇高柳線のほうの御質問でございます。

この路線につきましては、1工区、2工区に分けての工事整備ということで準備を進めておりまして、今回1工区のところがある程度進捗が見えたところでございますので、今回2工区のほうの対応をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○上別府ユキ議員

予防接種事業についての成人用肺炎球菌予防接種の対象者変更に伴う健康管理システム改修に係る費用についてということで計上されていますが、対象者変更に伴うというところの説明をお願いします。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

肺炎球菌の対象者の変更のところの御質問でございますが、今年度、3月31日までは、対象者が65歳から5歳刻みで100歳以上となる方に対して、対象となっております。これが令和6年度から、対象者が65歳のみとなることによるシステム改修でございます。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号から議案第6号までの議案3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第6号までの議案3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第4号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第４号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第１０号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５号 令和５年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５号 令和５年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第６号 令和５年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第６号 令和５年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第１０「議案第７号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について」、日程第１１「議案第８号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、日程第１２「議案第９号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、日程第１３「議案第１０号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第１４「議案第１１号 さつま町学童館条例の一部改正について」、日程第１５「議案第１２号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第１６「議案第１３号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第１７「議案第１４号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第１８「議案第１５号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」、日程第１９「議案第１６号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程

第20「議案第17号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第21「議案第18号 さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、日程第22「議案第19号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第23「議案第20号 令和6年度さつま町一般会計予算」、日程第24「議案第21号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第25「議案第22号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第26「議案第23号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第27「議案第24号 令和6年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第28「議案第25号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第10「議案第7号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について」から、日程第28「議案第25号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算」までの議案19件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由及び令和6年度施政方針の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

令和6年3月議会定例会の開会に当たりまして、令和6年度の町政運営について私の基本的な考え方を明らかにしますとともに、各会計の当初予算をはじめとする諸議案について、その概要を御説明申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、令和6年の輝かしい新年を迎え、昇り輝く朝日に向かい町民の皆様と共にさらなる本町の振興・発展に向け、心新たにする中、まさしく全国を震撼させた能登半島地震が発生いたしました。

平成23年3月の東日本大震災以来の最大震度7を記録した地震は、北陸地方の広範囲に甚大な被害を発生させました。改めまして、亡くなられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、被災地の日も早い復旧・復興を願うものであります。

地震をはじめ、大雨などによる自然災害に対し、改めて自らの命、大切な人の命を守るために、日頃からの災害への備えを行政及び町民の皆様と一体となりながら取り組んでまいります。

昨年を振り返りますと、3年余りにわたり私たちの生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症が、昨年5月、5類感染症に引き下げられ、本町におきましても、夏まつりや産業祭、かごしま国体など様々な催しが、多くの関係者のお力添えの下に開催されるなど、まちのにぎわいや各地域におけるコミュニティ活動において、少しずつ日常を取り戻してきていると実感しているところであります。

一方、世界情勢の影響による燃料価格の高騰は、長期化の一途をたどり、エネルギー・食糧価格の高騰やそれに起因する経済の減速は、本町の町民生活や産業活動に大変厳しい影響を与えて

いるところであります。町といたしましては、国や県と連携しながら生活や事業活動をしっかりと下支えし、本町の力強い経済再生へ向けた取組をさらに進めてまいりたいと考えているところであります。

私も町政を預かりましてから、任期の最終年を迎えます。町民の皆様から頂きました信頼と負託にお応えするよう、山積する行政課題に、共に向かい合い、共に考え、手を携えながら総合振興計画やマニフェストに基づき、「夢と希望のある ふるさとづくり」がさらに前進するよう、町政運営に全身全霊を傾注し、取り組んでまいる所存であります。

それでは、本年度の事務事業や推進方針について、第2次総合振興計画の項目に沿って御説明を申し上げます。

まず、『ひと』ふれあうさつまへの取組としまして、第1に「まちぐるみで育み、子どもの笑顔が輝くまち」であります。

国では令和5年4月にこども家庭庁が創設され、子供の健やかな成長を支援する取組がなされております。本町でも、子供や子育ての方々が様々な制度やサービスを利用できるよう、町全体で支援する取組を積極的に進めてまいります。

子育て環境の充実については、新たに宮之城ひまわり館内に子育て世帯が集うことのできる子育て拠点を開設いたします。未就学児が遊べる室内遊具の設置や、子育て支援センターのサークル活動、宮之城保健センター等で開催していた子育て相談も実施し、子育ての不安解消に努めてまいります。

あわせて、宮之城保健センター内の出張助産所も継続し、安心して子供を産み育てることができる環境の整備を進めてまいります。

また新たに、産後ケア事業では、産婦と相談して必要なケアのプランを立て、自宅で安心して心と体のケアを継続的に支援するアウトリーチ型のケア体制を整えてまいります。

さらに、環境整備とともに、出産、子育ての悩みに寄り添い対応するきめ細かな相談支援を継続して実施してまいります。

延長保育や病児保育等の特別保育は、保護者の要望に対応できる体制を整え、引き続き保育士等の処遇改善にも取り組んでまいります。

保護者の経済的負担軽減対策としまして、今年度から保育料を完全無償化いたします。さらに、任意予防接種のおたふくかぜワクチンを、1回当たり500円で接種できるよう拡充し、子供の健康を守る取組を進めてまいります。

また、出産前後に支給する出産・子育て応援給付金に加え、本町独自の妊娠8か月を迎えた母親に支給する出産準備応援給付金、高校生までの保険診療に係る医療費の無償化やインフルエンザ予防接種費用の助成、教育・保育施設の副食費助成、障害児支援事業利用料助成を継続して実施してまいります。

きめ細かな子育て支援につきましては、北部児童相談所や警察署、医療機関、教育・保育施設、学校、教育委員会と連携し、児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応に当たり、全ての子供が健やかに成長できるよう支援に努めてまいります。

丁寧な関わりや特別な支援を必要とする児童には、医療機関等と連携し、家族のニーズを把握し寄り添った支援の充実を図ってまいります。

子供が健やかに成長する環境の整備については、新たに柏原小学校区と薩摩小学校区に放課後児童クラブを設置いたします。これにより、町内全ての小学校区に放課後児童クラブが開設されることになり、子供や保護者にとって安心できる居場所が整うことになります。

また、放課後児童クラブ支援員の処遇改善も引き続き実施し、各放課後児童クラブ支援員の研

修や情報交換の機会を設けるなど、働きやすい環境づくりを進めてまいります。

教育の推進については、町教育大綱及び第2次教育振興基本計画に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進に取り組んでまいります。

学校施設については、児童生徒が安全で安心して学べるよう、計画的な環境整備及び安全対策に努めてまいります。

通学路の安全確保については、交通安全・防犯・防災の3観点に基づき、学校、教育委員会、関係機関等が連携して必要な対策を講じてまいります。

学校規模の適正化につきましては、本年4月に開校する薩摩小学校の大規模改造事業に着手するとともに、学校運営のフォローアップに努め、地域や保護者に信頼される学校づくりを進めてまいります。

学校教育については、郷土を愛する心の教育を推進するとともに、確かな学力、豊かな心、健やかな体を備え、夢や目標に向かってたくましく生き抜く力を身につけた志の高い児童生徒の育成と、教職員の資質や指導力の向上に取り組んでまいります。

本年度の重点的な取組として、第1に学力の向上を、第2にコミュニティ・スクールの実現、第3にさつま学による、郷土愛の育成を目指してまいります。

薩摩中央高等学校につきましては、地域みらい留学365の取組をはじめ、継続的に進めてきた各種振興対策により、入学希望者が増加傾向にあることから、引き続き、学校の活性化、生徒の活躍を支援し、学校の魅力を高める取組を進めてまいります。

また、本年度は、薩摩中央高等学校創立20周年の節目を迎えることから、町を挙げた盛り上がりや醸成できるよう、町と高校で包括連携協定を結び、学校魅力化のさらなる推進をはじめ、各種記念事業等の開催を支援してまいります。

学校給食については、安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、賄い材料費において地産地消の推進、給食費の助成事業に引き続き、取り組んでまいります。

なお、本年度から学校給食の1センター化に伴い、より良質な学校給食の提供を効率的・効果的に進めてまいります。

第2に、「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」であります。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づく各種の高齢者福祉サービスを推進してまいります。

特に高齢化の進行に伴い、フレイルの予防を含めた健康づくり・介護予防の推進、認知症対策、在宅医療と介護連携の推進、相談支援体制・見守りの充実等を図るため、保健・医療・福祉・介護等の社会資源やマンパワーを広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支える地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、介護人材の確保が課題となる中で、介護現場の業務負担軽減や職場環境の改善のためのシステム導入、介護人材の確保・定着を目的とした介護従事者の資格取得を支援してまいります。

地域福祉については、第2次町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指して、地域・住民・行政・社会福祉関係機関の協働の下、助け合い、支え合いながら、それぞれの地域が抱える福祉課題の解決に取り組んでまいります。

障害者福祉については、障害のある方が、住み慣れた地域で、生き生きと暮らすことができるよう第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画によるサービス提供に取り組んでまいります。

また、さつまふるくしマルシェや障害者週間を通じ、障害や障害者への理解、就労支援事業所の周知及び一般就労に向けた職業相談の充実に取り組んでまいります。

健康づくりの推進については、第3次健康さつま21を基本に、健康さつまポイント事業・ころばん体操の推進など、町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを進めてまいります。

また、特定健診及び各種がん検診については、第3期データヘルス計画に基づき、休日検診の実施など受診率向上及び保健指導の充実を進め、疾病の早期発見・早期治療並びに生活習慣病の改善による重症化予防に取り組んでまいります。

ワンコインがん検診につきましては、受診者数の増加に一定の効果がありましたことから、引き続き取り組んでまいります。

感染症対策については、国や県の動向を注視し、適切な対応に努めますとともに、予防接種の推進については、新たに带状疱疹ワクチン接種費用の助成を加えるなど、発症予防や重症化予防に取り組んでまいります。

また、新たに高齢者の健康保持・介護予防に取り組む高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組んでまいります。

こころの健康づくりの推進については、第2次町いのち支える対策推進計画に基づき、相談支援体制の充実と人材育成に取り組んでまいります。

医療の確保については、引き続き、地域医療の核となる薩摩郡医師会病院の医師確保支援等に努めてまいります。

第3に、「ともに認めあい、支えあうまち」であります。

人権を尊重するまちづくりについては、お互いを認め合い、個性と能力を発揮し、平等と多様性を尊重する社会の実現を目指し、同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた人権学習・啓発に努めてまいります。

多文化共生の推進につきましては、言葉や文化、風習が異なる外国人の方々地域の一員として安心して生活できるよう、交流機会を促進しながら、相互理解を深める取組を進めてまいります。

第4に、「安全・安心の輪を広げるまち」であります。

地域防災力の強化については、引き続き自主防災組織が行う防災活動に対する支援や防災士など地域防災リーダーの育成、出前講座の実施など、人材育成及び防災学習の充実を図ってまいります。

避難体制については、自主防災組織等が自主的に運営する届出避難所運営事業により、地域住民が自助、共助により迅速に避難できる体制づくりを進めるとともに、指定避難所におけるWi-Fi環境の活用、簡易ベッド等の備蓄計画に基づく補充整備、また浸水検知センサーによる避難誘導機能の強化に取り組んでまいります。

常備消防及び救急業務では、町民の防災意識及び応急手当の普及啓発に努めるとともに、隊員の資質向上を図るため各種研修に積極的に派遣し、消防力及び救急体制の強化に努めてまいります。また、令和7年4月の北薩3消防本部指令センターの運用開始に向けて、関係消防本部と連携し、施設整備を進めてまいります。

非常備消防につきましては、消防団への新たな団員の確保に努めるとともに、新たに消防団員の準中型免許等の取得助成など団員の処遇改善に取り組んでまいります。

また、消防自動車の更新、耐震性貯水槽の設置など、消防用資機材及び施設等の充実に努めてまいります。

交通・防犯対策については、カーブミラーや区画線等の交通安全施設の整備、防犯灯設置及び防犯カメラの整備を計画的に進めるとともに、悪質巧妙化する詐欺等の消費者被害防止のための啓発活動や相談体制の強化、資機材の支援を関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、『まち』にぎわうさつまへの取組として、第1に「価値ある資源が活かされるまち」であります。

農林業の振興については、第4次農林業いきいきプランに基づき、稼ぐ力を創造し、活力ある農林業に取り組んでまいります。

また、「薩摩のさつま」の地域ブランド確立に向けて、県内外への情報発信を積極的に進め認知度を高めるとともに、農商工連携や農産物の6次産業化を進め、さらには城山観光株式会社との包括連携協定を生かし、イベントの開催や農産物加工品の開発に取り組むなど、より一層の魅力向上、販路拡大を支援してまいります。

安心安全な農産物の生産と環境に配慮した農業生産活動を促進するため、かごしまの農林水産物認証制度（K—GAP）への取組を継続的に支援するとともに、国際水準のGAPや有機JASについての情報提供等を行いながら、自然に優しい持続性の高い環境保全型農業の仕組みづくりに取り組んでまいります。

具体的には、化学肥料の低減定着、減農薬栽培や輸出向け農産物の有機栽培等の環境に優しいSDGsの取組を進めてまいります。

販売対策については、JA北さつまと連携し、1つ目に輸送コストの削減を図るため、出荷先の中央卸売市場を厳選し、2つ目に市場関係者や消費者から信頼される農産物の品質向上に向けた取組を進め、3つ目にトップセールス等による都市圏での販売促進活動を展開するなど、地元農産物のサプライチェーンにおける付加価値の創出に取り組んでまいります。

農業・農村の多面的機能を発揮するため、日本型直接支払制度である中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度を活用し、地域の共同取組活動を支援することで、地域資源の適切な保安全管理に努めてまいります。

水田農業対策につきましては、引き続き暗渠排水事業の実施や町で所有していますせん孔暗渠機械及び耕盤破砕機械の貸出しによる水田の汎用化に努め、高収益作物の作付を推進し、生産性の高い農業の生産基盤づくりに取り組んでまいります。

有害鳥獣対策については、山林と集落間の草払いや樹木の伐採を推進し、集落に有害鳥獣を寄せつけない対策、対象鳥獣の捕獲及び防護柵等の設置など、鳥獣被害対策実施隊による集落周辺での対策をバランスを図りながら実施してまいります。

また、有害鳥獣の生態等を学習する出前講座の受講を促進し、有害鳥獣対策の普及や周知啓発に取り組んでまいります。

畜産については、全国屈指の種雄牛の産子による優良子牛生産地の強みを生かし、子牛育成マニュアルに沿った飼養管理の徹底や適正交配を推進するなど農家指導体制の強化に努めてまいります。

また、畜産基盤再編総合整備事業や畜産クラスター事業の積極的な導入による畜舎の整備、同事業による飼料畑造成及び機械リース事業の実施により、畜産生産基盤の整備に努めてまいります。

子牛平均価格向上については、トップセールスと併せた購買者誘致活動に取り組み、魅力ある市場の維持・発展に努めてまいります。

高病原性鳥インフルエンザや豚熱をはじめとする家畜伝染病の侵入防止策としまして、家畜飼養衛生管理基準の遵守と消毒の徹底を農家に働きかける等、家畜防疫体制の強化に努めてまいります。

また、肥料や配合飼料をはじめとする生産資材等の高騰対策については、国や県の動向を注視し、町単独の物価高騰対策など状況に応じた取組を進めてまいります。

農業者の安定的な経営対策につきましては、引き続き収入保険制度への加入を促進し、収入保険制度支援対策事業により掛金助成を実施するなど、農家支援に努めてまいります。

地域ごとの農業振興については、人・農地プランに基づく実践活動の展開を促進するとともに、令和7年3月末までに、新たに農用地等の区域を定めた地域計画の策定を農業委員会と協力しながら取り組んでまいります。

担い手育成等については、基盤整備事業による農地集積を推進し、区画の大型化、かんがい排水施設の整備による高収益作物等の導入を進めてまいります。

また、新規就農者等については、各種研修会や巡回訪問等により情報提供を行うなど、認定農業者への誘導に努めるとともに、認定農業者や集落営農組織等については、大型農業用機械やスマート農業機械等の導入による省力化対策を進め、地域農業が将来に向かい希望が持てる「稼げる農業」へと進展する取組を進めてまいります。

農業労働者の確保については、経営継承を伴う農業後継者や新規就農者を、県、JA北さつま、町の3者が一体となった支援チームを編成し、育成・確保・機械設備の導入補助等各種の経営支援策を講じるとともに、農業青年と女性との出会いの場の提供も進めてまいります。

農業基盤整備等については、老朽化する農業用施設の長寿命化対策を佐志地区ほか4地区で実施し、農業経営の基盤強化に努めてまいります。また農村地域防災減災事業において、防災重点農業用ため池に指定されている早谷の池の堤体の強化を図り、農村環境の安心・安全の確保に努めてまいります。

林業については、森林環境譲与税を活用し、再造林や拡大造林による二酸化炭素吸収量に応じた交付金を森林所有者へ直接交付する持続可能な森林づくり事業や、補助事業の活用が困難な零細な林業事業体の再造林を促進し育成を図るための未来へつなぐ豊かな森林づくり事業を推進するなど、森林資源の循環促進に努めてまいります。

また、町内小学校の3年生を対象に、森林の役割や木の性質などについて学ぶ森林環境教育に取り組み、次の世代を担う子供たちの森林環境に対する意識の醸成に努めてまいります。

商工業の振興については、町内商工業の活性化を図るため、新規参入者や小売業等の店舗整備事業に取り組むとともに、自動販売機の更新が必要なたばこ販売事業者が継続的に経営できるよう新たな支援に取り組んでまいります。

また、商工会を中心として取り組んでいるまちゼミは、事業者の意欲向上や新規顧客の拡大、さらには地域活性化への効果が期待されますことから、引き続き支援・協力してまいります。

観光につきましては、町観光振興基本計画に基づき、観光資源のブラッシュアップを図るとともに、公民会やNPO等が行う交流人口の増大を目的としたイベントへの支援をはじめ、鶴田ダムを核としたインフラツーリズムなどにより回遊性を促す取組を進めてまいります。

鹿児島銀行との協働によるローカルブランディングは、これまでの取組を具現化するため、紫尾温泉における新たな観光関連産業の創出を図ってまいります。

また、道の駅の整備につきましては、既存の直売所等の今後の在り方も含め方向性を整理していきたいと考えております。

労働力の確保につきましては、若者等の定住と雇用促進を図るため、新卒者や転入者に対する就労支援奨励金の交付を継続してまいります。

また、転入者や町内居住の新婚世帯にあつては、民間賃貸住宅を利用する場合の家賃補助をさらに充実いたします。

事業主には社員用住宅の建設に係る支援を行い、雇用の確保と従業員の利便性の向上に努めてまいります。

企業誘致については県とも連携し、誘致企業や新規開拓した企業の本社訪問を行い、設備投資等に関する企業情勢の情報収集に努め、積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

自衛隊施設の誘致については、さつま町防衛施設誘致推進協議会と一体となり取り組んだ結果としまして、国において後方支援施設の適地調査が内定しましたことから、今後は、国に対し住民の皆様への丁寧な説明を要請するとともに、関係機関等の協力を得ながら進めてまいります。

第2に「さつま学の推進による人間性豊かなまち」であります。

社会教育については、家庭教育学級や家庭教育支援活動の充実を図るために、地域家庭教育推進協議会と連携し各種講座を開催するなど、家庭教育支援推進事業を積極的に推進してまいります。

青少年育成については、青少年育成町民会議を中心に地域や各種団体との連携を図り、さつまふるさと体験塾による青少年交流活動や親子での体験活動を通じて、未来を担う子供たちの郷土を愛する心の醸成に努めてまいります。

生涯学習講座については、ライフステージに応じた学習機会の提供に努め、生涯学習への関心を一層高めるよう魅力ある学習環境づくりに取り組んでまいります。

スポーツ振興については、昨年開催されましたかごしま国体の盛り上がりを継続して、関係機関・団体等と連携した各種スポーツ大会の開催や出前講座等による生涯スポーツの推進を図り、町民の健康・体力づくりと競技力向上に努めてまいります。

文化の振興については、誰もが芸術・文化に触れる機会・環境づくりを推進するため、吹奏楽フェスタやさつま美術展等の開催、文化協会等の活動支援を行うとともに、小学生への文化教育推進のための青少年劇場を実施してまいります。

宮之城文化センターにつきましては、町文化施設整備委員会の整備に関する意見書の答申を受け、大規模改修に向けての実施設計を行うとともに、他の文化施設の維持補修にも取り組んでまいります。

文化財の保存については、指定文化財を中心に案内板等の整備を行うとともに、引き続き保存活用に努めてまいります。

また、郷土芸能保存伝承にも積極的に取り組んでまいります。

第3に「みんなに優しく魅力あふれるまち」であります。

道路交通網の整備・充実については、計画的かつ効率的・効果的な道路整備及び維持管理に努めてまいります。

また、高規格道路北薩横断道路については、町内における最終区間となった宮之城道路の詳細設計をはじめとした今後の事業推進が加速されるよう、地域住民の御理解と御協力をいただきながら、早期全線開通に向け、関係機関との連携を図ってまいります。

町内の道路、河川などの公共土木施設の災害復旧については、地滑り災害1件を残し、全ての工事発注を終えており、引き続き早期復旧に努めてまいります。

公共交通対策については、令和5年度にスタートした自家用有償旅客運送の実証実験を継続しながら、本格運用につなげるとともに、地域での新たな担い手確保に取り組んでまいります。

また、公共交通を取り巻く状況は、慢性的な乗務員不足に加え、2024年問題の影響もあり、深刻な事態となることが予想されることから、引き続き事業者における担い手確保について、事業者はもとより県や関係機関と連携して支援してまいります。

町営住宅につきましては、公営住宅等長寿化計画に基づき、戸子田団地及びウッドタウン団地の屋根外壁塗装工事を行うほか、計画的な修繕と点検を実施し、よりよい住環境の提供に取り組んでまいります。また、町民の安心安全な住環境の整備を図るため、引き続き住宅リフォーム

支援事業や危険家屋解体撤去補助事業を推進してまいります。

人口減少対策については、移住定住と子ども・子育ての支援を充実させ、併せてホームページや関連イベント等により、移住希望者に対する支援情報の周知を積極的に進めてまいります。

特に、移住定住対策については、空き家情報バンクのさらなる充実と利活用を進めるほか、住宅取得等に係る補助を拡充するとともに、民間による賃貸住宅の建設や増設を支援することで、入居希望者のニーズに合った賃貸住宅の設置を促進し、転出の抑制、転入・定住人口の増加、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

移住相談会につきましては、引き続きNPO法人や鹿児島県等が主催する移住イベントに積極的に参加し、本町の情報発信に努めてまいります。また、本町独自の誰でも気軽に参加でき、何でも話せる移住イベントを開催し、関係人口の構築と移住希望者の増加に努めてまいります。

次に、『自然』うるおうさつまへの取組として、第1に「豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち」であります。

県立北薩広域公園の整備促進については、歴史ゾーンの早期完成や公園内施設の充実が図られるよう、引き続き国・県への要望を行ってまいります。

また、都市公園については、公園施設長寿命化計画に基づき、宮之城運動公園多目的広場及び北薩広域公園内ちくりん公園の園路整備や施設の清掃・保守・修繕など維持保全に努めてまいります。

都市下水路につきましては、都市下水路ストックマネジメント計画に基づき、轟原都市下水路整備設計や虎居都市下水路整備工事のほか計画的・効率的に施設の修繕・維持管理を行ってまいります。

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルさつま町宣言の実現に向けて、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を推進するため、住宅支援や電気自動車の購入支援を進めてまいります。

河川浄化対策につきましては、流域市町及び関係機関と連携を図り、川内川及びその支川並びに水路等の水質調査・分析や合併処理浄化槽及び農業集落排水事業の推進、不法投棄箇所の合同巡視など、関係機関と一体となり対応策を検討し取組を進めてまいります。

また、近年、蛍が減少し、まちの観光や魅力発信などに大きな影響を与えていることから、地域住民やNPO専門家、国など、関係機関団体等で構成する組織を設置し、蛍の住める環境づくりを進めてまいります。

第2に、「ふるさとを見直し、資源を大切にすまち」であります。

一般廃棄物対策については、あらゆる機会を捉え、ごみの分別徹底・減量化などの周知に努めるとともに、様々な広報手段を活用した収集カレンダーや分別方法の周知啓発に取り組んでまいります。

また、不法投棄の防止の強化を図るとともに、リサイクルによる再資源化や生ごみの堆肥化を推進し、SDGsの目標である循環型社会の形成に努めてまいります。

町エネルギービジョンに基づく取組については、町民生活、企業活動等の行動促進を図るためのセミナー等の継続的な開催や企業や農業従事者における再生可能エネルギー導入の支援に加え、町有施設の太陽光発電設備の導入可能性について研究を進めてまいります。

最後に、『みんなで紡ぐ』さつまへの取組として、「語らいで育み、連携と役割を担うまち」であります。

町政への町民参加、参画の推進については、第3次総合振興計画の策定に合わせ、まちづくりワークショップやまちづくりコンテストの開催、女性団体など各種団体との意見交換等を積極的

に行うなど、町民の皆様の多様な声を伺いながら、町勢発展へのベクトルが同じ方向となるよう町民視点での政策づくりを進めてまいります。

また、誰一人取り残さない社会を目指すSDGsの理念を共有し、SDGsの取組の普及啓発を行いながら、まち全体への浸透と理解促進を図り、町民や企業・団体、学校、地域の皆様と一体となった実践の輪の拡大に取り組んでまいります。

地域コミュニティにつきましては、地域づくり活性化計画に基づく各区公民館の進捗を確認しながら、地域元気再生事業を効果的に活用し、地域課題の解決と活性化につながるよう地域と一緒に取組を進めてまいります。

学校跡地等については、利活用促進のための制度を創設し、まちづくりの方向性との整合性を図りながら、地域の活性化を含めた新たな拠点となるよう民間事業者等への譲渡や貸付けなど積極的に取り組んでまいります。

総合振興計画や総合戦略をはじめとする各種計画については、より目標を意識した取組を全庁的に進めてまいります。また、限られた財源の中で効果的・効率的な行政運営となるよう、新たな自主財源の確保を図りながら、事務事業の選択と集中につながる評価制度の見直しを含めた行財政改革に取り組んでまいります。

これらの改革を的確かつ迅速に推進するために、本年4月から行政組織を再編し、複雑多様化する行政ニーズに適切に 대응していけるよう取り組んでまいります。

また、行政のデジタル化をはじめとしたデジタル社会の実現へ向けた取組やふるさと納税など自主財源確保のための取組も積極的に進めてまいります。

結びに、本町は、来年3月22日に町制施行20年の節目を迎えます。主な記念事業等については、令和7年度に行う予定といたしておりますが、この記念すべき年を町民の皆様と共に祝い、年間を通して楽しみ、心に残る事業となるよう、実行委員会を設置して検討してまいります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時55分とします。

---

休憩 午前10時42分

---

再開 午前10時55分

---

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

次に、令和6年度の予算編成についての概要を申し上げます。

政府は、令和6年度予算編成について、令和5年度補正予算と一体としながら、「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、物価高騰に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民間需要が主導する持続的な成長の実現を掲げているところであります。

また、人への投資、科学技術の振興、エネルギー・デジタル・半導体分野での国内投資の促進、少子化対策・こども政策の拡充、さらに、防災・減災、国土強靱化などの安全・安心の確保に加え、防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応など、重要な政策課題について、めり張りの利いた予算編成を行うとしています。

地方財政対策においては、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを的確に提供できるよう、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的にその水準が確保される見通しであります。

本町の財政運営を取り巻く環境は、町税の伸び悩みや地方交付税の減少など財源の確保に苦慮しているところであります。

一方で、人口減対策をはじめ、こども政策の充実、物価高騰、デジタル化のほか、近年、頻発し、激甚化する自然災害への対応など、地方自治体の役割が問われております。

このような中、本町の令和6年度の当初予算編成につきましては、引き続き、人口減社会やアフターコロナ等を踏まえ、さつま町の未来は自分たちで変えていく意気込みを持って、1つ目に「未来への投資」、2つ目に「生きこちの良いまち」、3つ目に「さつま町で学べる喜びと教育の振興」、4つ目に「頑張る地域、人の応援」、この4つの項目を念頭に、待ったなしの思いで予算編成に取り組んだところであります。

予算編成につきましては、サービスの向上や課題解決のための様々な取組のほか、社会全体の賃金上昇、物価高騰等の影響で物の値段が上がり、予算要求額に対する多額の財源不足を各種の基金で補う、非常に厳しい編成となりました。

そういう中で、財政規律を確保しつつ、第2次総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略及びマニフェスト等を基本としながら、総合的な調整を行ったところであります。

この結果、一般会計の予算総額は、140億7,200万円で、前年度に比較しまして、4億8,300万円、3.3%の減少となっているところであります。

目的別の主な増減額については、民生費が教育・保育給付費、障害福祉サービス費などにより2億5,669万1,000円、消防費が北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の負担金などで1億6,137万5,000円、農林水産業費が有害鳥獣対策事業費、団体営土地改良事業費などで1億1,575万6,000円、それぞれ増加となる一方、災害復旧費が8億5,099万9,000円、教育費が宮之城総合体育館の改修工事や、国体推進事業などにより2億361万6,000円、それぞれ減少となっているところであります。

歳出予算の性質別内訳は、義務的経費が67億6,274万1,000円で、2億2,355万2,000円の増加、主な要因としては扶助費や人件費であります。

投資的経費が18億1,959万3,000円で、災害復旧事業等により9億1,418万8,000円減少したところであります。また、物件費など、その他の経費が54億8,966万6,000円で、2億763万6,000円の増加となっております。

歳入につきましては、繰入金が財政調整基金等で、2億8,560万7,000円、地方特例交付金等が定額減税による減収補てんにより5,050万円、それぞれ増加する一方で、国庫支出金が災害復旧事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより3億3,663万7,000円、県支出金が災害復旧事業などで2億4,107万7,000円、町税が個人町民税の定額減税などにより5,203万2,000円とそれぞれ減少いたしております。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が50億2,549万1,000円で35.8%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が90億4,650万9,000円で64.2%となり、結果、依存財源が大きく減少したところであります。

今後とも社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供するため、自主財源の確保、事務事業の見直しや効率化を行うなど、持続可能な行財政

の運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は、28億1,861万6,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして3,795万5,000円の減少となっております。これは、被保険者の減少による保険給付費等の減少が影響していると考えております。

鹿児島県と各市町村が保険者となり、県が責任主体となる国民健康保険新制度へ移行して7年目を迎えますが、被保険者の減少、医療技術の高度化、高い年齢構成による疾病の重症化などにより、引き続き厳しい財政運営となっております。

このようなことから、財政の安定化を図るため特定健診の結果によるリスクに応じた個別指導や訪問活動を行い、対象者の生活習慣改善や健康維持増進・重症化予防に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は、4億1,910万円で、前年度当初予算と比較しまして、2,803万5,000円の増加となっております。

市町村業務である届出等の受付事務、保険料の普通徴収業務などを正確に実施し、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みながら、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は31億8,329万5,000円となり、前年度当初予算と比較しまして、2億5,508万円の減少となっております。

第1号被保険者数の減少に伴い、介護認定者数も減少傾向で推移することが予想されることなどから、保険給付費は29億5,250万9,000円となり、前年度比2億4,003万1,000円、7.5%の減少と見込んでおります。

また、第9期介護保険事業計画に基づき、介護サービス事業量推計などを算出した試算結果に、介護保険給付費準備基金からの繰入れを行うことにより、保険料上昇分の抑制を図り、令和6年度から8年度までの第1号被保険者の保険料を引き下げることといたしました。

団塊世代の高齢化の影響等を見据え、全国的に介護保険事業規模の増大やその対応が大きな課題となっており、地域における住民主体の取組や介護予防・日常生活支援総合事業などによりまず介護予防活動を推進するとともに、安定した介護サービスの提供に引き続き努めてまいります。

次に、上水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務予定量は、給水件数9,895件、総給水量194万7,000立方メートルを予定しております。予算額では、収益勘定で収入総額4億4,166万7,000円、支出総額4億811万9,000円と定めています。

また、資本勘定においては、収入総額2億741万2,000円、支出総額4億832万1,000円と定め、不足する額2億90万9,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするつもりであります。

本年度の主な事業としまして、配水管等の改良工事、水道施設設備の更新のほか、補助事業、企業債を財源として、佐志地区の水道施設再編事業等を予定しております。

水道は、日常生活において必要不可欠なライフラインであり、安全・安心な水を安定して供給する必要があります。

水道施設の老朽化の進行、災害に強い施設づくりのための耐震化対策などの課題も抱えておりますが、限られた財源の中で、効率的で健全な事業運営に努めてまいります。

最後に、農業集落排水事業会計予算についてであります。

本年度より地方公営企業法に基づく財務規定を適用し、公営企業会計に移行し予算を編成して

おります。

予定排水戸数は、423戸、年間排水量10万1,577立方メートルを予定しております。予算額では、収益勘定で収入総額7,173万4,000円、支出総額6,705万9,000円と定めております。

資本勘定におきましては、収入総額4,905万5,000円、支出総額6,500万6,000円と定め、不足する額1,595万1,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

主な建設改良費は、特別会計から引き継いだ機能強化対策事業により、処理場の機械設備の更新を行うものであります。

農業集落排水事業は、施設の老朽化に伴い厳しい財政運営が予想されますが、施設の延命化を図り効率的な事業運営に努めてまいります。

以上、令和6年度の町政運営についての私の基本的な考え方と、各会計当初予算の概要を説明させていただきましたが、議員各位、町民の皆様の一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

続きまして、当初予算以外の各議案につきまして、一括して提案理由を説明申し上げます。

まず、「議案第7号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について」であります。

これは、学校跡地等の有効活用を図ることを目的とし、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。

これは、人事院勧告に基づく在宅勤務等手当の新設に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」であります。

これは、薩摩地区3小学校の学校再編に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、宮之城総合体育館の空調設備整備及び薩摩地区3小学校の学校再編に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第11号 さつま町学童館条例の一部改正について」であります。

これは、薩摩地区3小学校の学校再編に伴い、永野児童館を廃止することから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第12号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

これは、母子保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第13号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。

これは、重度心身障害者医療費助成の支給対象者の拡大及び支給の方法の変更等について見直しを行うことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第14号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

これは、第9期介護保険事業計画の策定による介護保険料の改定に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」であります。

これは、介護保険法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。  
次に、「議案第１６号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」であります。

これは、本町の産業振興、雇用の拡大及び地域の活性化を図るため、助成対象事業を拡充することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第１７号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これは、湯之坊団地の一部用途廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第１８号 さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」であります。

これは、水道法の改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第１９号 さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について」であります。

これは、非常勤消防団員の定数の見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第７号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第８号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（永江 寿好君）

それでは、「議案第９号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（永江 寿好君）

続きまして、「議案第１０号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（藤園 育美君）

「議案第１１号 さつま町学童館条例の一部改正について」御説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（藤園 育美君）

続きまして、「議案第１２号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（甫立 光治君）

それでは、「議案第１３号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

「議案第14号 さつま町介護保険条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

引き続き、「議案第15号 さつま町指定密着型サービス事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

「議案第16号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（原田 健二君）

それでは、「議案第17号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（出水 隆君）

それでは、「議案第18号 さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（萩木場一水君）

それでは、「議案第19号 さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時44分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○財政課長（富満 悦郎君）

それでは、「議案第20号 令和6年度さつま町一般会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（甫立 光治君）

それでは、「議案第21号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（甫立 光治君）

引き続きまして、「議案第22号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

「議案第２３号 令和６年度さつま町介護保険事業特別会計予算」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（出水 隆君）

それでは、「議案第２４号 令和６年度さつま町上水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第２５号 令和６年度さつま町農業集落排水事業会計予算」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、３月１１日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問者の人数次第では、各議案に対する質疑を３月８日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承を願います。

---

△日程第２９「議案第２６号 字の区域の変更について」、  
日程第３０「議案第２７号 町道路線の廃止又は認定に  
ついて」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第２９「議案第２６号 字の区域の変更について」及び日程第３０「議案第２７号 町道路線の廃止又は認定について」の議案２件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第２６号及び議案第２７号につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。まず、「議案第２６号 字の区域の変更について」であります。

これは、農地中間管理機構関連農地整備事業久木野地区の土地改良事業に伴い、字の区域の変更の必要が生じたため、地方自治法第２６０条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第２７号 町道路線の廃止又は認定について」であります。

これは、道路改良及び道路台帳整備等に伴い、道路法第８条第１項及び第１０条第１項の規定により、路線を廃止または認定しようとするため、同法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第２６号 字の区域の変更について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（原田 健二君）

それでは、「議案第２７号 町道路線の廃止又は認定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから議案第２６号及び議案第２７号の議案２件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第２６号及び議案第２７号の議案２件は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第２６号及び議案第２７号の議案２件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第２６号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第２６号 字の区域の変更について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２６号 字の区域の変更について」は、可決されました。

次に、議案第２７号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第２７号 町道路線の廃止又は認定について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２７号 町道路線の廃止又は認定について」は、可決されました。

---

**△日程第３１「議案第２８号 地方創生道整備推進交付金  
事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負変更契約の締結  
について」**

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第３１「議案第２８号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設

工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第２８号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負変更契約の締結について」であります。

これは、地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事の請負金額について変更しようとするものであり、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○建設課長（原田 健二君）

それでは、「議案第２８号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負変更契約の締結について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第２８号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第２８号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２８号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線橋梁上部工架設工事請負変更契約の締結について」は、可決されました。

---

△日程第３２「報告第１号 令和５年度さつま町土地開発  
公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第２号）につ  
いて」、日程第３３「報告第２号 令和６年度さつま町  
土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第３２「報告第１号 令和５年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第２号）について」及び日程第３３「報告第２号 令和６年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」を議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「報告第１号 令和５年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第２号）について」及び「報告第２号 令和６年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第１８条第２項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

それでは、「報告第１号 令和５年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第２号）について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

続きまして、「報告第２号 令和６年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対する質疑は、３月２６日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第３４「防衛施設等調査特別委員会の設置及び委員の選任について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第３４「防衛施設等調査特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。防衛施設の誘致及び適地調査等について、議長を除く１５人の委員で構成する防衛施設等調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、防衛施設の誘致及び適地調査等について、議長を除く１５人の委員で構成する防衛施設等調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

これより防衛施設等調査特別委員会委員長及び副委員長を互選していただきます。委員長及び副委員長は、委員会条例第８条第２項の規定により、委員会において互選することになっております。さらに、同条第９条第１項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議

長が委員会の招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっております。

ただいまから防衛施設等調査特別委員会を招集します。委員会の場所を議会議場と定めます。  
ここでしばらく休憩します。

---

休憩 午後２時０９分

---

再開 午後２時３０分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

防衛施設等調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。委員長に古田昌也議員、副委員長に有川美子議員、以上のとおりであります。

---

△日程第３５「陳情について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第３５「陳情について」であります。

２月２０日までに受理した陳情書については、配布してあります陳情文書表のとおり、防衛施設等調査特別委員会及び総務厚生常任委員会に審査を付託します。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

３月７日は午前９時３０分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後２時３１分



令和6年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

令和6年3月7日



令和 6 年 第 1 回 定 例 会 一 般 質 問  
令和 6 年 3 月 7 日（第 2 日）

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者   | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | ( 2 )<br>平 山 俊 郎  | <p>1 自衛隊施設の誘致について</p> <p>先日、本町に対し、防衛省から防衛施設関連（弾薬庫）の建設調査に関して、正式発表と説明があった。</p> <p>町として喜ばしいことと考えるが、これからの住民説明や誘致活動をどのように進めていくのか、次の 2 点について問う。</p> <p>(1) 住民説明は、防衛省等と合同で行うべきだと考えるが、どのような形での説明会を考えているのか。</p> <p>また、町民と情報を共有し、隠さないことが重要だが、どのように考えているのか。</p> <p>(2) 仮に、調査が適正適地と判断され、防衛施設誘致に成功した場合、本町はどのような対応を考えているのか。その時のための対策や要望等を考えているのか。</p> |
| 2   | (13)<br>上 久 保 澄 雄 | <p>1 高齢者福祉の推進について</p> <p>(1) 令和 6 年度の町政運営について、高齢者に関する政策推進に対する基本的な考え方を問う。</p> <p>(2) 高齢者虐待に対する本町における実態と対応策について問う。</p> <p>2 自然災害等に対する防災対策について</p> <p>自然災害発生時における避難所の在り方及び原子力発電所の事故により原発を中心とした 30km 圏内の U P Z 区域の避難の在り方について問う。</p>                                                                                                         |
| 3   | (14)<br>川 口 憲 男   | <p>1 公約の推進状況について</p> <p>町のリーダーである町長として 3 年が経過する。</p> <p>以前、町長公約に関する質問をしたが、次の 3 項目について進捗状況を問う。</p> <p>(1) 地域の振興策は、より前進したのか。</p> <p>(2) 町民が一体となった S D G s の取組は、町が示した方向に進みつつあるのか現在の進捗状況を示せ。</p> <p>(3) 人口増の具体的な振興策については、庁舎内で横断的な取組</p>                                                                                                     |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者  | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                  | を行うとの答弁だったが、具体的な動きは。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 4   | (11)<br>古 田 昌 也  | <p>1 町民サービス向上について</p> <p>昨年の12月議会で課設置条例が可決され、縦割り感が解消された組織体制だと考えている。</p> <p>この大幅な組織再編は、町民サービス向上を目指し、来月から行われる。しかしながら町民サービスも多様化・複雑化する中、職員の削減、減少にも課題が多いと考えている。その中で、準備は十分にできているのか。</p> <p>また、職員に対しての説明や現場の意見の聞き取りなども十分にできているのか。</p> <p>2 自家用有償旅客運送について</p> <p>自家用有償旅客運送事業の実証実験を昨年、白男川地区で行ったが、その成果と課題はどのようになっているのか。</p> <p>また、今後はどのような形で事業を検討しているのか。</p> <p>3 観音滝公園について</p> <p>新型コロナ感染症も5類になり、観光事業に大きな期待を持てるようになってきている。その中で、本町の観光地の一つである観音滝公園の動きが見えていない。その事をどのように考えているのか。</p> <p>また、どのようにしたいのか。</p> |
| 5   | (4)<br>橋 之 口 富 雄 | <p>1 公民館の現状と課題について</p> <p>少子高齢化に伴う人口減少は、地域の活力が衰退する一方、自治組織を運営するための財源にも大きな影響が生じる。</p> <p>最近の傾向として各地域における公民館及び公民会に求められる役割が多様化し、公民館・公民会の活動が複雑化してきている。</p> <p>また、地域によっては、公民会に加入しない家庭が増える中、後継者問題も出てきており、本来の公民館、公民会の役割ができていないと感じる。</p> <p>本来の役割とは实际生活に即する教育及び文化に関する事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進などを図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としている。</p>                                                                                                                                                                      |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                           |
|-----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                 | <p>その現状を踏まえ、町長として、公民館・公民会の役割、活動などをどのように考えているのか。</p> <p>また、地域の人口も、減少している中、活動自体が困難な地域に関して、これから先の公民会合併やリーダー育成などについて問う。</p> |

# 令和6年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和6年3月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

## ○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

## ○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |         |
|--------|-----------|-------|---------|
| 事務局 長  | 早 崎 行 宏 君 | 議事係 長 | 西 浩 司 君 |
| 議事係 主任 | 杉 元 大 輔 君 |       |         |

## ○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長       | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長     | 高 田 真 君   |
| 教 育 長     | 中 山 春 年 君 | 総 務 課 長   | 角 茂 樹 君   |
| 企画政策課 長   | 小野原 和 人 君 | 財 政 課 長   | 富 満 悦 郎 君 |
| 保健福祉課 長   | 甫 立 光 治 君 | 高齢者支援課 長  | 久保田 春 彦 君 |
| 商工観光PR課 長 | 中 村 英 美 君 | ふるさと振興課 長 | 米 丸 鉄 男 君 |
| 教育総務課 長   | 大 平 誠 君   | 社会教育課 長   | 永 江 寿 好 君 |

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第1回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って、発言を許可します。

まず、2番、平山俊郎議員の発言を許します。

〔平山 俊郎議員登壇〕

○平山 俊郎議員

おはようございます。栄誉あるトップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

質問の前に、この場をお借りしまして、今年発生しました能登半島地震で亡くなられた方々に対しまして、哀悼の意を表します。また、あわせまして震災に遭われた皆様方に対しては、心からお見舞い申し上げます。

さて、私の質問は、通告書のとおり、自衛隊施設の誘致についてであります。

先日、2月22日に本町に対し、防衛省から防衛施設関連建設調査に関して正式発表と概要等の説明がありました。場所は薩摩地区中岳国有林とのことで、建設調査費が10億円であること、国会で予算が成立後すぐに調査に入るとのことです。

一方で、本町としては、安全性や透明性が気になるところであります。また、最も重要なのは町民に対しての説明責任であると思います。

そこで、町として、これからの住民説明や誘致活動をどのように進めていくのかなどについて、次の2点について問います。

1点目は、住民説明は防衛省などと合同で行うべきだと思えるが、どのような形での説明会を考えているのか。また、町民と情報を共有することが重要だが、どのように考えているのか。

2点目は、仮に、調査が適正適地と判断され、防衛施設誘致に成功した場合、本町はどのような対応を考えているのか。そのときのために対策や要望などを考えているのか。

これで1回目の質問を終わります。

〔平山 俊郎議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。それでは、平山俊郎議員からの御質問にお答えいたします。

まず、自衛隊施設誘致に関して、住民説明会の在り方についてでございます。

自衛隊施設の誘致については、これまで町議会や、それから防衛施設誘致推進協議会などの御理解と御協力をいただきながら誘致活動に努めてきたところでございます。さつま町への火薬庫等の整備につきましては、昨年12月に九州防衛局から町に対しまして整備の可否を検討するための適地調査に係る経費として、令和6年度の当初予算案に約10億円を計上した旨の説明があ

ったところでございます。防衛・安全保障政策は国の専管事項ではありますが、町としましては、防衛施設の整備に当たっては住民の間に不安や懸念が生じることがないように、今後とも国に対し、地元への丁寧な情報提供に努め、十分な説明責任を果たすよう求めてまいりたいと考えているところであります。

また、昨年末の調査費の情報が示された際には、調査地域の早期公表と丁寧な説明を防衛省に要請したところであります。

その後、先月の２月２２日、具体的な調査地域の公表とともに、調査の概要等について、九州防衛局から直接説明をいただきましたことを受けて、議会全員協議会におきまして情報を提供し、同日の午後、一刻も早く同じ情報を地域へ届ける必要があるというようなことから、区公民館長の皆様には同様の説明を行い、また、町ホームページにおいて同資料を掲載したところであります。さらに、この関係につきましては鹿児島県とも情報を共有し、連携を図っているところであります。

説明会に関しましては、薩摩地域の区公民館長から早期の地元説明会の開催等の御意見をいただいたところでありまして、本日夜に防衛省と共に薩摩農村環境改善センターで開催することとしているところでございます。

先ほど申し上げましたけれども、防衛・安全保障政策につきましては国の専管事項ではございますけれども、議員御指摘のとおり、情報につきましては防衛省と情報を共有しながら、町民の皆様方へ公表してまいりたいと考えているところであります。

次に、調査が適正適地と判断された場合の本町への対応についてでございますけれども、まず、庁舎内にも担当の窓口が必要と思われまことから、今後、専門の担当などを配置し、事業の推進を図ることも検討しなければならないと考えているところであります。

先ほどの質問でもお答えいたしましたけれども、地元の住民説明会を本日開催予定でございますので、地域で上げられた御意見などには真摯にお聞きいたし、できる限り反映できればと考えているところであります。議会におかれましても、御理解と御協力をお願い申し上げます。（発言する者あり）

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○平山 俊郎議員

１点目の答弁については理解しました。

２点目については時期尚早とは思いましたが、質問した次第でございます。

これまでの経緯について確認いたしますが、平成２９年１１月２７日に町民から議会へ陳情書が出されました。同年１２月６日に総務厚生委員会に付託され、１２月２６日に継続審査となっています。そして、平成３０年３月９日、総務厚生常任委員会による意見聴取を経て、３月２７日、再度、継続審査となっています。

また、平成３０年５月３０日にさつま町商工会から議会へ請願書が提出されていますが、同年６月１１日に総務厚生常任委員会と文教経済常任委員会との連合審査会で請願第１号を審査し、町長へ付託意見が決定されています。その結果、６月２７日、請願を全会一致で採択し、同年７月３日付で請願採択に伴う意見を議会から町長に申し入れたと認識しています。

このことは、議会において町への働きかけの結果、誘致活動につながっていると理解しているが、この認識でよろしいでしょうか、お聞かせください。

#### ○総務課長（角 茂樹君）

私どもも、そのように認識をしているところでございます。（発言する者あり）

#### ○平山 俊郎議員

ありがとうございます。よく判りました。

私は、当選直後から自衛隊施設の誘致に賛同しております。今年初めの能登半島地震でも、自衛隊の方々が救護・復旧・復興作業を行っており、日々の業務では地域の安心・安全、日本の安心・安全を守っていただいていると考えております。報道では自衛隊の批判などありますが、隊員の皆様は、それでも自分の使命だと認識を持ち、訓練業務に邁進していただいています。そのことを考えますと、本町では隊員の方々と共に、地域を、さつま町を、大きく言えば日本を守る一助ができるまちになりたいと考えています。どうか調査で終わることなく、防衛施設建設までこぎ着けていただく覚悟を持つように要請しまして、質問を終わります。（「覚悟しませんよ。戦争は嫌です」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

以上で、平山俊郎議員の質問を終わります。

次は、13番、上久保澄雄議員の発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

#### ○上久保澄雄議員

質問に入ります前に、先ほどもございましたが、能登半島地震により亡くなられました方々に対し、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災をされました多くの方々に対しまして、お見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願っているところであります。

それでは質問に入りますが、先般、令和6年度に向けた施政方針が述べられました。町長にとりましては、就任されてから1期目、最終の年度となりますが、私ども議員にとりましても同様に任期最終年度となるわけであります。

国をはじめ内外情勢はかつてなく厳しい中にありまして、コロナ感染症による経済への影響や諸物価の高騰、さらには能登半島地震災害への対応など、国としてひとときもゆるがせにできない大事なときにあるところであります。この危機的な状況の中にありながら、国民生活とはかけ離れた次元の論争がなされておるようでありまして、極めて深刻でゆゆしき事態、情勢であると思っております。

国においてはそういう状況であります。我がまち、さつま町としては、真に本町町民の信頼の下に透明性のある政策を推進し、日々の暮らしの安定に直接つながるような施策を町民と共に着実に推進していくことの重要性を改めて実感するところであります。そのような意味からも、令和6年度における1期4年間の集大成としての町長の全身全霊を傾注した取組を望むところであります。

それでは、1点目の高齢者福祉の推進についてであります。

令和6年度の町政運営については、特に高齢者に関する政策推進に関する基本的な考え方を伺います。高齢者に関する各種施策の推進と充実についてであります。

今や、全国どこでも、行政推進上の最大の課題として取り上げられているのが、急速に進行する高齢化と人口減少問題であります。昨年6月の一般質問でも申し上げましたが、町長は町政推進の最重要課題は人口問題と高齢化であると答弁をされております。国においても、当然のごとく様々な施策、制度等を設けながら対策が講じられてきておりますが、なかなか現実とはかけ離れているようにも感じられます。例えばデジタル化の推進そのものを取ってみても、高齢者には対応面において非常に厳しい面もあり、また、ライドシェアリングも本年4月から本格的に実施をされることとなりますが、一方では自動車免許返納という制限適用もありまして、買物、通院などで一歩外に出るにも苦勞すると、日常の移動手段の確保すら容易でないのが現実であります。

また、生活そのものについても、期待する年金がマクロ経済スライドにより直接影響を受けておりますが、厚生労働省としては、令和6年度2.7%の年金引上げを言っております。しかしながら、物価はそれ以上の増加が見込まれてきて、実質的には追いつかないとの見方もなされております。老後の暮らしに不安を抱かざるを得ないところであります。

このような情勢の中ではありますが、真に高齢者が生きがいを実感として感じることができるような施策を総合的に実施することは、今後ますます高齢化社会が進む中であって必要なことであると考えます。新年度の方針が示されましたが、特に今申し上げました件についての町長の見解をお伺いいたします。

次は、2点目の高齢者虐待に対する本町における実態と対応策についてであります。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、平成18年4月に施行されておりますが、以来、各年度の状況について実態調査がなされてきておりまして、全国で養護者による虐待があると判断された件数は、平成18年度1万2,569件あったものが、令和3年度には1万6,426件と年々増加しておりまして、本県でも令和4年度124件あるようであります。このような事態を重視した厚生労働省においては、令和3年度には、先ほど申し上げました法律に基づく対応の強化についての通知を出すまでに至っておるようであります。

そこで、緊急性のあるものについての対応策であります。他の自治体においては、家庭内暴力等により被害を受けている方に対し、一時的に保護措置を行い、また、一時避難等に対し、必要な費用を支援する体制を取っているところもあるようであります。本町においては、これまで避難措置を行った事案があったものか、また、あったとすればどのような対応をされているものか、この件に関しましては個人のプライバシーに関する重要な問題でもありますので、お答えできる範囲での回答で結構でございます。

最後に、自然災害等に対する防災対策についてであります。

本年2月10日に、地震発生を想定した原子力防災訓練及び町災害対策本部による訓練が実施をされたところでありますが、非常に時宜を得た取組であったというふうに思います。

平成9年3月26日に薩摩地方を震源とするマグニチュード6.6の地震が発生をいたしました。いわゆる鹿児島県北西部地震であります。当時、宮之城町、鶴田町においては、特に建物被害が多発したところであります。過去にも同僚議員から避難所の施設設備、さらには備蓄の在り方等に関する質問がなされ、計画的な取組を行う旨の答弁がなされてきておりまして、今回、Wi-Fi環境の活用、簡易ベッド等の補充整備、浸水検知センサーによる避難誘導強化への取組が施政方針で示されたところでありますが、再度、避難者が真に必要なものは何なのか。日々進化し、様々な防災用品が開発されてきておりますので、改めて総点検を行い、最低限でも備える必要があると考えられるものについては、定期的に先取りをして取り組んでいただきたいと思います。

そこで、平成28年に策定されました町防災マップによる原子力災害マニュアルについての質問を以前にも一般質問において行いましたが、改めて質問をいたします。

川内原子力発電所の事故による原発を中心とした30キロ圏内の、いわゆるUPZ区域の避難の在り方についてであります。防災マップには、各公民会ごとに避難所の施設名、避難経路等、事細かに定められておりますが、避難路が同一路線に集中している部分も多く見受けられ、一斉に避難となれば相当混雑が生じ、速やかな避難というわけにはいかないように思えます。このたびの能登半島地震に見るように、地震、火災、津波、土砂崩壊など複合的な災害の発生により避難自体も困難になり、集落の孤立化により避難しようにもできないという事態も発生をいたしております。自然災害に起因した原発災害についても、同様の状況が想定されるところであります。

先ほど申し上げました、現在策定されている防災マップに関し、見解を伺います。よろしくお願  
いします。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、上久保澄雄議員から、1点目の高齢者福祉の推進についてお答えさせていただきます。  
す。

まず、令和6年度の町政運営について、高齢者に関する政策推進に対する基本的な考え方につ  
いてでございます。

施政方針の中でも述べましたように「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」、これ  
を掲げまして、今年度策定いたしました高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画に基づく各種  
の高齢者福祉サービスを推進してまいりたいと考えているところであります。

具体的には、次の4点を重点事項に掲げ、取り組んでいくことといたしております。

まず1つ目に、高齢者世帯の支援につきましては、高齢化が進展する中で高齢者世帯や一人暮  
らし世帯の割合が高くなっている状況から、これらの方々を地域で支えていくために、地域支え  
合い推進員等による見守り活動や見守り協力事業所、郵便局、九州電力、南日本新聞など8事業  
者でございますけれども、これによる見守り活動の推進、また、緊急通報システム等による緊急  
通報体制強化に取り組んでまいります。

2つ目の、移動手段のない高齢者の支援につきましては、介護認定者につきましては、介護タ  
クシーや総合事業の訪問型サービスによる移動支援を進めてまいりますけれども、その他の一般  
の高齢者の方々の移動支援としましては、乗合タクシーやコミュニティバスなどの交通対策を進  
めてまいります。また、高齢者いきいきチケットの利用により、経済的な負担軽減も図ってまい  
ります。

3つ目の、認知症対策の推進につきましては、認知症初期集中支援チームの活動支援や、本人、  
家族などに対して、交流による予防やリフレッシュ相談等のためのオレンジカフェ等の集いの場  
の確保など、認知症ケアや介護者への支援を推進してまいります。

4つ目の、介護人材の確保につきましては、現在、介護事業所等で従事されている介護人材の  
確保対策として、介護現場におけるICTの活用、DXの推進や資格取得、更新時の負担補助な  
ど、また、新たな介護人材の確保対策としては、介護奨学金制度の創設や外国人介護人材の受入  
れ体制整備の推進などを図っていくこととしているところであります。

これらの重点施策のほかに経済的な支援としましては、物価高騰対策支援交付金の支給や、食  
事の調達が困難な高齢者や障害者に対する食の自立支援サービス事業など、今後も状況を見なが  
ら、適時的確な対策を総合的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、高齢者虐待に対する本町における実態と対応策についてでございます。

まず、高齢者虐待につきましては、養護者による場合と養介護施設従事者等による場合がござ  
いますけれども、養護者による高齢者虐待の事例は、令和元年度から今年度までで5件となっ  
ているところであります。そのうち、高齢者福祉施設への避難措置を行った事案は1件となってい  
るところでございます。

虐待の実態としましては、高齢の夫婦や、高齢の親と50歳代、60歳代の無職の子と暮らす  
親子などにおきまして、介護の問題や金銭的なトラブルなどから虐待に発展するケースが多く、虐  
待の種類としましては、身体的な虐待、心理的虐待、経済的虐待などが多くを占めているところ  
でございます。

高齢者福祉施設への避難措置を行った事案については、高齢者とその家族による身体的虐待や心理的虐待によるものでございます。一時避難先については特別養護老人ホーム、それから養護老人ホームなどとなっておりますけれども、年度初めに町との被虐待高齢者短期利用業務委託契約により、緊急時における一時的な保護が行われているところであります。

次に、２点目の自然災害に対する防災対策についてでございます。

議員も御承知のとおり、今年度も２月１０日に県の原子力防災訓練が行われたところであります。訓練内容は、事故、事態の進展に応じて、県、町、関係機関が協働・連携し、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態などにおける段階的対応についての訓練を実施したところであります。住民の避難行動につきましては、川内地域のUPZ内４８地点のモニタリング地点により、空間の放射線量が１時間当たり２０マイクロシーベルト以上の場合、１週間以内に避難場所へ一時移転となるところであります。まずは、原発に近く、かつ風下となる地区を最優先に避難時期を指定しまして、一時移転するよう、避難該当地区及び関係機関と細部経路上の誘導地点、誘導員配置を調整することでスムーズな避難を目指しているところであります。

しかしながら、空間の放射線が１時間当たり５００マイクロシーベルト以上となった場合は数時間から１日以内、２４時間以内に避難所へ避難することになりますことから、限られた時間の中で、３０キロ圏内の町内１６地域の町民の方々を３区分の鹿児島市、霧島市、町内の指定避難場所へ指定した経路で避難させるためには十分な準備が必要だと考えているところであります。そのために、発災後の速やかな情報収集体制の強化と事故事象の状況進展、予測と対応検討を、発災から屋内退避準備及び避難準備間に、輸送手段の確保、複数経路を含めた避難経路の確認、避難行動要支援者等の移送準備、それから誘導體制等を整えなければならないと考えているところであります。

東日本大震災を例にしますと、福島原発は３月１１日１４時４６分の地震による原子炉緊急停止から、１９時０３分の約４時間後、原子力緊急事態宣言が発令され、約１時間５０分後の２０時５０分に半径２キロメートル圏内に避難指示、１０キロメートル圏内に屋内退避指示が発令され、翌１２日の１８時２５分に２０キロメートル圏内に避難指示が発令されております。これらを参考にしますと、発災から約２８時間後に２０キロメートル圏内に避難指示が国から発令されたことになります。川内原発が同様の事象となった場合、屋内退避対応となりますけれども、３０キロメートル圏内に避難指示が発令された場合、議員御指摘のとおり、先般の能登半島地震における被害状況等を考えますと、地震災害の甚大な被害状況の中で避難行動を取る際に、大変困難かつ混乱した状況になるものと考えているところであります。

大規模災害が想定されている南海トラフ地震に備えて、町としましても、毎年、県の原子力防災訓練に合わせ、災害対策本部要員に対する複合災害の図上訓練を実施しているところであります。今後も備蓄を含む十分な事前準備と訓練を行っていきたいと考えているところでございます。コロナ禍での制約ある中での訓練から、今後は一層充実した防災訓練及び災害対策本部要員に対する継続的な図上訓練等により、速やかな対応ができるよう訓練を行ってまいりたいと考えているところであります。

さらに、２月２７日の県議会で、能登半島地震を受け、県の防災計画の見直し検討が行われるとのことでございますので、県、関係市町及び機関と調整、連携して、さらに実効性のある計画にしていける必要があると考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

## ○上久保澄雄議員

１点目の高齢者政策に対する基本的な考え方についてでございます。これも、施政方針の中、

あるいはまた、今回、策定をされました第10次のさつま町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画等に、それぞれ個別に網羅をされておるところでありますので、ここには申し上げませんが、一つは、この最大の原因は少子化対策とここにあるわけであります。改めて申し上げるまでもないのですが、政府としては、本年4月から、これは私もちょっとどういう意味なのか、あまりはっきりしないんですけども、よく使われます異次元の少子化対策の一環として、新たに子ども・子育て支援金支給制度の創設が予定されているようであります。令和6年3月に策定をされました、先ほど申しました高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画に網羅をされております基本目的、それから、それに伴う基本政策について、計画されている事業全体を全てを実施するというわけにはとてもまいらないというふうには思います。先ほど述べられました方針の下に、町民が実際に実感できるように積極的な取組が推進されていくことを、これは期待をいたしているところでございます。今後の問題として、ぜひ進めていただきたいというふうに思うところ です。

なお、この少子化に対しては、いろいろと今、マスコミを含めて話題となる機会が多いわけ ありますが、一方、高齢者については、ちょっと影が薄いような気がいたしております。私も高 齢者でありますけれども。しかしながら、高齢者がこれまで長年培ってきた非常に優れた技能、 技術、あるいは経験というのを持っていらっしゃるわけであります。行動力ももちろんでありま す。したがって、現職時代と同様に、私はまだまだ社会貢献が十分可能であるというふうに思 っておるところであります。シルバー人材センターがあるじゃないかというふうにおっしゃいま すけれども、これは一つの目的がござい ます。というのは、通常の仕事に就くというような役割 じゃなくて、その技能を専門の部分で発揮をすると。したがって、常時雇用という形にはなっ ていないわけであります。

そこで、この第一線を退いておられる方々が、高齢者が活躍できる場、それから就労の場、こ ういったものの確保。例えば町内にもいろんな企業がござい ます。そういった中でも、高齢者の方々の知見とか技術、技能を発揮する場所は十分あるんじゃないだろうかというふう 思うところ です。とにかく若い世代を雇用するということに目が行っておりますが、高齢者にも目を当 ててほしいというふう 思うところ あります。いわゆるシルバーパワーですね。これを生かし ながら、この社会を支える一員としての、まだまだ社会を支える一員としての可能な範囲での活 動を行っていただいて、安心して夢と生きがいを持って暮らせる。それこそ、先ほど申しました 異次元ですね。異次元の、今度は高齢者対策を推進してほしいというふう 思うところ ありま す。業種、業態によっては貴重な労働力ともなり得るし、現在深刻な問題となっております働き 手の不足、いわゆる人手不足、この解消の一助にもなるのではないだろうかというふう 思うと ころ あります。ぜひ、他に先駆けて、人まねじゃなくて、さつま町独自の施策として本町から 発信できれば波及する効果というのは非常に大きいと思われ ますが、町長いかがでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

確かに、高齢者と言われる65歳というのは非常に皆さん、若うございまして、まだまだ働 ける方々が非常に多いわけ ござい ます。そういう中で、さっき言われましたようにシルバー人材 センターで働か ている方もいらっ しゃいますし、また、これまで培われてきた経験等によって、 新たな仕事をされる方もいらっ しゃるところ ござい ます。

私も議員同様に、働ける方々は、自分の体と相談をしながら働くことが健康づくりにもつな がるし、生きがいづくりにもつながっていくものと私は思っておりますので、こういう方々を隅に 追いや るというわけ じゃないです けど、前面に出 いて いただいて、まだまだ働いて ください という ような雰囲気づくり というのも必要 じゃないのかな と思 っているところ あります。地域作業に

おいても、なかなか年を取りますと厳しい作業等もありますけれども、やはりできる作業を一緒にしていただくことで、またそこでコミュニティーの場にもつながっていくと思っておりますので、総合的な取組というの、今後検討していかなければならないと。今後といいますか、やっている部分もございますけれども、さらにこれを深めていければと思っているところでございます。

#### ○上久保澄雄議員

非常に前向きな答弁をいただきましたが、先ほど言っていました、ぜひ、隅にはやらんでおっていただきたいと、前面に出していただきたいというふうに思います。まだ現役でばりばりの方もいらっしゃいますので、そういった働きたいという希望を持った方々は非常に多いんじゃないかというふうに思います。ですから、ぜひ、そういった方々の活躍できる場をセットしていただければというふうに思うところです。

これは最後になりますが、ちょっと離れますけれども、現在、国でどたばたやっておりますが、この辺の関係について、少しだけ触れさせていただければというふうに思うところです。

国においては非常に資金面において余っているんじゃないかというような錯覚を、錯覚じゃないですね、現に余っているようですね。国の財政としてという意味ではなくて、政府ですかね、全体に大きな金がそれぞれあるようであります。その国の経費の見直しによって、先ほど言いました高齢者対策といった面に振り向けてほしいというのが一点であります。あまりにも国民生活の実態とかけ離れた、私はこの金銭感覚自体が非常に国民と遊離しているんじゃないだろうかというふうに感ずるところもあるもんですから。高齢者が健康で長生きすることは非常に素晴らしいことであると私は思います。長生きは素晴らしいことだというふうに思います。すんくじらへやらんじょっていただきたいと、二度言いますが。

したがって、町長は上京される機会とか国と接触をされる機会とかいろいろあろうかと思しますので、そういった機会を捉えて、ぜひ、高齢化の対策といった面についても強く要請をしていただくように、これは私の希望として申し上げておきます。

それから、2点目の高齢者虐待の関係。本町でも過去5件ほど、そういうケースがあったと。そのうち1件は保護措置を行ったということでございました。理由は身体的、心理的な虐待ということでありましたが、町としては、この事案が発生した際に、その都度、関係機関、先ほどおっしゃいました養護老人ホームとか特別養護老人ホームとか、そういった施設だろうというふうには思うんですけれども、その都度協議を行って委託契約を締結すると。ただ、話を聞いたところでは、その食費は対象としていないと。そのほか、食費は対象としていないが、1日当たり若干の助成を町として施設に支給をしているんだということでございました。この関係者において、負担が一番大きいのは、本町では適用外とされている食費なんですよ。措置をされた方々の食費、これが一番大きいんですね。こういったケースの場合は往々にして複雑な家庭事情を抱えているわけでありますから、仮にこの当施設に費用が納められなかった、納められないのか、納めなかったのか、そういったケースが出た場合、この自己負担分の費用というのは、どこがどういうふうに徴収をされるのか。これはお願いをした施設が責任を持ってされるのか。その辺どうでしょうか。

#### ○高齢者支援課長（久保田春彦君）

施設における費用の関係でございますが、さつま町では、虐待を受けた高齢者を虐待者と分離するために、養護老人ホームあるいは介護施設であります特別養護老人ホームに一時避難をしているわけございまして、年度初めに、それらの施設につきましては契約をさせていただいているところでございます。今、話がありましたように、措置した場合の個人負担というのは、養護老人ホー

ムにつきましては1日当たり委託料を3,810円としているところでございます。この額につきましては、施設の入所措置をする際の月の単価を基にしまして、1日単価を計算した内容でございますが、あと特別養護老人ホームに避難をする場合は、措置費の介護認定に応じた委託料ということでしております。

この経費につきましては、他の自治体を見ても、例えば鹿児島市であれば介護認定があることが前提となっているところでありまして、介護保険料によって本人は1割負担をしなければならないと。北薩地区におきましては、薩摩川内市、長島町においては、全て自己負担となっております。出水市では、やはり介護保険の1割分が本人負担となっているところでございます。

また、阿久根市では、緊急対応型ショートステイ事業という事業におきまして、養護老人ホームで6,000円、特別養護老人ホームで8,500円と負担をされているようでありますが、いずれの自治体におきましても、食費、その他の経費は自己負担となっているようでございます。

また、入所等における自己負担の経費等につきましては、事前にその当事者及び家族に対し十分な説明を行い、相手の了解を得た上で入所していただくこととしておりますので、もし、費用が納められなかった場合については、町が入所者またはその家族に対して支払いを促すということになります。

以上です。

#### ○上久保澄雄議員

こういったケースは、そう頻繁に発生する事案ではないというふうには思いますけれども、事が発生した時点で、関係機関とその都度その都度話し合いながら契約が結ばれるわけですね。これも一つの方法ではあるかというふうには思います。仮にそのような事案が発生した場合、町として適用する制度があれば、これは委託をするほう、あるいは受託をするほう、双方にとりましても、より効率的な対応が可能ではないかというふうに思うところであります。一回一回、その都度その都度、関係者が集まって話をするということじゃなくて、町にはこういう制度があるから、これにのっとってやりますよと、そっちのほうはもういいんじゃないかというふうに思うんですが、そのためには明確になるような要綱等を定めておく必要があるんじゃないでしょうか。

なお、半ば自分の意思にかかわらず保護をされるわけでありますから、そういう状況からしても私物の購入費は、これはもう別です。これは、もう当然、本人が負担をされるのが当たり前だと思いますが。先ほど、1日3,810円は町から助成をしているんだというようなことがあります。私が調べた段階では、これは県内ではないんですが、本町では対象外としている食費、これも負担をしていると、助成しているというところがあるようであります。そういうことで、本人の負担が生じないように、そのような対応が取れないものかということでもあります。

参考までに一例を申し上げますと、そのこの制度の名称がDV被害者等の緊急一時避難支援事業と、これはもう要綱で策定をされておりますが、こういった形で、もうきちっと、食費は幾らと、その他は幾らというふうに明記されておるところはあります。ですから、こういった部分を参考とされて、やはり県内の状況は似たり寄ったりの状況でございますので、私には先進地ですよね、そういったところの取扱いも参考にさせていただいて、これも完全なさつま町の制度とするというところまで進めていただけないものかというふうに思うんですが、いかがですか。

#### ○高齢者支援課長（久保田春彦君）

高齢者虐待につきましては、町のホームページや高齢者福祉出前講座におきまして、高齢者虐待の防止ということにつきまして、虐待の定義、種類、虐待を発見した場合の連絡先等を掲載しているところでございます。

要綱等を定める考えはないかということでございますけれども、高齢者虐待につきましては様々なケースがありますので、その場合に、まず虐待の事実を確認すること、そして町の高齢者支援課あるいは包括支援センターとすぐに協議をしまして、どのような措置を取るかというコア会議という会議を開きます。それによって、その高齢者と虐待を行った養護者との引き離しを図るわけですが、高齢者につきましては、特にその後の措置としましては高齢者虐待防止法、先ほども議員のほうからありましたようにその法律と、施設に入所させる場合は老人福祉法の規定に基づきまして総合的に判断しているというところでございます。

また、本人負担がないような対応が取れないのかということでございますが、県内の自治体におきましては、先ほども申し上げましたように、そのような事例もなかったわけですが、今、紹介等がありました事例につきましては、また今後、参考にさせていただきたいと思っております。ところでございますが、現在の段階では委託料以外の食料費の経費等につきましては、現状のとおりとさせていただきたいと考えているところでございます。

### ○上久保澄雄議員

これ、検討してもらえるのかどうか、ちょっと最後のほうがはっきり聞き取れませんでした。

まず、私は、この質問は高齢者に限定しての質問を今回させていただきましたけれども、ほかにもいろいろあるんですよね、児童虐待とか様々なケースがあるわけです。ですから、そういったもろもろも含めた要綱は何かできないものだろうか。これは、やればできると私は思います。それぞれの所管が違いますので、今回は高齢者に限定して私は申し上げただけであって、児童福祉の関係であれば、またほかのところということになりますから、そういった意味で総合的に、高齢者に限定はせずに、要綱等を策定される場合は検討いただくことを要請をいたしておきます。それでは、これはもうこれで終わります。

それでは、最後に災害の関係であります。

先ほど、町長がそれぞれ逐一説明をされましたが、最終的には実効性ある計画ということで止められたところであります。

そこで、私は一つの具体例を、もう一回、皆さんに出して検討していただきたいというふうに思うところです。避難については、これは実際、実施してみなければ状況は正確には確認できませんが、これを全町挙げて全て行うというわけにもまいりませんので、今あるこのマップについては一定の線引きを行った上で、いわゆる30キロエリア。なら、31キロは、もう移動の必要ないと、逆に言えば。そういえば、もう切りはないですからね。だから、一定の線を上げての計画になっておるんですが、いわゆる机上において判断する以外にないわけでありまして。したがって、今の計画は、この実効性の高いことを願うところ以外にないわけでありましてけれども。

そこで、個々に細かく避難先、避難所施設、それからそこまで至るまでの経路、どの道路、何号線を通って、どこを通ってと、そこまできちとうたわれております。そこで、我々、これは過去ですが、この計画はたしか平成28年ですかね、策定されてから、その翌年に、我々の区自体が実際の避難を実施してみました。これは、もう前も申し上げたかというふうに思うんですが。ところが、施設の避難先の位置によっては、避難者がそれぞれ取らなければならない行動に非常に大差がありました。まちの中心部といいますか、比較的いろんな施設、設備等が整ったところにある避難所は、これは別段支障は感じなかったところでありましてけれども、逆に周辺に何もないと、廃校跡で、周辺も過疎化で人もいないといったような場所もございました。ここは、もう鍋、羽釜持っていけないと生活はできないよなど。また、緊急時の対応ですね。高齢者の方、病人が発生した場合、もちろんそういう体制は県としても取っておられるんでしょうけれども、独自での対応というのは非常に大変だろうというふうに思ったところがございました。

平成23年に発生しました福島原発事故、10年かかっております、今まで。やっと帰還がかなったところもあるようではありますが、まだまだいまだに続いております。したがって、原発の災害の影響というのは想像以上に長期に及ぶと、もう帰れんところも出てくるんじゃないかという程度に、非常に長期化は免れないと思います。

私どもが確認したところはそういう状況でしたが、ほかの地区は判りません。鹿児島市内に近いところとか、そういったところもエリアに入っておるようですので、霧島市の中心地とかですね、そういったところは、これは私には判りませんので一概には言えませんが、これまでの町の回答としては、年数が経過することで、現在のマップにある情報が古くなることから、おおむね5年程度では全体的な見直しも必要であるだろうと、過去に見解が述べられております。各市町村においても、避難施設自体をとりましても、公共施設等の改廃等、現在見直しが進められているのではないかと考えられます。また、避難経路としての道路の事情についても、それぞれ日々変化をしてきているというふうに思います。町として、現在の避難計画で対応するに支障はないと考えておられるものか、より実態に即した方向で点検等検討されているものか、お伺いいたします。

#### ○総務課長（角 茂樹君）

ただいま御指摘の部分でございますが、地域防災計画につきましては、国、県の防災方針あるいは町の情勢等を勘案して毎年検討を行っているところでございます。必要があれば、速やかに計画の修正も行っているところでございます。御指摘の部分につきましては、いろいろと想定される災害等も勘案しながら、地域防災計画についても変更を、その都度行っているところでございます。

一時避難における町外の避難所の状況というところにつきましても、今、御指摘のとおり、UPZ内、さつま町におきましては16区公民館が対象になるというふうに考えておりまして、今現在で大体1万4,000人余りの方々が避難の対象になるというふうに考えております。御指摘にありましたように、避難先については今現在76か所に指定をされておりまして、収容人員といたしましては1万8,000人余りの収容人員が可能であるというふうにこちらとしては捉えておりまして、人数的な部分でいいますと施設的には収容可能であるというふうに考えておりますが、御指摘のとおり、施設によっては、そこに行くまでが道路が狭隘であったり、あるいは施設に着いたあとも、その施設が長年使われていない施設といったところもございますので、そういったところについては、県のほうにもいろいろと調整についてもお願いはしているところでございます。

今回、県のほうでも地域防災計画の見直しを、この原発に関してはまたやっていきたいというような表明もされておりますので、その状況を見ながら、我々も状況を確認しながら、そういったところについては、またマップの変更といったことも視野に入れて変更していきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○上久保澄雄議員

最後になりますが、近年の災害からして、今やもう想定外ということは、これはもうないと言っても過言ではないというふうに思います。いつどのような事態が発生するのか、これは全く予測もつかんと。これは、その他の犯罪あるいは事件についてもそうでありますね。どんなのが、いつどこで発生するのかわからんというのが現状ではないでしょうかね。

今の30キロにこだわるんですが、UPZの関係ですね。これは一定の方向が汚染をされたと、一定の方向について。これは気象状況によって、それぞれ変わってくるんじゃないのか。南のほうに逃げなさいという計画ですよ。ところが、これが逆の方向だったらどうするのと。あっち

へ逃げても危ないわけですよ。ですから、そこまで細かくというのは、計画自体、策定は大変だろうとは思いますが、その辺もやっぱり念頭に入れておく必要があるだろうというふうに思うところです。

広域で、他県に移動するという方も計画にあるようでありますので、その辺はやはり災害協定をちゃんと結ばれているかというふうには思います。今後において、現在の計画でも一部はありますけれども、例えば出水とか、ああいうところですよ、隣の熊本県に移動すると。県境を越えた広域的なケースも考慮して、検討をされる場合は、ぜひその辺も検討をされるように、これも要請をして、終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上久保澄雄議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね１０時４５分とします。

---

休憩 午前１０時３２分

---

再開 午前１０時４５分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、１４番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

それでは、先に通告しました項目について質問いたしますが、先ほどから議員の方々が能登半島地震について、いろいろお見舞いの言葉を述べていらっしゃいます。私も同感するところがありますが、うちのまちでも防災については非常に危惧するところもあるんじゃないかと思っておりますけれども、能登半島のことを中心に、今後の防災活動に使っていただけたら十分じゃないかと思っております。

それでは、通告しました項目について質問いたします。

町長は、まちのリーダーとして３年が経過しました。就任当初に町長公約について質問しましたが、その後、次の３項目について進捗状況を伺います。課題と難しい問題もあるでしょうが、残任期間１年間で具体的と継続に推進すべき項目と、具体的な答弁を求めます。

１項目めに、地域振興策は、より前進したのか。

２項目めに、町民が一体となったＳＤＧｓの取組は、まちが示した方向に進みつつあるのか、現在の進捗状況を示せないか。

３番目に、人口増の具体的な振興策については、庁舎内では横断的な取組を行うと答弁だったが、具体的な動きはどうなっているか。

以上、１回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、川口憲男議員から公約の進捗状況についての御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、地域の振興策は、より前進したのかということでございます。

私が、町長に就任しましてから、間もなく4年目を迎えるところでございます。就任当初より、新型コロナウイルス対策、鳥インフルエンザ対策、また、豪雨災害の対応など、財政面を含めまして、長期にわたり緊急的な対応に迫られる厳しい町政運営であったと思っているところであります。こういう中で、人口減対策、産業振興、地域の活性化などの地域振興策については、その対応が十分にできなかったと感じているところでございます。

昨年5月に新型コロナウイルスが5類の感染症に移行されてから、町内の状況も落ち着きを取り戻し、町の夏まつりや産業祭、また、地域でのイベント等も徐々に復活してきたことで人々に笑顔が戻り、まちの活気も回復してきたところでありまして、また、町政課題に対しましても、ようやく落ち着いて対応ができる状況になったと思っているところでございます。

一方では、昨年12月に公表されました国立社会保障・人口問題研究所が公表いたしました本町の将来推計人口は、2050年、約25年あとでございますけれども、これを見ますと1万人余りという推計がされているところでございます。過去、公表されてきましたこの推計を上回るスピードで人口減少が進んでいる現状にありまして、高い高齢化率、今現在42.5%でございますけれども、これなども影響し、また、産業経済分野、農業分野、また、地域の活動など幅広い分野におきまして、担い手不足ということが、日々深刻になっているところでございます。

以前、申し上げましたとおり、まちが元気で持続的に発展するためには、住民の生活や営みがより一層安全で、平和で、健康的で、便利で、豊かであることが必要でありまして、町民の生活の質の向上はもちろんでございますけれども、人口減少が進む本町におきましては移住定住政策も非常に重要であり、今暮らしておられる町民の方々の福祉の増進とともに、持続可能なまちの形成には欠かすことのできない取組であると考えているところであります。

しかしながら、移住定住を含む人口減少対策に対する課題は1年から2年の、この短期間で解決するものではなく、長期的なビジョンの下、戦略的な取組が必要となってきたと思っているところであります。そのようなところは、今後も様々な分野で積極的な取組を展開し、しっかりと検証しながら、それこそ町の生き残りをかけて、待ったなしの思いで、できる限り各種の課題に積極果敢に取り組んでいきたいと考えているところであります。

そういう中、本年度は12億円の財政調整基金を取り崩しまして、当初予算規模を140億7,000万円としまして、そのうち人口減対策関連では移住定住対策をはじめ子育て支援や教育、企業振興、担い手育成などの各分野に1億7,000万円余りの、これまでの規模を超える思い切った予算を計上したところであります。

全国規模で人口減少が進み、多くの自治体で共通した課題を抱える中、移住定住や担い手の確保につなげることは容易なことではございませんけれども、地域の振興はそれを担う人材なくして図ることはできませんので、今後も各分野の連携した総合的な取組により、移住と定住、両方の視点を持って人口減に歯止めをかけるとともに、遠く離れていても、さつま町に対して思いを持っていただく、愛していただける関係人口の創出・拡大等にもつながるよう、引き続きこの魅力あるまちづくりに取り組んでいきたいと考えているところであります。

次に、町民が一体となったSDGsの取組の関係についての質問でございます。

SDGsにつきましては、行政だけでなく、町民生活や需要活動など様々な分野での取組が求められるものであり、町民一人一人ができることをできる範囲で取り組んでいただくために、まずは普及啓発が重要であるとの考えのもと、町では令和4年9月の宣言以降、町民や事業所等の皆様方への理解促進を図るため、高齢者サロンや学童クラブ等への出前講座、広報誌での取組紹介など、これらを通じまして、子供からお年寄りの方まで幅広い世代への普及啓発に力を入れて進めてきているところであります。

また、今年度、SDG s とカーボンニュートラルのロゴマークをそれぞれ決定いたしましたので、これを推進のシンボルとして広報啓発活動に活用しながら、町民の意識の高揚を図っているところでございます。

さらには、令和4年度で募集いたしましたSDG s 標語を活用しまして、かるたアプリの製作も行ったところでございます。このかるたアプリにつきましては、町内の小中学校の児童生徒が使うタブレット端末を活用しまして、学校や家庭などで楽しくSDG s のを学べるものとなっております。今後は高齢者サロン等でも活用していただき、子供からお年寄りまで幅広い世代への普及に努めてまいりたいと考えているところであります。

町としましては「希望輝く さつま町SDG s 推進宣言」の中の具体的な取組としまして、ごみの減量化や3 R運動の推進による循環型社会の構築を位置づけておりますけれども、一例を挙げますと、行政以外の取組としまして、民間団体による子供服等のリユース活動も始まっているところで、単に子供服の再利用だけが目的ではなく、子育て世代がつながる場としても期待されているところでございます。

このほかには、カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電システムと蓄電池の導入支援により、再生可能エネルギーの自給率向上に向けた取組も進めているところでございます。

普及啓発に関しましては、これまで町民個人を対象として実施してきましたけれども、令和6年度は企業における取組をさらに進めるため、企業向けセミナーの開催や企業におけるSDG s 宣言書作成支援に取り組み、また、エネルギーの分野におきましては、企業や農業者等を対象に再生可能エネルギーの導入促進等に取り組むなど、企業等における理解促進にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

進捗状況につきましては、SDG s の進捗状況をはかる具体的な指標、目標値がないことと、17のこの目標に関するものは、町が実施する事業だけではなく民間に関連するものも多くございまして、進捗状況の判定が難しいところではございますけれども、現在、実施しておりますまちづくりアンケートにおきまして、町民のSDG s に対する認知度を把握することといたしているところでございますので、こういった認知度を1つの指標として捉えながら、町民の皆様や企業、団体、学校などと連携して、誰一人取り残さない希望輝くさつま町の未来に向け、各分野ごとの取組をより一層推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、3番目の人口増の具体的な振興策等についての御質問でございます。

以前、議員の質問に対しましてお答えいたしましたように、人口減少問題について調査検討を進め、実効性のある総合的な移住定住対策を推進する目的で、副町長をプロジェクトリーダーとする移住定住対策プロジェクトチームを設置いたしましたところでございます。このプロジェクトチームでは、各課がそれぞれに担当する事業の中から人口減少に歯止めをかけることにつながる事業を洗い出し、その事業をどのような形で移住定住対策に反映させるか、検討、研究し、事業化に取り組んだところであります。

プロジェクトチームの発足当初の令和4年度事業におきましては、既存事業の拡充や予算を伴わない事業、短期間で事業化できるものをメインに実施しながらも、新規事業としまして新婚生活支援事業、魅力ある高校づくり、さつまルームのネット環境整備、移住サポーターの設置、多文化共生社会推進事業などに取り組んできているところであります。

令和5年度も、肥薩おれんじ鉄道を活用した婚活イベントや農業青年等の婚活イベントを実施し、出産・子育て等の支援、移住定住促進事業の転入に特化した補助金の拡充などにも取り組んできているところであります。

また、令和6年度事業におきましては、肥薩おれんじ鉄道と農業青年の婚活イベント、それか

ら出産準備応援給付金、出産・子育て応援交付金、移住相談イベント等は継続しながらも、新規事業として、今年度から保育料の完全無償化、それから民間事業者による賃貸住宅の建設、社員用住宅建設など民間資本を活用した定住対策を進めることといたしているところであります。

本町の人口につきましては、自然増減による減少は御承知のとおりでございますけれども、転出者数から転入者数を差し引いた社会増減につきましては、これは外国人も含んでおりますけれども、令和3年度がマイナスの267名、令和4年度がマイナス59名、令和5年度は1月末現在ではありますけれども、プラスの43名というようなことで、転入者が転出者を上回っているところがございます。今後、3月、4月の異動等でどういう数字が出てくるか判りませんが、このような状況下にあるところでございます。

また、薩摩中央高校の入学者数につきましても、令和4年度が58名、令和5年度が64名、令和6年度は出願者数ではございますけれども、現在のところ97名と大幅に増加してきており、これまで実施してきた事業の成果が表れてきているものと思っているところであります。

これからも移住定住対策と同様、交流人口、関係人口の創出が将来的に定住人口につながる可能性が高いと思われるところでございまして、重要な事業であることと考えておりますことから、課の枠を超えた横断的な全庁的な取組を今後も引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○川口 憲男議員

町長のほうから、種々答えをいただきました。前回の地域振興策は、より前進したのかという質問をいたしました。その答えの中に、答えといいますか、前回聞いた答弁の中に、まだまだそれどころではないということでした。3年前が初政ですから、答えができるのか、ちょっとあれだったんですけど。

皆さんのお手元のタブレットの中に高齢者集計表を出していただきました。先ほど同僚議員の中にも、この高齢化のことを質問されて、高齢化の生かす道といいますか、そういうところを質問されましたけど、私も今、地域の人たちといろんな話す中で、地域活性化がいかにあるべきかということを話をしております。以前のときには、組織を設置し検討すること、対策の推進を図る答弁をいただきましたが、この地域活性化コミュニティーの持続可能に結びついているのか。今ここで見ていただきましたけど、これは3月1日現在で、右下の黄色の数値があると思いますけど、宮之城、鶴田、薩摩、これを含めた高齢化率42.5%というような数値になっております。これを、元気な老人、こういう言葉はおかしいでしょうけど、まだまだ頑張っている老人の方がいらっしゃいますけど、こういう方々がいかに地域の公民会、公民館で活躍できるか、これが大事じゃないかと思っております。

その点で、町長、こういう数値を御覧になられてどうですか。今の現状を見て、やっぱり高齢化とか少子高齢化と言われている中でも、こういうふうにして、まだ、元気で動ける老人が、高齢化の方がたくさんいらっしゃるわけですけど、この方々を利活用できるような方向策というのか振興策というのはないものなのか、そこをちょっとお聞きします。

#### ○町長（上野 俊市君）

先ほども上久保澄雄議員のところでもお答えいたしましたけれども、高齢化率が42.5%ということで、この数値だけ見ると、非常に高い数値となっているところであります。高い公民館では70%を超えている、この高齢化率のあるところでございますけれども、この公民会が、だけど、元気がないかと言われれば、そうでないところも多うございます。年は取っておられても非常に元気な方が、一生懸命、その地域を支えておられる集落というのは、まだまだ元気がある

ところでございます。

今後20年後、先ほど申しましたように2050年には町全体の高齢化率が50%を超えていくというような推計になっているところでございまして、いかに一線を退かれてといひますか、現職を退かれて退職されて、65歳以上が高齢化というのもどうかという、私は、気がするんですけども。そういう中でありまして、やはり長年培ってこられたそういう機能、経験等を生かして、その地域でいかにそれを生かしていくかということで、その地域も、まだ10年、20年、しっかりともっていくだろうと私は思っているところでございます。

こういう高齢者の方々を生かした対策というのは、今、シルバー人材センターもございすけれども、今後におきましてはどのような形ができるのかというのは、また、企業さんと、企業のほうでも働ける方は70歳を超えても来ていただきたいというようなことでされているところも多うございます。そのような形で、高齢化といひますか、ある程度超えられた方も働く。働くことによって収入を得られれば、そこにやはり元気も出てくるし、また、楽しみも出てくるであろうと私も思っておりますので、そういう対策は高齢者対策の1つとしまして、また、これを研究といひますか、検討をしていかなければならないと思っているところであります。

この高齢化率だけを見て、私は悲観的にならずに、この元気な老人を、いかに地域で働いていただくか、地域で頑張っていただくか、これが大事だろうと思っておりますので、これを含めまして、今後また検討を進めていきたいと思ひます。

#### ○川口 憲男議員

町長、答弁のとおり、今の20公民館のうちに11の公民館が45%、高齢化率ですね。それから、公民会に関しましては69の公民会が45%です。この公民会の数は129だと思ひすけど、129分の69の公民会は、もう完全に65歳以上の人で45%になっていると。こういう数の中で、先ほど町長がおっしゃったように、その高齢化率を取ってどうこういうことじゃなくて、やっぱり役員形成に物すごく苦慮しているところが実態なんです。公区とも、公民会とも。そこのあたりのところで、今おっしゃったように、やっぱり元気な高齢者の方々もこういうふうに進進していただいて、地域づくりに頑張っていただくということが非常に大事じゃないかと思ひます。

地域の維持に、問題解決等に、担い手不足、活動の弱体化、共同作業の維持存続の危機と種々ありますけれども、自主防災の組織の弱体化というようなふうにも種々ありますけれども、やはりここの辺りにメスを入れるというんじゃなくて、大きな力を注ぐ。先ほど同僚議員の質問にもありましたように、何やったですかね、ちょっと言葉が次々出てこないんですけども、働くことが健康づくりにつながるんだと、こういう施策を、やっぱり民生三課のところなんかでも訴えるべきだと思ひます。特定健診を受けて、自分の体がどういうことにあるということを、随時そこあたりで知って、また地域のため、あるいは家族のため、家のため、頑張っていくという、そういう姿勢が必要じゃないかと思ひしております。

そこのところで、町でも地域の維持のために職員を配置したり、いろんなことをされております。自主防災の在り方や安心・安全のまちづくりの考え方をされております。さらに、ここあたりにどのような方向性があるのか、そこあたりを考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きします。

#### ○町長（上野 俊市君）

今、ちょっと地域の役員の話も出ましたけれども、3月、それぞれの公民会、公民館で総会を控えている状況下にありまして、公民会長のなり手がおらんとか、館長のなり手がおらんという話はよく聞くところであります。我々の集落にしても同じでございすけれども、こういうふう

な形で高齢化が進んできている中で、やはり昔のままの取組といいますか、行事を継続されているところもございます。それじゃなくて、やはり今の時代に合った、今のその状況に合った形で年間の行事計画を見直し、それからこの役員の構成というのも考えたほうがいいんじゃないですかということで、私も地元の公民会のところでも話もしてきているところでありまして、やっぱりそういうふうにならなくて、旧態依然のことをずっと引き継いでおたつて、なかなか若い方々が公民会長とか、その役員にはなることはなかというのは、私はそうかなと、やはり理解するところもあるところがございます。

しかしながら、そういう中にやはり若い方々があとを引き継いでいくためにも、先ほど申しましたように、やっぱり公民館の形、公民会の形を少しでも行事を軽くするとか、そういう形でしていけば、それは少しずつ変わっていくものと思っておりますし、また、今職員もそれぞれ区のほうに地域担当職員という形で配置もいたしておりますけれども、これまでも申し上げてきましたが、この地域担当職員がするんじゃなくて、地域担当職員はあくまでもその地域に寄って、地域のシンクタンクとしていろんなアドバイスをする、それに自分も自ら手伝いに行くというのは当然でございますけれども、そういう役割等担っているところでございますので、この地域担当職員の関係等については、これからも引き続きやっていきたいと思っているところであります。

ただし、中身をちょっと変えていかないと、非常に職員に対しての過重といいますか、いろんなもので、職員も大変なものをからっているところであります。災害対応はもちろんでございます。これはもう住民の安全・安心を守るという観点から当然でございますけれども、それ以外にも様々な町の職に対する大きな要請等もございますので、そういうのはやっぱり整理していきながら、あるいは地域のために、本当によか地域担当職員がおってよかと言われるような形に、また我々も内部では、そこあたりはまた調整といいますか、形を研究しながら、また進めていきたいと思っているところであります。

#### ○川口 憲男議員

公民会においても、公民館においても、町からいろんな役員の依頼といいますか、例を申せば健康づくり増進員とか、いろんなのが来るということでありましたけれども、それももう兼任をしているところが多々あるということでした。

町長のおっしゃるように、職員の中でも一生懸命何かしているんだけど、そういうことがあると。それでも先に申し上げましたように、高齢化率高齢化率ということじゃなくして、高齢の方々でも、やれる人は地域づくりに率先して頑張ってもらおうということが私も必要じゃないかと思っております。

それと、先ほど申し上げましたように、69の公民会、集落のほうで、これぐらいパーセンテージ的にも上がっていますけれども、65歳以上が多いということと、この数値を見ていただいてもわかるのが、例を取ったらいけないですけども、14人しかいないところ、18人しかいないところ何人の役員がいるかということなんかもうたわれてきております。その中で、以前から地域コミュニティの活性化を考えるということで、合併とか集合とか、いろんなことの話合いも進んできておりました。

以前、公民館長との話合いの中で、その地域コミュニティ協議会の在り方とかできないかということを社会教育課のほうにも聞いたところはありませんけれども、町長、やっぱり今後はそういう小さな公民館みたいなものが集合して一緒になる、地域のあれがありますからなかなかできないところもあるんですけども、そういったところでも前に進むというような考え方を持っていくべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。

#### ○町長（上野 俊市君）

地域の関係等については、またあとからの橋之口議員からのほうにも質問が出されているようでございますけれども、やはり、少ない公民会、多い公民会とかで非常に差がございますけれども、この公民会合併については、できるところはこれまでも公民会合併に働きをかけて推進をしてきているところでございます。

しかしながら、地理的なもの、それから財産的なものの取扱いとかいうようなことで、簡単にいかないのが実情でございます。合併した当時が150を超える公民会がございまして、今129というようにございまして、公民会合併もできるところは推進をしてきているところでございますけれども、これは、なかなか相手もあって、町村合併と一緒に、非常にナイーブなところもございます。そういう中にありまして、出来得るところは公民会合併を推進しながらも、やはり高齢化率がもう70%近いところ同士が集まって公民会合併をしても、さらにどうなのかということやら言われるところもあります。いろんな事情がございますけれども、その事情事情に応じて、この公民会合併というのは、できるところは町も積極的に推進を図っていくという考えではございます。

#### ○川口 憲男議員

この公民会等の合併、あるいは公民館の合併等も話がどんどん出てくるんじゃないかと思いますが、難しい状況があると私も十分承知しております。しかし、公民館の中でも役員になり手がいない、何がいらないと言いながら、そういう悩みを言いながらも、それに前向きに動いていかないという点もあるんじゃないかと思っておりますけれども、これは答弁にありましたように、今後取り組んでいただきたいと思います。

時間の関係がありますから、先に進みますが、2問目ですけれども、町民が一体となったSDGsの取組ですけれども、さつま町のよさをいかに外に広めるか、自然、心豊かさ、川内川もよい方向に生かすことが必要ではないかと思っております。

町長の答弁にありましたように、これは行政だけでなく、町民一人一人ができる範囲ということをおっしゃいましたけれども、いち早く何をすべきか、まちはどういうふうに動くべきか、これは町内にそれが示されていないんじゃないんですか。町長どうですか。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

町としましては、先ほど町長が答弁で申されたとおり、これは行政だけがやるものではなくて、当然、企業活動であったり学校であったりといった、さつま町に関わる方、全てが取り組んでいただく必要があるということが、まず前提であると考えております。そのためには、まずはそのSDGsに取り組む意義を理解してもらう必要があるということで、令和4年の宣言以降、周知啓発活動に取り組んできましたし、これも引き続き、やっぱりやっていく必要があると、何をさておいても周知啓発が肝腎だということで、様々な取組を進めているところでございます。

当然ながら、目標が2030年までということで、残り期間もそうないわけですが、あらゆる取組も踏まえながら、世界規模での課題解決というのに、さつま町としてできる限りの貢献をしていきたいと考えているところです。

以上です。

#### ○川口 憲男議員

町長、前回の答弁の中に、多角的方面から横断的立場で推進をして行く。今、課長の説明にありますように、町長の答弁がありましたけど、行政だけですもんじゃないんだと、町民一人一人にできる範囲で取り組んでいただくということをおっしゃいました。全くそのとおりであるんですけど、普及啓発が進んでいるんですか、町長、と言ったんです、私は。

そこあたり、町民に対して、例えば学校関係でかるたを作ったり、この前もビデオを見せたりしていますけれども、できるところは、そうしてできるんですよ。町民には何ができるんですか、ほんなら、先ほど申しあげましたように、川内川のホタル推進とか、河川等のさらなる努力をして、よくしていくとか、いろいろながあると思うんですけど、そこあたりの推進策ができているんですかと申しあげているんですが、どうですか。

○町長（上野 俊市君）

この普及啓発については、私も答えました。また、課長も答えましたけれども。様々な媒体を使いながら普及には努めているわけですが、これが、しっかりと周知されているか、理解されているかと言われますと、まだまだ足りない部分があるかと思っています。

そういう中で、今できることはごみの問題と、それからさっきも言いました3R運動ですね。リデュース（減らす）、リユース（再利用、再使用）、リサイクル（再生利用）というようなことの取組というのは、まず、できる部分かと思っているところでもありますから、ここについては、やはり町民の方々が判りやすいような取組の事例というのもお示ししながら、今後については、さらに普及啓発を図っていきたいと思っていますところでもあります。

○川口 憲男議員

町長、今の答弁のとおりなんですよ。先ほども言うように、小学校、学校関係者、教育の中でタブレットを活用してかるたをしたり、いろんなことができていくんですよ。町民には何ができますかということは、もう啓発と推進しかないんですよ。だから、うちのまちで、例えばごみにすれば、ごみ削減のためにごみ出しにどういう力を注いだらいいですよと、これは全町的にしていかにやらねばならないところだと思いますよ。そして、いろんなところで、ごみがないようなまちづくりにするにはどうですよと、これも担当課なりが推進していかなきゃならないところだと思うんです。そのために、このSDGsを取り組んだわけですから、そこは、まだまだやることはたくさんあると思うんです。

それと、町長の施政方針の中に、今年の施政方針ですけども、令和6年、SDGs、化学肥料の低減定着、減農薬の栽培、輸出向けの農産物、有機栽培と環境に優しい取組を進めるとありました。これ、もう少し、農政課長でもいいですから、具体的に説明ができますか。来ていませんから、町長でしてください。

○町長（上野 俊市君）

施政方針の中で答えました有機栽培等の関係等についてでございますけれども、国が今進めておりますみどりの食料システム戦略というのがございまして、2050年度までに耕地面積に占める有機農業の取組の面積の割合を25%、面積にして約100万ヘクタールに拡大する計画を進めているところであります。

具体的には、今行っております環境保全型農業の直接支払交付金制度、それから、みどりの食料システム戦略推進総合対策事業に取り組みまして、この有機農業に取り組む農家の方々へ支援を行っておりますけれども、現実的には、有機栽培となりますと、農業労働力の減少等もありまして、前になかなか進まない、取り組む農家が増えないという状況下にあるところであります。

今後におきましても、水田の水管理によるメタンの削減、それから省エネ型の施設園芸設備の導入、あるいは脱プラスチックの生産資材の活用などを検討しまして、環境に優しい農業の実践に取り組んでいくということで考えているところでございます。

○川口 憲男議員

施政方針の中の文言ですから、ここを、これはいけん、これはいけんちゅうのはまた厳しいと思うんですけど、今答弁いただきました環境に優しい農業に取り組むんだと。確かにそうだと思う

うんです。それで第1次産業の農業のほうも潤っていけば、これはこれにこしたことはないと思うんですよ。

そこで、うちのまちは第1次産業をなりわいとしているところが、パーセンテージが大きいんですよ。これの化学肥料、あるいは低減農薬ですか、減農薬、ここあたりの栽培を進めていく中で、もう少し町長として、こういう農業はこういうことに進めてほしいという文言が必要であったなというふうに感じているんですが、そこあたりの考え方はどうですか。環境に優しい取組にするために、どのような方法があるとお考えですか。

#### ○町長（上野 俊市君）

令和6年度で申しますと、この環境保全型農業の支払交付金を使っている農業者の方が7経営体あるようでございます。野菜、お茶、水稻の取り組みをされるようでございます。また、さっき言いましたみどりの食料システムの関係、これは水稻の関係で有機の栽培ということで、今年度取組もうとされている方が1経営体あるようでございます。

このような形で有機栽培ということで、今、非常に海外輸出等についても伸びてきているところでございますので、この有機栽培にシフトされる方もいらっしゃるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、非常に、この有機栽培となりますと労働力がかかるというようなことから、なかなか取り組む農家が増えていかないのが現実であるということを申し上げたところであります。

今後、取り組みやすいような支援といいますか、取り組みやすいような形にしていくにはどうしたらいいのかというのは労働の問題やら費用の問題等もありますから、総合的に話しながら、町として何ができるかというのは、これはまたJAやら県も一緒になって、ここあたりについては取組をまた進めていきたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

おっしゃるように、町一体でできるもんじゃないと私も思っております。あるいはJAに協力をもらったり、いろいろな改良事業団体とか県の団体とか、協力ないことには、これはできないので、それをして、輸出に向けた農産物の有機栽培を進めると。これはハードルは物すごく高いところですよ。県知事は、今度の県の施政方針の中でも、農業政策で稼ぐ力の向上を目指す。それから、前に、もうからない農業からの脱却をするんだという答弁をされているんですよ。全く、うちのまちも一緒に、どうしたらいかにもうかるか、いかにしてどうして輸出につながるか、そういうところを示していかないことには、こういう掛け声だけの施政方針じゃ誰もついてこないんじゃないかと思うし、ついていくような方向性が見つからないと思うんですよ。ぜひ、担当課ともう少し詰めていただきまして、第1次産業をなりわいとするまちですから、一歩でも二歩でも全体に進んで、関係団体と協力をして、いかにすれば、これが輸出産業につながるか、そこあたりも考えていただきたいと。

それで、1問目に申し上げましたけれども、川内川を活用した、例えばホテル舟の再開発にどうしたらできるのか。これはもう、国交省にもお願いしなきゃならない点もあると思うんですよ。そこあたりの話合いというのを、十分していただいて、さつま町の生きる道というか、取り組む道を考えていただきたいということを要請しまして、この質問は終わりたいと思います。

3問目の人口増の具体的な振興策、庁舎内では横断的な取組を行うという答弁でした。そして、さつま移住定住対策プロジェクト設置を副町長をリーダーとして設置されて、何回か会合が開かれていると思います。これは、関係課が点で動いた状況から動への政策に持っていくということをおっしゃってございました。その中で、その会合が何回開かれたのかということも聞きましたけど、その会合はどこというのは聞けませんでしたけれども。

町長、移住定住で人口増を図るという考え方なのですが、ここに持ってこられた対策、考え方、移住定住で人口増が図れるという考え方でこういうふうにされたのか。横断的ですから、各課のいろんな悩みというか取組もここに伝わってくると思うんですけど、今これでは、まず移住定住のほうから人口増というのがすごく目に映ってくるんですけど、そのあたりの考え方というのはどういう考え方ですか、町長の考えは。

#### ○町長（上野 俊市君）

ここ数年、出生者数を見ますと、令和3年が約80名足らず、それから令和4年度が60数名ということで、非常に出生者数が激減してきております。当然ながら子育て支援ということで大きく力を入れておりますけれども、なかなか、ここあたりの数字に効果が出てきていないのは実情でございまして、やはり労働力も少ない中、人が減っている中では、外から、いかにこのまちに人を呼び込むかというのが、私は今、非常に重要なかなと思っているところでございます。

先ほど答弁でも申し上げましたけれども、民間の力をお借りして、民間賃貸の住宅を造っていただく、また、今ある賃貸住宅も、若者の方々が住んでみたいと思われるようにリフォームをする助成というの、今回新たにをつくっているところでございます。このようにしながら、また、外から人を呼んで、こちらで来ていただいて働いていただく。また、民間の企業等におきましても、N i t e r r a の日特スパークテックW K S も40戸の単身の世帯ではございますけれども社員寮を建設していただきました。これには、今、町外から来ておられる従業員に住んでいただく、それからまた、本社のある名古屋方面からこっちに来て働いていただくということで、これも建設をしていただいたところであります。

このようにしながら、やはり、移住定住といいますか、こちらのさつま町にいかに住んでいただくか、さつま町に来ていただいて働いていただくか、これが一番、私は大事な部分であろうと思っているところであります。

これは、そういう産業だけじゃなくて、また農業関係も一緒にございます。こういう取組をしながら、このまちの労働力といいますか、人口を増やしていく取組というのを進めていきたいと考えているところであります。

移住定住という大きな一くくりで物を解決するわけではございませんけれども、そのような形でも、1人でも2人でもこのまちに来ていただき、また、このまちに定住していただく、残っていただくというような取組というの、総合的に絡めながら、進めていかないことにはできないと思っているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

移住定住にこだわるということではないですけども、移住定住から人を呼び込むと。最初、いろんなところでも、町長も申されているんですけども、住んでみたいとか、行ってみたいとか、いろんな言葉の表現を今までも使っていらっしゃいますが、そういう意味で、さつま町に移住定住していただくということを強く言われております。

その中で私、移住定住のほうがなぜかわれたのか、そこもあれしないんですけども、先ほど申されたように、転入者とかあるいは新生児ですか、子供が生まれた人数とか、いろいろあると思うんですけども、やっぱり、どこのところいろんなところを情報を仕入れても、やっぱり若い人たちが結婚して住宅を造っていただく、それにどういうことがあるのか、それが一番だと思っております。

担当課から仕入れました、頂きましたU I J ターンの移住、就業者についても、世帯数的にも令和5年度というのはゼロなんですよね。そして、令和4年度も1人しか就業的に入っていらない、転入者は、先ほど町長が申し上げたように46名、転入者が入っていると。

私は、この移住定住について異論を申すところじゃないんですけど、この会合の中が、プロジェクトの中が、何かだったんですかね。町内、あらゆるところが、この会合に参加しているんですけど、中心は、今のところ、移住定住に関わった議論だけでしょうか。

担当課でもいいし、これのプロジェクトチームのリーダーが副町長ですから、この移住定住対策プロジェクト、人間の具体的な会合の中、その中身でどのような意見が出てきて、今はどうして移住定住につながったのか、そこ辺りの説明ができれば。

#### ○副町長（高田 真君）

今、川口議員から御質問がありました。移住定住に限ったことだけではございませんで、人口減少問題対策に対してプロジェクトチームが立ち上がったわけでございます。

そして、担当課が、ふるさと振興課だけでできるものではないということで、横断的に当然、子供であったら子ども支援課、そして、福祉政策だったら保健福祉課とか、あとは農政課だったら担い手育成を図るとかいうことで、全庁的に取り組んできているわけでございます。

移住定住と言われるんですけど、私は、移住される方は、やはり、全くIターン、Uターン、Jターンという種類の方々がいっぱいいらっしゃるわけなんですけど、私的には、定住を非常に重要視していきましょうということで、この人口減少プロジェクトチームでは動いているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

その目的というか、その移住定住対策の中での取組方は、幾分、理解できるんですけども、人口増に対する庁舎内の考え方ということで、こういう組織ができたんだと思うんですけども、以前は、町長は観光スポーツ交流で本町に足を運んでいただき、見て、知り、最終的な定住につながるような取組をしたいということを述べてられているんですよ。その中で、やっぱり各課に危惧されるというか、各課がそれになお取り組んでいかなきゃならないところはないかということが、プロジェクトチームのというか、その編成会議で出てくるんじゃないかと私も考えておりましたけれども、ちょっと考え方が違うんですけども。

町長、この人口増対策で移住定住、先ほど移住ばかりじゃなくて、移住から定住につなげるんだという考え方の対策なんですけど。1年目、昨年9月ですかね、すいません、令和3年の9月に設置されて、これももちろん、もうちょっと日があってきますけれども。ここ辺りの充実あるいは政策課題が目の目を見るという考え方、最低3年ぐらいは経つよねとか、4年ぐらいはた経つよねというような考え方があるんですけども、ここ辺りの目的達成のためには、どのような考え方を持って動いているのか、そこ辺り示してください。

#### ○町長（上野 俊市君）

この人口増対策の関係等については申しましているように、1年、2年で解決する問題ではありません。先ほど申しましたように、1つの事業だけで人が増えるわけではまずないと思っておりますし、総合的に、いろんなものを組み合わせながら、やはりこのまちに住んでみたいと、住んでよかったと思われるような形にしていくためには、やはり、それなりの年数というのは必要になってくるかと思っております。

しっかりとした取組を、毎年変わるいろんな様々なニーズに応えていくためには、やはり我々もこういうプロジェクトチームを開設しながら、また新たな取組を加えていたり、もう必要のないものは切っていったりと削除しながら、新たな取組も加えながら進めていかなければならないと思っているところであります。

これは本当に、一、二年で解決する、大きく動く問題ではないと認識しておりますけれども、やはり、これまで申してきておりますように、このまちの生き残りをかけて、やはり待ったなし

でこれを進めていかなければならないという思いには変わりはありませんので、こういうプロジェクトチーム等での出された意見、提案等については、できるものはどんどん積極的に取り入れながら、これを少しでも前に進めていきたいと考えているところであります。

○川口 憲男議員

今日、最初の1問目から取組のところでも申し上げましたとおり、町長、全てに今おっしゃった、この取組に、まちの生き残りを目指して進むんだということだと聞きました。だけど、私たち、私ですみませんけど、議員的に一般質問するんですけれども、なぜ振興策が前進したとか、しなかったのかとか、いろいろなことを聞くんですけど、やっぱり、それは日にちがかかるということは重々わかるんですよ。そこをやはりどういうふうにしていくか、当然3年目、4年目を迎えられて、次も望んでいくような考え方で、こういう施策を出していらっしゃるんですけど、やっぱり1期4年、この期間に何を具体的にしていくか、これで成功例をどこ辺りに求めるか、これは町長の使命だと思うんです。

先を考えて、まだ先があるというような考え方でされているのか、ややもすればそういうふうに関心はありますが、私は、このあと、1年余り残すところがありましたけど、ここ辺りはどういうふうにして職員の皆さんにも協力を求めて取り組んでいくということがあるのか、最後にそのところを1点お聞きします。

○町長（上野 俊市君）

回答の冒頭申し上げましたけれども、就任してから4年目を迎えるということでありまして、コロナの関係、鳥インフルエンザの関係、災害等の関係等があって、なかなか思うような形でこの結果が出てきていないというのは、私も感じているところではございます。

そういう中にありまして、残りのこの1年におきましては、冒頭申し上げましたように、本当に待ったなしの思いで、これを進めていくということは職員にもきちんと申し上げているところでありまして、職員もそれは理解しているものと思っているところであります。

この3年間の成果というのは、また機会が、機会といいますか、評価の結果も出てくると思っているところでございます。事務評価、それから自分が選挙に公約に掲げた公約の達成関係につきましても、今後、また皆さん方にお示ししていく機会等も出てくるかと思っておりますが、冒頭申し上げましたように、この1年については待ったなしの気持ちで、どんどん前に進める年にしたいと思っているところでございます。御理解いただきたいと思います。

○川口 憲男議員

ぜひ町長、町長の思いの中に、先般の質問の中、答えの中にこういう言葉を聞いているというか、私は聞いておって、いつもここに明記しているんですけど、「成せば成る、成せば成る何事も」という言葉を言って収めていらっしゃいます。ぜひ、残り少ないですけども頑張ってもらいたいというふうに要望して質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時42分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、１１番、古田昌也議員の発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

#### ○古田 昌也議員

皆様、お疲れさまでございます。午後一発目ということで、午前中もありましたが、今年１月１日、２日と能登半島地震及びに飛行機事故に遭われた方々に、本当に心よりお見舞いと御冥福をお祈りしたいと思っております。

それでは、早速ですが、通告書のとおり質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、第１番目、町民サービスの向上についてでございます。

昨年の１２月議会で課設置条例が可決され、縦割り感が解消された組織体制だと本当に考えております。この大幅な組織再編は、町民サービス向上を目指し、来月から行われることであります。しかしながら、町民サービスも多様化・複雑化する中、職員の削減、減少にも課題が多いと考えております。その中で準備は十分にできているのか。また、職員に対しての説明や現場の意見の聞き取りなども十分にできているのかをお聞かせください。

続きまして、２番目です。自家用有償旅客運送についてでございます。

自家用有償旅客運送事業の実証実験を昨年から、泊野・白男川地区で行っておりますが、その成果と課題はどのようになっているのか。また、今後はどのような形で事業を検討しているのかをお聞かせください。

続きまして、３番目になります。観音滝公園についてでございます。

新型コロナウイルスも５類になり、観光事業に大きな期待を持てるようになってきているところであります。その中で、本町の観光地の一つである観音滝公園の動きは本当に見えていない現状でございます。そのことについてどのように考えているのか、お聞かせください。また、これからどのようにしたいのか、お聞かせください。

１回目の質問を終わりたいと思います。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、古田昌也議員からの御質問について回答いたします。ちょっと声がかすれぎみで申し訳ございませんけれども。

まず、１点目の来年度からの組織再編に関する御質問でございますけれども、今回の組織再編の協議・検討に当たっては、複雑、多様化、高度化する行政需要に加え、デジタル化、SDGs、カーボンニュートラルなど新たな行政課題への対応、権限移譲による事務範囲の拡大など、住民に最も身近な行政機関としての市町村行政の役割はますます高まっていることを踏まえまして、昨年の５月に、町行政改革推進本部会議において、組織機構の見直しを行う目的や、それに基づく組織機構の再編骨子案を示したところであります。

具体的な協議等の進め方については、現行組織の各課等を７つの部会、総務、民生、住民環境、産業経済、建設、教育、消防に編成した上で、本庁及び支所の全ての係長職はそれぞれの関係する部会に参加しまして、現行組織の課題や問題点等について意見を出し合い、また、必要に応じて上司や部下への協議を重ねながら、出された意見等を幹事会及び本部会議において議論を尽くした上で、最終的には、昨年の１１月の第３回本部会議において組織再編案を決定いたしましたところであります。

今回の組織機構の見直しに当たりましては、所属の部署における現状を捉え、特に支所業務の

在り方については、薩摩川内市の祁答院支所へ研修を行いながら、人員体制をはじめ詳細な業務分担等について参考にさせていただいたところであります。また、昨年12月に関係条例を可決いただいたあとにおいては、全体的なフロア配置の協議に加え、本庁及び支所における詳細な事務分掌等についても、さらに協議を続けているところであります。

最終的な再編案については、様々な意見が出されましたが、限られた職員で幅広い業務を行う要請が強まってきている状況等を踏まえ、可能な限り懐を大きくし、縦割り感の解消を目指すとともに、多様な考え方に説明責任を果たせるよう、今後においても機能的な組織体制の整備に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の自家用有償旅客運送についてでございます。

慢性的に不足している公共交通の担い手の問題と将来的な公共交通ネットワークの縮小、また、利用者ニーズへのさらなる対応策として、昨年11月19日から今年の2月18日までの3か月間にわたりまして、本町として初めての試みとなる自家用有償旅客運送の実証実験を行ったところであります。

対象となる泊野・白男川地区を中心に、実証実験の目的や概要、乗合タクシーとの違いなどについて事前にチラシの配布を行い、周知を行ったところで、実証開始日も町の産業祭に合わせたところであります。また、周知・啓発に関しましては、該当地区のサロンで個別に説明させていただくなど、利用が想定される高齢者に対する丁寧な説明に努めたところであります。

運行は、町内の有志4名のグループに担っていただき、乗合タクシーが運行しない土曜日、日曜日に、往復3便の運行を行っていただいたところであります。

3か月間の実績を申し上げますと、計画運行日数26日に対しまして、実際に運行した日が5日で運行率が19%。また、運行便数については、計画便数150便に対しまして、実績が12便で運行率が8%というような状況になっているところであります。また、利用者数につきましても、延べの利用者数が26名で、1便当たりの乗車数は2.2人という状況であります。利用の実態は、産業祭やささ福かざりといったイベント目的での利用が多く、次いで、飲食や買物目的で利用されたところであります。

今回の実証実験では、自分で車を運転される方の利用も多かったところでございますけれども、イベント時に利用された方の声としましては、「車の運転が上手ではなく、駐車場を探すのも大変なので助かりました」「自分の車に乗れなくなった場合のことを考えると、本当によいと思う」といった声や、御高齢の方だと思えますけれども、「自力で買物ができることが信じられず、その行動がゆっくりと選べたり、知り合い・友人と話すことができ、とても充実した時間でした」など、感想もいただいているところであります。

課題につきましては、実証実験も、この期間も短かったこと、それから利用者が少なかったことなどから十分な分析ができていないところではございますけれども、民間事業者では路線バスやタクシーを、町では乗合タクシー、コミュニティバスを運行している状況の中で、自家用有償旅客運送との調整をどのように図っていくのか、こういったことが今後の課題の一つであると考えているところであります。

次に、3点目の観音滝公園の関係の質問でございます。

観音滝公園につきましては、昨年6月、古田議員の御質問に答弁させていただいたところでございますけれども、町としましては、引き続き株式会社やさしいまちに運営をお願いし、観音滝公園を新たなにぎわいの場として進めたいと答弁を申し上げ、町の方針として観光振興のできる部分と公園周辺の整備を提案し、代表の考えをお伺いしてきたところであります。

観音滝公園の動きが見えないことにつきましては、現在まで休園状態が続いており、再開の見

通しも立たないことに大変残念な思いであり、町としましては、これまで基本協定の第8条に基づきまして、株式会社やさしいまちに対し、面談や文書の再送、グループ本社への電話等を行いながら、町の方針に対する回答を書面で頂くよう再三申し上げてきたところであります。

その中で、昨年12月にグループ本社へ問合せした際に、文書で回答する旨のお話がありまして、今年の2月20日に意思表示があったところであります。内容につきましては、「町の方針を提示していただいたが、観音滝公園については貴町に返還したい」というような意思表示があったところであります。

今後においては、町の方針に対する回答を受けましたので、これ以上、観音滝公園の休園状態が続くことは、町の観光振興の拠点施設としてよいことではないと思っておりますので、今後、早期解決に向けて、返還に当たっての方法などを含め、株式会社やさしいまちと協議を進めていきたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○古田 昌也議員

御回答いただきました。それでは早速ですけど、2回目以降の質問のほうをさせていただきたいと思いますが、先ほど回答の中で、町長自身がいろんな形で意見聴取、その他もろもろが十分に準備ができているという回答でしたので、そういう形でできていると思いますが、現時点でのそれですが、話合いの中で、課題であったり問題点を各課、支所からはどのようなことが上がっているのか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

現段階及び準備段階におきまして、事務の分掌等に関する調整課題がございましたけれども、我々も間に入りながら調整を行ってきたところでございます。

○古田 昌也議員

そういった分掌の問題が上がってきていると、これですが、各課から課題という声があるんであれば、それはより具体的などというふうな声が上がっているのか、ちょっとお聞かせ願えないでしょうか。

○総務課長（角 茂樹君）

一例を申し上げますと、各課で管理しております公共施設等に関する担当部署の一本化等について、議論があったところでございます。

○古田 昌也議員

そういった公共施設の業務の一本化の声があるということで、具体的な例だったんですけど、そのほかちょっと気になる点がありまして、新設をされる課で、ほけん福祉課、また、さつまPR課、農林課、総合政策課などですごく幅が広くなり、新体制で業務負担がかなり増えると考えられますが、人員の確保及び業務の簡略化などは考えてはいないのでしょうか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

今、議員御指摘のとおり、特に所掌事務が拡大する所管課におきましては、町長が特に必要と認める事務、特命事務について、執行管理、統括する管理職の監職を配置をするというふうを考えているところでございます。また、単独の課長補佐職を配置するなど、様々な行政需要に専門的に課題解決を目指す体制を整備していきたいと考えております。

また、業務の簡素化につきましては、様々なデジタル技術を検討・導入するなどして対応を進めていくこととしておりますけれども、一方では、増加しております事務事業に関する各課における厳選作業も、急がれるものというふうに理解しているところでございます。

○古田 昌也議員

今、回答のほうで、増加する事務事業に関する各課における厳選作業というところの中ではありますけど、その中でも、厳選する中でも支所の業務経験として、これまで支所の手続ができたものができなくなる、その説明などは町民に対して広報紙のみしか、多分、今、発せられていないと思うんですが、それは十分だと考えているのか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

議員御指摘のところにつきましては、説明責任を果たす、あるいはこの説明を尽くすといった点では、様々な機会を活用して周知に努める必要があるというふうに考えてございます。

周知の時期や方法等につきましては、それぞれ具体的な場面において、適宜適切に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

今、先ほど、適宜適切に対応できるようにという形なんですけど、僕は、自身の考え方なんですけど、もっと具体的に変更になる部分を積極的に説明するべきだと考えているんですが、そこら辺はどのように考えていますか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

行政サービスに関しましては、町民の皆様におかれましても、様々なお立場や機会がございます。異なるものと考えておりますので、具体的な部分については、その都度、周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○古田 昌也議員

その都度考えていただけるということでしたので、やはり説明が不足しますと、多分、対応に逆に追われることが予想されるんですが、対応に追われることが予想されることについては、どのように考えているのかだけをお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

行政サービスには、非常に幅広く様々な立場に関わりがありますことから、御指摘の点も考慮しながら、余裕を持った事前周知に努めるなど、適宜適切に対応できるよう、全庁的に共通理解を図ってまいりたいというふうに考えます。

○古田 昌也議員

先ほど、全庁的ってあったんですけど、この組織再編で本当に懸念されるのは、鶴田地区、薩摩地区の住民サービスの低下のおそれがあるということがすごく懸念されると思っております。その対策はどのように考えているのか。住民サービスが、鶴田地区、薩摩地区、両地区において低下をしないような方法というのは、どういうふうに考えているのかがあれば、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

今回の組織再編の検討におきましては、支所の機能につきましては、本庁機能を強化しつつ、地域行政における住民生活に関わる業務の維持を可能な限り目指した体制としたところでございます。

係の数は減少してございますが、その分、様々な事務事業について本庁集約化、事務量軽減を図るとともに、従来からの住民生活に関わる届出、受付、申請及び収納に関する業務のほか、町民の皆様の相談機能も備え、支所で完結できるもの、リモート機能を活用した対応、本庁直接対応など様々な機能を準備をいたしまして、できる限りこれまでと変わらない形としていただいております。

○古田 昌也議員

これまでと変わらない機能のほうを残していこうという形で答弁はいただいたんですが、その中でちょっと気になる点が、リモート機能を活用した本庁の対応となるんですけど、そもそもリモート機能、そのやり取りが職員の方々なしでできる体制に今現在あるのかどうか、どう考えているのかだけちょっとお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

今、御指摘のオンラインでのやり取りにつきましては、支所の職員がやはり一緒になって対応するものというふうに考えてございます。

例えば、支所においてリモート機能を活用しながら、本庁職員と顔の見える形で相談業務を行うなどを想定しております。支所に来庁されたお客様と支所職員が一緒になって、本庁職員の説明を受ける場合もあるというふうに考えているところでございます。

○古田 昌也議員

でしたら、そもそもそこには人員を割く考えであるということによろしいですか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

支所における基本的な窓口業務等につきましては、これまでどおり支所の職員で対応できるものというふうに認識をしてございます。

○古田 昌也議員

それでしたら、今の計画では、各支所2名ずつの人員削減を見込んでいると説明がありました。支所の人員不足にはかなり本当に不安を感じるんですが、そこは大丈夫なんでしょうか、どう考えているのか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

今回の各支所における職員の人員配置についてでございますが、支所業務の洗い出しを行ったことで、これまで支所で行ってまいりました税務業務をはじめ、旧町地域ごとの公共施設管理、イベント業務、財務事務等を本庁に集約するというようにしてございます。

大幅な業務負担が軽減されますことから、適正な人員配置であるというふうに認識をいたしております。また、必要に応じて、再任用職員でありますとか会計年度任用職員のほうもお願いをしながら、配置をして対応してまいりたいというふうに考えております。

○古田 昌也議員

そこら辺は十分な理解はできるんですが、せっかく4月1日から一遍にばつとやるではなく、慣れるまでは応援要員を確保しながら、いつでも支所に行ける体制づくりというのはすごく重要なことだと考えるんですが、そこら辺はどのように考えているのか、お聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

これまでどおり、本庁または支所に限らず、業務の状況によりまして、相互に応援に行けるような体制づくりというのは、御指摘のとおり大切なことでございますので、進めてまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

ぜひ、そういう体制をつくっていただきたいと思います。そういった形でも効率的な組織運営を図るためには、限られた職員数の中で機能的な組織計画を行う必要があると思っております。円滑な町政の運営を進めるためにも、本庁及び支所の組織内における情報の共有化、コミュニケーションの連携の強化を図りながら、必要な、すみません、全然違うところを僕はやっていましたが、ところは、重要なところだと思っております。

ただ、その中で、今までの回答をいただいた中で一番思うのが、職員の方々を見ていますと、

仕事量が多く仕事に追われている現状がすごく見えます。せっかくマニフェストなどで新しい予算がついている中ですが、新しいことに手が回っていないように見えるんですが、それはどのような感じで考えてられるのか、ちょっとお聞かせください。

○総務課長（角 茂樹君）

今、御指摘の点については、行政改革の中でも非常に大きな課題であるというふうにも考えております。複雑・多様化する行政ニーズに応えるために、事業が増幅してきているというような実態はございますが、これに伴って厳選作業、これまでずっと続けてきた事業をなかなか厳選できていないといったところもございますので、こういった拡充策を含めながらバージョンアップをしていくような取組、スクラップ・アンド・ビルドをやっていく取組、そういったものを交えながら事業の整理といったこともしていかなければ、なかなか御指摘のとおり、職員の限られた人数の中で事業をこなしていくということは、困難になるということになっておりますので、事業評価等を生かしながら、そういった厳選作業も進めてまいりたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

すごくそういったところであるんですが、これはもう本当に持論なんです、民間の業者の中でも、現在に至っては、従業員の教育の視点でも労務環境の整備に力を入れているのが現状でございます。従業員の資質向上、自店のサービスの向上につながるからですね。それは役場職員の方々でも、職員の方々の労務環境の整備、働きやすい環境がなければ、本当に町民サービスの向上もできないと考えております。なぜなら本町は、本当にここはちょっと強く皆さんにもお知らせしたいんですが、様々な施策で先進地と呼ばれている市町村に比べても、同じぐらいのことでいろんな形で補助、補正、その他もろもろの施策をしているところは自信を持って僕は言えると考えております。

でも、本当の町民のサービスの向上とは、町長が常日頃言われている、目配り、気配り、思いやり、それを本当に実行に移すことこそが、町民サービスの向上になると心から思っております。そのことができるようになるには、日々、業務に追われているところで余裕がない中ではできないと思っております。

労務環境の整備こそ最も重要な課題だと思いますし、しかしながら、一部の行き過ぎた権利主張もあると、それが様々な問題点になっていることも理解しております。しかしながら、そのことも踏まえながらも、町長が常日頃言われている目配り、気配り、思いやりを持ち、労務環境の整備や現場の意見を尊重しながら、町民サービスの向上をしていただくようにしていただきたいと思いますが、何かこの点に関して何かあるのであればあれですけど、なければちょっと次の質問に行きたいと思いますが、いいですか。

○町長（上野 俊市君）

せっかく言われましたので、まさしくおっしゃるとおりです。私が就任当初から職員に求めているのが、目配り、気配り、思いやりを持って仕事に当たるようにということを、常に申し上げているところであります。

やはり、職員に課された大きな期待といいますか、町民の期待等も非常に大きゅうございます。その中で、職員一人一人がしっかりと仕事をしていくのは、やはり労務管理もそうですし、それぞれ一人一人の職員の考え方を、さらに一歩前に進めるような取組を進めていかなければならないと思っているところであります。

私自身先頭に立って、また、職員の先頭に立って、しっかりとここはやっていきたいと思っているところでございます。

○古田 昌也議員

という回答もいただきましたので、ぜひ労働環境からでも、思いやりを持ちながらそういった環境を整えていただいて、本当に町民のサービスの向上につなげていただきたいと思います。それを要請しまして、次の質問に移りたいと思います。

ちょっと初めに確認なんですが、そもそもこの事業を始めるときに町内のタクシー事業者などの反対など、そういった意見というのはなかったのか、ちょっと確認させてください。

○企画政策課長（小野原和人君）

今回の実証実験に関しましては、当然ながらこのタクシー事業への影響というものがありましたことから、事前に町内の交通事業者3者の方と打合せを行って、御理解いただいた上で実施したところでございます。

ただし、今回は期間限定の実証実験ということでしたので、御理解いただいたという面があるかと思いますが、仮に、今後これを本格導入しようとなった場合には、少し事業者の対応というものが変わってくる可能性があるものと考えております。

○古田 昌也議員

すいません。もしよろしければ、タブレットがせっかくありますので、先進地の実証事例というものを、国土交通省からの資料がありますので、そちらのほう通知していただいてもよろしいですか。

これ、参考資料として皆様に見ていただきたいんですが、そのほかにこういったものがある中で、今回の実証実験は具体的にどのような内容で実証されたのか、ちょっとお聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

運行期間や曜日、1日当たりの運行便数については、先ほど町長がおっしゃったとおりですけども、往路・復路とも出発時間と大まかな到着時間を定めておりまして、乗合タクシーと同様に、自宅等と目的地を直接結びますドア・ツー・ドア方式で運行したところでございます。

なお、利用に当たっては、前日までの電話予約制としておりまして、利用料金は無料としております。なお、使用車両につきましては、鹿児島トヨタ様から7人乗りのワンボックスカーを借受けをしたところでございます。

○古田 昌也議員

ということは、乗合タクシーと似たような現状での具体的な実証だったとって理解いたします。その中で、具体的な問題点というのは見えてきたんでしょうか、お聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

実証実験期間の利用者が思ったより少なかったということで、詳しい分析が難しいところではありますけども、今回のケースを見てみますと、イベント等がなければほとんど利用がなかったと。また、平均乗車人数も2.2人と少なかったことなどを考えますと、仮に同じパターンで本格運行しようとする場合には、運行実施者の必要経費の捻出、こういったものがちょっと難しくなって課題として上げられるのではないかと考えております。

また、今回は土日に限定して実施したところですけども、利用者数が伸びなかった要因としては、病院が休みであるということもあり、特に高齢者の皆様に関しましては、買物を含めて平日の間にそうした用事を済ませられており、そもそも土日のニーズが高くない可能性もあるのではないかと考えたところでございます。

ほかには、土日以外でも運行する場合は、先ほど申し上げましたタクシー事業者への配慮や乗合タクシーとの調整が課題になってくると考えておりますけども、根本的な部分では、自家用有償運送の担い手をいかに確保していくかというのが、一番の大きな課題になってくるのではない

かと考えております。

○古田 昌也議員

それですら、そんだけ様々な具体的な課題点が見えてきているということであるのであれば、再度地域を変えて実証実験していく考えはないのか、そこはお聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

今回は3か月間、泊野・白男川地区を対象地区として実施をしましたけども、もう少し違ったパターンでの実証実験が必要ではないかと考えております。地域特性の違いなどもあることから、今回とは別な地域での運行であったり、もう少しエリアを広げた形での運行、また、土日以外での運行、夜間での運行などができないかということを考えております。

いずれにしましても、運行を担っていただきます方々やタクシー事業者をはじめ、関係者の御理解と御協力がなければ進められませんので、その点はしっかり調整を図りながら進めていけたらと思っております。

○古田 昌也議員

ということであるのであれば、ちょっと気になる点がありまして、僕がよく見つけられなかっただけなのかもしれないんですが、来年度予算には計上されていないと思うんですが、そこはどう考えているんですか、お聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

予算書、また、予算説明書の中で、具体的に文字としては出てきていないところですけども、来年度予算につきましては、地方交通対策事業費の町地域公共交通活性化協議会交付金の中に、関係経費を計上しているところでございます。

○古田 昌也議員

すみません。僕の勉強不足だったかもしれません。交付金の中に、そしたら含まれているという解釈で、ほんなら実証実験も来年度予算でやるということですね。判りました。

であれば、次またちょっと資料を見ていただきたいんですが、もう1個、「みんなで作る地域に合った移動の仕組み」という教本みたいなものがあります。これはちょっと省庁が出したものではないんですが、こういった形で、事例集というかこういう参考の入ったもので、みんなで、地方によってそれぞれ移動の仕組みが違うんだと、もう判り切っていることなので、ここを参考にしながら町独自のものをつくる考えはないのか、ちょっとそこら辺はお聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

今回の実証実験につきましては、当初は2か所で実施をする予定としておったところですけども、担い手確保のめどが立たず、やむなく1か所での実施となったところでございます。

自家用有償旅客運送につきましては、本町での初めての試みということもありまして、全町的な認知度はまだ低いと考えておりますけども、こうした実証実験の継続した取組等によりまして、事業の有効性等が明らかになれば、また新たな担い手の確保につながっていく可能性があると考えております。何よりも、利用者のさらなる利便性向上が図られる事業であると考えておりますので、引き続き国や県、関係機関等の御協力もいただきながら、交通体系の充実に努めていきたいと考えております。

○古田 昌也議員

そうですね、本当に町独自のこういった仕組みの再考というのはすごく重要なことだと思うので、引き続きそういった形でやっていただきたいと思っております。何度もずっと言っておりますが、公共交通の維持は町民の命を守る手段だと考えていただきたいです。

本町は来年度予算で、地方交通対策事業費として、通学などに使用する定期バス路線の維持や

その他、地域交通の維持のために、乗り合いその他もろもろ含めて総額約1億2,000万円を予算として計上していただいていることは、すごく理解しています。多額な予算を使って、そういった交通弱者を守っていただいていることには本当に理解はするんですが、やはりまだまだ交通弱者がおられることも事実だと考えております。ですので、その中で町独自の自家用有償旅客運送事業を進めていただいて、これだけの観光産業やもしくは飲食業界、また福祉関連の手助けになれば本当にいいと考えておりますので、思いやりを持ちながら交通弱者、町民の命を守り、地域振興のためにも、早い導入を要請したいと思います。そのことについて何かまたお答えがあるのであれば、ちょっとまたお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

報道等でもございましたが、鹿児島市内におきまして、公共交通の南国交通さんが減便というような話も出ておまして、非常にこの公共交通を取り巻く現状というのは、町に限らず本当に各方面で厳しい状況下に今あるところであります。

議員からありましたように、町民の足を確保することは、生活を守る、その生命を守るという観点からも非常に大事な部分でもございますので、これにつきましては、持続可能で本当に有効的な制度をできるように引き続き検討していきたいと思います。

○古田 昌也議員

持続可能な、本当にそういった面で強く要請したいと思います。そういった形でも回答いただければ、次の質問に移りたいと思います。

最後の質問で、観音滝の件についてなんですが、先ほど回答をいただきましたが確認です。2月20日に回答があつて、町のほうに返還をしたいという意思表示はされたんですよね。その点、ちょっと確認をお願いします。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

2月20日に、書面で意思表示がされたところでございます。

以上です。

○古田 昌也議員

意思表示をされたということで、町に返還をしたいということで間違いのないようですので、ちょっといろいろと質問のほうは考えていたんですが、そういった返答があったということなので、ちょっと先の話になるんですがしたいと思います。これはもう僕の思いで、要請だと思って聞いていただけますでしょうか。

観音滝公園は、町にとって本当に重要な観光地であり、また憩いの場、自然を体験できる学習の場だと考えております。先ほど、答弁の中でも返還の意思が確認できたので、細かな内容は置いておきますが、これからの話で、まず譲渡先だったやさしいまちに対しても、これから先、誠意を持って対応していただきたい。

そして一日でも早く観音滝公園を開園できるように、担当課だけでなく各関係課、庁全力で対応していただきたいと思います。というのも、これからは、観音滝公園を開園するにはまず先に、ずっと閉園しておりましたので、安全確認、また危険箇所の把握、それと整備までも必要だと思います。また、運営に関しても、返還の意思のみという形で、先ほど回答いただきましたので、まだ相手方との交渉も残っているかもしれません。ですが、そのほかにも、運営環境や利用の要綱の見直しなども考えられるからです。

来年度から薩摩地区では、様々なことが予定されております。いろいろある中でも、小学校も統合され薩摩小学校が誕生します。統合する中で大切なことは、それは子供たちのみならず、親同士や地域同士のコミュニケーションが重要な課題だとも考えられています。それを観音滝公園

で、学習や親子、生徒、地域住民のコミュニケーション事業、さらには郷土愛、自然愛などの学習にも活用できる本当に大切な施設です。ですので、本当に一刻も早い観音滝公園の開園をできるように、また、これから先、十分な、きめ細かな住民の方々に対しての説明、その他もろもろ、いろんなところで看板があるのに行ったら何も閉店していた、そこで何も活用できなかったようなクレームも実際のところ起きております。そういった中でも、きめ細かな説明とか環境づくりをしていただけるように強く要請をして、もう今回、観音滝の件に関しては質問を終わりたいと思います。

僕の質問はこれで終わりたいと思います。何かあればよろしくお願いします。

#### ○町長（上野 俊市君）

先ほど申しましたように、今あったのは、町に返還をしたいという意思表示が正式に文書であったということでございまして、議員がおっしゃるとおり、今後、その返還に当たっての協議というのが非常に出てきます。これにつきましては、細かいところまでの協議を得ながら、できるだけ速やかにあの公園がまた再開できればと思っているところであります。

また、再開に当たりましては、どのような形で再開ができるかというのも今後の課題かと思っていますところでございます。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

次は、4番、橋之口富雄議員の発言を許します。

〔橋之口富雄議員登壇〕

#### ○橋之口富雄議員

お疲れさまでございます。まず最初に、能登半島地震の方に改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

午前中、川口憲男議員のほうから関連した質問がございまして、町長のほうから答弁が幾らかお聞きしましたんですが、私は私なりに、今ちょうど3月の年度末の集落の総会時期の役員会、その時期に入っております。それらを踏まえて、近々のずっと今までの課題なんですが、公民館の現状と課題についてということで、通告書のとおり行いたいと思います。

少子高齢化に伴う人口減少は、地域の活力が衰退する一方、自治組織を運営するための財源にも大きな影響を生じる。最近の傾向として、各地域における公民館及び公民会に求められる役割が多様化し、公民館・公民会の活動が複雑化してきている。また、地域によっては、公民会に加入しない家庭が増える中、後継者問題も出てきており、本来の公民館、公民会の役割ができていないと感じる。

本来の役割とは、実際生活に即する教育及び文化に関する事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進などを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

その現状を踏まえ、町長として、公民館・公民会の役割、活動などをどのように考えているのか。また、地域の人口も減少している中、活動自体が困難な地域に関して、これから先の公民館合併やリーダー育成などについて聞きたいと思います。

これで、1回目の質問を終わります。

〔橋之口富雄議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、橋之口富雄議員からの公民館の現状と課題に関する質問についてお答えさせていただきます。

急速に進行する少子高齢化や若者の町外流出など人口減少によって、従来の規模や内容での活動の継続が難しくなっている区公民館、また、公民会が増えつつある状況となっているところであり、さらなる人口減少等によりまして、今後ますます増えつつあるということは、十分認識いたしているところであります。

このような状況の中にあっても、日頃から、自分たちでできることは自分たちでとのこの思いで、それぞれ工夫をされ、地域で支え合い、積極的に地域活動を展開され、活力ある地域づくりに貢献いただいております区公民館長それから公民会長の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、改めて感謝を申し上げますところであります。

町としましては、区公民館や公民会への活動支援策としまして、活動運営や施設整備に対する補助、地域元気再生事業などの財政的支援と併せまして、地域担当職員や集落支援員による人的支援を両面で、地域の課題解決と魅力ある地域づくりに、町民の皆様と一緒に取り組んでいるところでございます。

また、地域コミュニティを将来にわたって持続可能なものとするためには、地域活動の担い手となる新たな人材を確保することも重要でありますけれども、将来の担い手確保につながる移住定住と子育て対策等による若者の流出抑制は、最重要課題と捉えているところでございます。このようなことから、先ほどもございましたけれども、6年度において関連施策の充実も図ったところであります。

議員御指摘のとおり、区公民館等におかれましては、それぞれが自治組織として求められる住民の健康増進や青少年の健全育成、高齢者等への支援などの福祉活動、また、防犯や防災活動、環境美化活動、地域住民の親睦を深める活動など、多岐にわたる事業を通じまして、活力ある地域づくりのために日々活動していただいているところでありますけれども、少子高齢化、人口減少のさらなる進行によりまして、新たな地域課題の発生も予想され、この公民館、公民会の地域コミュニティに求められる役割責任はより重くなってくる可能性も否定できないところであります。

区公民館、公民会の地域コミュニティにつきましては、町の基盤をなすものであり、地域の活力低下はまちの維持、発展に大きく影響してきますので、今後とも、地域にとって必要とされる取組に関しましては、積極的な財政支援、人的支援等を講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、これから先の公民会合併やリーダー育成についてでございますけれども、公民会数に関しましては、平成17年の市町村合併のときには、156あった公民会が今129に減少してきているところであります。公民会運営の効率化・円滑等を目的に合併が進まれてきたところであります。

過去におきましては、町のほうで公民会世帯数の適正規模等を目安に、公民会合併を主導・促進してきた経緯もございますけれども、公民会の現状や抱える課題等はそれぞれ異なるものがございまして、最近の合併におきまして、合併に対する認識の相違によりまして、一部、合併協議が不調に終わったケースもあったところでございます。

現時点におきまして、公民会合併は、集落の円滑な運営等を図る上で有効な選択肢の一つではございますけれども、その一方では、合併が集落課題の解決につながらない地域も想定されますことから、それぞれの課題、必要性に応じた個別な対応が必要だと考えているところであります。

また、地域のリーダーに関しましては、そのリーダー像として、行動力と実践力のある人材、ネットワークの広い人材、信頼性があって、いろいろな調整能力にたけた人材などが考えられるところでございますけれども、一番には、自分が住んでいる地域をこよなく愛し、地域づくりに

情熱を持っている人材が最も重要であると感じておりまして、その育成に関しましては、子供たちに郷土愛を育んでもらう取組をはじめ、学校教育や各種の研修等、これはジュニアリーダークラブ等でございますけれども、これらを通じた学びもリーダー育成に大きく貢献するものと考えているところであります。

しかしながら、一番には、地域の中で様々な世代が様々な行事などに一緒に参加し、活動する中で得られる実体験を通じた学びの中で、地元愛を深めることが最も重要であり、これが将来にわたってリーダーの世代交代を円滑に進める上では、不可欠であるのではなかろうかと考えているところであります。こうした継続的な取組の積み重ねにより、次世代のリーダーの人材育成にもつながっていくものと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○橋之口富雄議員

今、町長のほうから説明ございましたが、次に、公民館活動について。

先日の施政方針で、町長は地域づくり活性化計画に基づく各公民館の進捗を確認しながら、地元元気再生事業を効果的に活用し、地域課題の解決と活性化につながるように、地域と一緒にやって取り組んでいくと明言していらっしゃいますが、具体的にどのようにしていくのかをお聞かせください。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

各地区で策定されております地域づくり活性化計画も、計画期間が7年度までとなっております。中間年を過ぎまして、間もなく次の計画の策定作業をお願いする時期に来ております。

まずは、次期計画の策定を見据えた上で、中間評価が必要だと考えておりまして、今の計画がどの程度進捗しているのかなどを認識していただく必要があると考えております。まずは、この中間評価を各地域にお願いをしたいと考えておりますけれども、地域担当職員や集落支援員等が積極的にサポートしながら、改めて地域の現状と課題等の洗い出しであったり、計画期間の残り2年で、必要となる取組などを必要に応じて再度設計していただき、必要な事業に対して地域元気再生事業の効果的な活用につながるよう、地域に御理解いただきながら、連携して進めてまいりたいと考えております。

#### ○橋之口富雄議員

では、その回答の、人的問題になると考えますが、合併が解決策だと思うんですが、どう考えるか、そこら辺をお聞かせください。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

高齢化や人口減少、特に若者の減少等によって集落運営が難しくなるケースも多く、今後もさらに厳しくなってくることを考えますと、集落合併も解決策の一つだと考えております。橋之口議員がおっしゃったとおり、地域住民のニーズの多様化・複雑化などによって、特に公民館長・公民会長の役割、責任が重くなってきており、そのことも合併の理由としてあるのではないかと考えているところです。

一方で、地域によっては、管理面積が増えること等によりまして、役員負担が増えるなどを理由に、合併に否定的な意見も聞かれるところでございます。町内全ての公民会においては、置かれている現状や、抱える課題などもそれぞれでございまして、さらに単に合併することが解決策にならない可能性もあるのではないかと考えております。

集落合併は課題解決の有効策であるとは考えておりますけれども、現時点で全町的に統一した考えをもって合併を進めることは適当ではなく、各地域、個別具体的にに応じて対応策を講じていくことが適切ではないかと考えております。

○橋之口富雄議員

集落が積極的に合併に意思を見せれば、役場からの声かけなどをしていくのかどうかを、そこらをお聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

これまでも合併のお話があれば、話し合い活動などへも参加をさせていただいているところでございまして、今後も要請があれば、しっかりと対応していきたいと考えております。

一方で、合併については、当然ながら、この対象となる地域住民の皆さんの合意形成が必要でございまして、その対応には慎重さが求められるところでございます。そのようなことから、まずは、集落運営等の課題などについてお話を聞かせていただき、現状の組織体制で解決策がないのか、また、運営等の効率化ができないのか、集落合併以外の解決策について、総合的に検討させていただくことが優先事項ではないかと考えているところです。

○橋之口富雄議員

先ほど町長の答弁でもありましたが、一部、合併協議が不調に終わったケースもあったということなんですが、相手があるのは百も承知していますが、集落自体が合併を求めているのであれば、どんどん動くべきではないでしょうか。そこら辺はいかがなものでしょうか。

○企画政策課長（小野原和人君）

先ほど申し上げましたように、集落の合併というような話をいただければ、我々も適時適切に対応させていただきたいと考えております。

また、先ほど町長からもありましたが、最近の公民会合併においても、地域住民の相互理解が難しいといったことから、一部合意に至らなかったケースもあるなど、非常にデリケートな問題も絡んでくるものですので、この辺は慎重に対応していきたいと考えております。

○橋之口富雄議員

これからの永遠の課題であると思うんですが、これから5年、10年後を見据えた公民会活動を考えれば、合併するメリットなどを説明し、早い段階での集落合併をさせていくことが重要だと考えますが、どう考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

将来にわたって持続可能な自治組織としていくために、この集落合併というのは非常に有効であると考えているところでありますけれども、先ほど申し上げましたように、様々な問題等がございまして、デメリット等もあるところであります。

私も過去に、この公民会合併の推進ということで担当しながらしたこともございまして、一律に大体目安として80戸数程度の集落にこの合併ができないということで、機械的に提案をしたこともございましたけども、そのとき、やっぱりお叱りを受けたところでございまして、やっぱりそれぞれ地域が抱えている歴史的なものやら、この課題と思って、そんなには簡単にはいかなかったところでございます。

そういうこともございますので、まず、どういう公民会、今の状況にあるかということで、それに対して合併が必要であるというような話があれば、我々もすぐ足を運びながら、そこに膝を交えながら、また話し合いをさせていただいて、そういう合併の方向が必要となれば、その方向についても検討していきたいと、後押しをしていきたいと思っておりますので、そこについては御理解いただきたいと思います。

○橋之口富雄議員

視点を変えますが、公民館活動において、現状、最も重要なのは地域担当職員の存在だと考えますが、それと、もちろんリーダーの育成が一番課題なんだろうが、そこら辺がまとまれば、

合併も、課題はいろいろあるでしょうけど、スムーズにいくような気もするんですが、そこら辺はどのような感じで考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○企画政策課長（小野原和人君）

地域担当職員の関係ですけれども、ここにつきましては、地区の各種イベントや会合等において積極的に関わりを持つ中で、職員一人一人がこれまでの行政経験を生かした地域運営のサポートを行っているところでございまして、区からも必要とされている制度だと認識をしております。また、職員個人にとりましても、地域住民との相互理解や信頼関係の構築、また、人脈形成など、本業である職務遂行における町民との関わりにおいても、非常にプラスに働き、職員のスキルアップの機会にもなっているものと考えております。

この制度によって、行政と町民との協働が推進されることはもちろんのことですけれども、職員自身の仕事への反映も期待でき、ひいては町民サービスの向上にもつながっていくものと考えております。

○橋之口富雄議員

地域担当職員の重要性は、我々も相当感じていますが、その担当職員から統合させたらよいとか、そういう声は聞かれないものでしょうか。

○企画政策課長（小野原和人君）

統合ということは、公民会の統合ということかと思えますけれども、現在のところ、御指摘の御意見に対するヒアリング等に行っていないところでございます。その地域に住む一人の住民の立場としては、いろいろと職員であっても考えはあろうかと思えますけれども、職員の立場での意見として、そのような考えは聞いていないところでございます。

○橋之口富雄議員

担当課の職員からちょっとお聞きしたんですが、公民館長連絡協議会がありますが、その中でも合併の話が、雑談かどうかは知りませんが、終わったあとに話が出ていることを聞いていますが、そこら辺では合併の話なんかは出ないものでしょうか。

○社会教育課長（永江 寿好君）

定例公民館連絡協議会の中でもいろんな議題を、公民館が持っている議題について協議をしております。その中でも、今後、人口減少とか、そういうところに至っては、区の合併も考えていくということも、一部の地区では話を聞いております。

○橋之口富雄議員

今、現状というか、我々のところもそうなんですが、同じ役員の人が3年、4年、5年、6年、役員をやっていらっしゃる状態の集落もあります。また、その人に限っては、公民会長だけでなく、いろんな役を5つも6つも抱えている現状で、あとの後継者が育たないというのは、今、皆さんも御存じだと思うんですが、現状は今その状態なんです。だから、そこら辺も何か進めていかんと、町としても、補助金も少なくなるんですよ、そしてスリム化になっていって行政もやりやすくなると思うんですが、そこら辺をどんどん出ていって、話を聞いて進めてもらえと思うんですが、もう一回、そこら辺をお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

この合併の関係等については、社会教育課長からありましたように、公民会の定例会の中でも、公民会長の定例会の中でも、そういう話もあったということは聞いておりますし、私も聞いているところであります。

しかしながら、非常に大きなことでございまして、この合意形成に至るというのは、非常に難しい面もあろうかと思えますけれども、近い将来、そういう議論をしなくてはならない時期が来

るかと思っていますところであります。これにつきましては、また地域の実態等をしっかりと担当課のほうでも捉えながら、これについては検討していかなければならないと考えているところであります。

#### ○橋之口富雄議員

いろいろ、こうして担当課長、町長にお聞きしましたが、これは近々の課題でございます。ずっと永遠の課題だと思うんですが、人口がこれだけ減っていったら少子高齢化になれば、役員の成り手もない。成り手が、今度は「集落を出る」とおっしゃいますし、難しい問題が非常にあるものですから、今回、一般質問したわけですが、前向きのほうにずっと考えてもらえればと思っています。

今回の問題は、最初に質問したとおり、少子高齢化に伴う人口減少、地域活力の衰退などが問題であります。現状、公民館活動の維持が難しくなっています。私自身も公民会長を経験し、活動維持の難しさ、協力体制の確立には本当に苦勞しました。また、今、公民の館長もやっておりますが、なかなか人選も進まなくて、役員も成り手もない。どうしようかということで、問題もいろいろ聞かせてもらったり、相談に来たりしてもらっておりますが、なかなか前に進むような状態ではございません。そういう声が多く届いています。

その中で特に多いのは、集落を合併するほうがいいのか、などの集落維持問題です。私自身も、経験も踏まえて、5年後、10年後を考えれば、早い段階で集落合併を進めるべきだと考えております。集落合併を推進するのは困難ですが、地域担当職員の方々の協力や合併補助金の拡充などをしていけば可能ではないかなと考えております。本町にとっても、公民館数のスリム化、また経費の抑制など、メリットもあると考えますので、公民会や公民館の集落合併の推進を強く要請して、私の質問を終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、橋之口富雄議員の質問を終わります。

---

### △散 会

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時07分



令和6年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

令和6年3月8日



令和 6 年 第 1 回 定 例 会 一 般 質 問  
令和 6 年 3 月 8 日（第 3 日）

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者    | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6   | ( 6 )<br>上 別 府 ユ キ | <p>1 人権を尊重するまちづくり</p> <p>「平等と多様性を尊重するまちづくりの実現を目指し同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた人権学習・啓発に努めてまいります」という施政方針であったが、もう一步踏み込んで「男女共同参画」、「ジェンダー平等」への理解を深めるという視点に立って推進していく考えはないか。</p> <p>(1) 令和 4 年度から「男女共同参画セミナー」を年 1 回開催しているが、今後、実施頻度を増やす考えはないか。</p> <p>(2) 多様性の考えやジェンダー平等の意識について、次世代を担う子どもに対しての取組は。</p> <p>2 带状疱疹ワクチン接種費用の助成について</p> <p>带状疱疹は、成人の 9 割以上に発症のリスクがあり、50 歳以上の発症率が高いといわれている。令和 6 年度施政方針では、带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行うと述べられているが、その具体的な内容は。</p> <p>(1) 令和 5 年度、自己負担による带状疱疹ワクチン接種の実績は。</p> <p>(2) どのように普及啓発を行っていくのか。</p> <p>(3) 助成を受ける方法は。</p> <p>3 高齢者福祉について</p> <p>令和 6 年度の組織再編により保健福祉課と高齢者支援課が統合されるが、今後の福祉行政について、次のことを問う。</p> <p>(1) 人口減少、高齢化率などから本町の人口構造をどのようにとらえているのか。</p> <p>(2) 複雑化している福祉に関する制度や法律、地域課題に対し、迅速に判断・対応ができるのか。具体的な体制・方向性は。</p> |
| 7   | ( 5 )<br>中 村 慎 一   | <p>1 施政方針の人口減少対策について</p> <p>人口減少対策にかかる住宅政策について、入居希望者のニーズに合った賃貸住宅の設置を促進し、転出の抑制、転入・定住人口の増</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                 | <p>加、地域経済の活性化に取り組むとされた。</p> <p>(1) 移住定住にかかる人口減少対策について</p> <p>ア 公営住宅、民間住宅等の戸数、入居率は。</p> <p>イ 町内の不動産業者への影響はないか、自治体の先進事例はあるか。</p> <p>ウ 若者世代の転出の要因をどう捉えたか。</p> <p>エ 事業者への補助金がひいては入居者に還元されるべきと考えるかどうか。</p> <p>オ 賃貸住宅等の相談あっせんにかかる一本化した窓口を設置する考えはないか。</p> <p>(2) 民間事業者と連携した住宅団地開発によるまちづくりについて</p> <p>ア 都市計画区域における一定規模の開発行為については許可が必要であるが、民間事業者による団地造成を把握しているか、問題点はないか。</p> <p>イ 民間の住宅団地造成に対して事業支援によって、低廉な価格でかつより良いまちづくりに向けた住宅開発に関与していく考えはないか。</p> <p>(3) 地域における中古住宅のリノベーション・リフォームによる体験ハウスについて</p> <p>ア モデル的なリノベーション住宅を体験ハウスとして設置し、地域の移住定住を推進する考えはないか。</p> <p>イ このリノベーション住宅への事業支援により価格を安く、移住定住の促進を図る考えはないか。</p> <p>2 歴史ゾーンの周辺整備の取組と将来に向けたビジョンについて</p> <p>宗功寺エリアにかかる県立北薩広域公園の歴史ゾーンについての取組と将来的なビジョンは。</p> <p>(1) 虎居城エリアでつり橋の工事が始まったと説明があったが、つり橋を渡ったエリアの整備計画の内容については説明がなされているのか。その内容の説明を求める。</p> |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                 | <p>(2) 対岸の歴史ゾーンについては、一昨年の6月議会で周辺整備を行いたいと答弁されているが、町民の期待も大きい。観光分野においては大きな核になっていくものとする。この計画づくりに向けて取組を進める考えはないか。</p> <p>(3) 風物詩であるアユ漁やホテルが親水公園の区域内からも見られるように取組を推進すべきと思うが本年度の取組はどうか。</p>                                                                                                                                                                             |
| 8   | (10)<br>有 川 美 子 | <p>1 施政方針について</p> <p>(1) 子育て人材・介護人材不足に対する今後の方針は。</p> <p>(2) 巨大地震等の具体的災害を想定した全町的防災訓練の実施を。</p> <p>2 医療について</p> <p>(1) 日曜・休日当番医に小児科・歯科を求める声がある。医療機関と連携して、当番医の充実を図る考えはないか。</p> <p>(2) 従来の歯科検診だけでは発見できない先天性欠損歯や過剰歯は、年々増加傾向である。小学校低学年の歯科検診にレントゲン撮影を、新たに導入する考えはないか。</p> <p>3 教育行政について</p> <p>これまで進めてきた小中学校の再編も、本年で一区切りとなる。そこで、今後5年・10年後の児童・生徒数を見据えた本町全体の学校教育ビジョンは。</p> |

令和6年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和6年3月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 新 改 幸 一 議員  | 2番 平 山 俊 郎 議員  |
| 3番 上 圀 一 行 議員  | 4番 橋之口 富 雄 議員  |
| 5番 中 村 慎 一 議員  | 6番 上別府 ユ キ 議員  |
| 7番 森 山 大 議員    | 8番 新 改 秀 作 議員  |
| 9番 平八重 光 輝 議員  | 10番 有 川 美 子 議員 |
| 11番 古 田 昌 也 議員 | 12番 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 上久保 澄 雄 議員 | 14番 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 柏 木 幸 平 議員 | 16番 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 事務局 長 早 崎 行 宏 君  | 議事係 長 西 浩 司 君 |
| 議事係 主任 杉 元 大 輔 君 |               |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 町 長 上 野 俊 市 君      | 副 町 長 高 田 真 君       |
| 教 育 長 中 山 春 年 君    | 総務課長兼危機管理課長 角 茂 樹 君 |
| 企画政策課長 小野原 和 人 君   | 財 政 課 長 富 満 悦 郎 君   |
| 保健福祉課長 甫 立 光 治 君   | 高齢者支援課長 久保田 春 彦 君   |
| 子ども支援課長 藤 園 育 美 君  | 商工観光PR課長 中 村 英 美 君  |
| ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君 | 建 設 課 長 原 田 健 二 君   |
| 教育総務課長 大 平 誠 君     | 学校教育課長 岩 脇 勝 広 君    |

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第1回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含め60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って、発言を許可します。

まず、6番、上別府ユキ議員の発言を許します。

〔上別府ユキ議員登壇〕

○上別府ユキ議員

改めまして、おはようございます。

まず、さきの能登半島地震におきまして、お亡くなりになられた方々への哀悼を慎んで表します。

それでは、本日の質問、第1問です。

皆さん、本日3月8日は何の日でしょうか。はい、こそこそと。ありがとうございます。はい、聞こえました。本日は国際女性デーということで、もう報道がいっぱいなされているところですが、この日だからこそ、この日だからこそ思いまして、本日はできる質問を準備させていただきました。そしてミモザの花のバッジもつけてまいりました。これが私に勇気を与えてくれます。よろしくお願いいたします。

1番、人権を尊重するまちづくりということで、「平等と多様性を尊重するまちづくりの実現を目指し同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた人権学習・啓発に努めてまいります」という施政方針でありましたが、もう一步踏み込んで「男女共同参画」、「ジェンダー平等」への理解を深めるという視点に立って推進していく考えはないでしょうか。

その中の一つとして、令和4年度から「男女共同参画セミナー」を年1回開催されていますが、今後、実施頻度を増やす考えはないでしょうか。

2番目、多様性の考えやジェンダー平等の意識について、次世代を担う子供に対しての取組は。大きい2番目、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてです。

带状疱疹は、成人の9割以上に発症のリスクがあり、50歳以上の発症率が高いと言われていきます。令和6年度施政方針では、带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行うと述べられていますが、その具体的な内容をお伺いします。

1つは、令和5年度には自己負担による带状疱疹ワクチン接種の実績はどれぐらいありましたか。

2番目は、この接種費用の助成をどのようにして普及啓発を行っていけますか。

3番目に、助成を受ける方法は、どのような方法ですか。

大きい3番目、高齢者福祉についてです。令和6年度の組織再編により保健福祉課と高齢者支援課が統合されますが、今後の福祉行政について、次のことをお伺いします。

1つ、人口減少、高齢化率などから、本町の人口構造をどのように捉えていますか。

2、複雑化している福祉に関する制度や法律、地域課題に対し、迅速に判断・対応ができるでしょうか。具体的な体制・方向性をお示しいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

〔上別府ユキ議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。

それでは、上別府ユキ議員から、1点目の人権を尊重するまちづくりの質問についてお答えさせていただきます。

まず、男女共同参画セミナーの実施頻度を増やす考えはないかということでございますけれども、町では、令和4年3月に策定いたしました第3次のさつま町男女いきいきしあわせプランで、町民一人ひとりの人権が尊重され、男女がいきいき、健やか、笑顔あふれるまちの実現を基本目標にいたしまして、男女共同参画社会実現に向けた意識づくりや、男女共同参画を推進するための教育、学習の充実、政策や方針決定への女性の参画拡大などに取り組むことといたしているところであります。

さらには、令和4年9月の希望輝くさつま町SDGs推進宣言におきましても、多様な人々が共生する社会、ジェンダー平等の実現を掲げているところであります。

このような施策を進めるための取組の一つとしまして、町民の方を対象とした男女共同参画セミナーを、県のアドバイザー派遣事業を活用し、開催いたしているところであります。

このセミナーにつきましては、地域や職場でそれぞれの個性が発揮されるにはどうすればいいか、一人一人の違いを実感しながら、男女共同参画や多様性について考えていただく内容となっているところであります。

町としましても、このようなセミナーで、人と違うことが悪いことではなく、人それぞれに違いがあり、それを認め合うことが大切であることを参加者の方に考えていただく場と位置づけており、そういった観点からも、数多くの方にセミナーを受講いただきたいと考えているところであります。

現在、町が実施しているセミナーは年1回でございまして、本年度も毎月23日に開催を予定しておりますけれども、今後も、県が行っております男女共同参画推進事業等を活用し、児童生徒、保護者、地域、企業などを対象としたセミナー等の開催について、学校や企業等にも積極的に働きかけを行い、セミナーを受講しやすい環境づくり、並びに受講機会の拡充に努めてまいります。

次に、次世代を担う子供に対しての取組についての御質問でございます。

町内の小中学校におきましては、これまでも学校生活の中で、性別による名簿順番の区別をなくす取組や、性別による役割を決めない取組等が取り入れられているほか、児童生徒を対象とした男女共同参画教育として、学習機会の提供、教職員を対象とした校内研修が設けられております。また、性の多様性についての理解促進を図る取組として、命を育む事業により、小学5年生から中学3年生までを継続した指導等を実施し、ジェンダー平等などの意識の醸成に努めているところであります。

今後におきましても、男女共同参画週間等を活用し、町立図書室や学校図書室に男女共同参画に関連する図書の配置、県が実施している学校対象とした男女共同参画お届けセミナーや、男女共同参画学びの広場推進事業等を学習機会に取り入れるなど、男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解を深めるための教育、学習の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

ります。

次に、2点目の带状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてであります。

带状疱疹につきましては、加齢に伴って免疫力が弱まるとウイルスが再活性化しやすいため、50歳以上の方は带状疱疹の発症率が上昇するとされておるところであります。

带状疱疹の発症を予防する方法としては、ワクチンを接種し、免疫の強化を図ることができるところであります。ただし、带状疱疹の予防接種につきましては、予防接種法に基づかない任意の接種のため、接種にかかる費用は全額自己負担となり、1回当たり6,700円から2万2,000円と高額なところであります。そのため、带状疱疹ワクチン接種を希望される方の費用の負担を軽減することにより、この接種を促進し、带状疱疹の発症及び重症化を予防することを目的に、予防接種にかかる費用の一部を助成するものであります。

また、带状疱疹ワクチンにつきましては、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類あります。

ワクチンの有効性につきましては、生ワクチンについては1回の接種後、5年から10年程度を維持するとの報告があり、不活化ワクチンについては2か月の間隔を空けて2回接種後、10年以上有効性が持続すると報告がなされているところあります。

带状疱疹ワクチン接種費用の助成の内容についてでございますけれども、令和6年4月1日以降に50歳以上の方で带状疱疹ワクチンを接種した場合、生ワクチン接種時は1回4,000円を上限に1回助成、不活化ワクチン接種時は1回1万円を上限に2回助成をすることとしたところあります。

助成対象者は、接種日時時点で50歳以上の方で、過去に一度も助成を受けたことがなく、接種を希望する方と考えているところあります。

まず、令和5年度、この自己負担による带状疱疹ワクチン接種の実績についての御質問でございますけれども、令和5年4月から令和6年1月までの実績を、町内の医療機関へ調査した結果、接種人数は70人であったところあります。接種人数の内訳としては、生ワクチン接種は62人、不活化ワクチン接種は8人でございます。

1回当たりの接種費用は各医療機関で異なりますけれども、平均は生ワクチンで約8,000円、不活化ワクチンは約2万1,000円という状況になっているようでございます。

次に、普及啓発の方法についての御質問でございます。

これにつきましては、町の広報誌及びホームページ、町の公式LINEでの周知を考えております。また、町内の医療機関へポスターの院内掲示の御協力を依頼する予定で考えているところあります。

次に、助成を受ける方法についての御質問でございますが、まず、助成希望者が接種前に町へ申請書を提出していただき、町で接種履歴の確認後、証明書等を発行いたします。それをもって、町内の協力医療機関で接種を行っていただきたいと考えているところあります。

接種後は、医療機関の窓口で助成金額を差し引いた接種費用を支払っていただくことで、負担の軽減を図ってまいりたいと考えているところあります。

なお、申請書につきましては、窓口、郵送、メールでの受付を予定しているところあります。

また、町外の医療機関で接種を行った場合や、申請前に接種を行った場合等は、医療機関から発行された領収書の原本等を持参していただき、町へ申請書を提出していただくことで、後日、指定口座へ助成額を振り込む方法を考えているところあります。

ただし、その場合も、助成を行ったことがある方は、対象外となるため、注意が必要となるところあります。

次に、3点目の高齢者福祉についてお答えをさせていただきます。

令和6年度からの組織再編につきましては、新たな行政課題の発生、複雑化、多様化、高度化する行政ニーズなどへの対応、また、刻々と変化する環境に迅速かつ的確に対応していくために、横断的な連携体制の強化ということを念頭に、新たな組織を構築したところであります。特に、保健福祉課と高齢者支援課の再編につきましては、保健福祉施策並びに、介護保健施設及び高齢者施設等における密接な連携強化を図るとともに、これらの事業を総合的・包括的に対応していくことなどを目的としているところであります。

まず、人口減少、高齢化率などから、本町の人口構造をどのように捉えているかということでございますけれども、令和6年2月1日現在の住民基本台帳によりますと、65歳以上の高齢化率は42.5%となっているほか、60歳以上では50%と人口全体の半分以上を占め、逆に、生産年齢人口につきましては47.5%となっていることなどから、人口構成としては非常に厳しい状況だと捉えているところであります。

次に、複雑化している福祉に関する制度や法律、地域課題に対して迅速に判断、対応ができるのかという質問でございますけれども、近年の福祉ニーズが複雑化、複合化してきている状況の中で、包括的な福祉サービスを提供していく体制の構築が必要になってまいります。

具体的には、1つ目に、緊急災害時の高齢者、障害者の支援体制の構築、2つ目に、福祉と高齢者支援による高齢者、障害者等の日常生活支援の構築、3つ目に、保健事業と介護予防の一体的実施による高齢者の健康増進体制の構築、4つ目に、重層的支援体制の構築などが考えられるところであります。

そのような意味からも、福祉、高齢者支援、健康増進の部門における、さらなる連携が必要になってくると思われるところでございまして、今回の再編は、これらの課題に対応していくための体制の強化と考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

## ○上別府ユキ議員

御回答いただきました。

それでは、まず人権のほうから質問をさせていただきたいと思います。

昨年行われました第1回の男女共同参画セミナーに参加された方の感想です。家庭での子供との接し方から、社会の在り方まで考え方が変えるきっかけになりました、とおっしゃる方、生きやすさと自分の生き方を肯定できる力をもらいました、などなど、たくさんの感想が寄せられていました。

1回参加して、ある程度の成果があったようです。しかし、年1回だけの開催では、浸透していくことは無理があると思われます。

回答の中で、機会の充実に努める、ということでありましたが、どのような形で、何回ぐらい開催されますか。

## ○企画政策課長（小野原和人君）

昨年行われました、まず、セミナーの主催者側の感想ということから、お答えさせていただきたいと思いますが。

昨年も3月に開催をしたところです。年度の中では1回ということでしたけども、当日は、ゲーム的な要素も交えられながらですね、大人の方まで非常に楽しみながら学習できる機会になったのではないかと考えております。

また、これは、今おっしゃったとおり、多くの参加者からも好意的な意見を頂いたところでございまして、セミナーはおおむね好評ということで捉えております。大変有意義なものではなかったかなと思っているところです。

一方で参加者募集には、今年も少し苦労しているところがございます、これはほかのイベントでも言えることだと思うんですけども、いかにセミナーの内容が参加者にとって、ま、結果的に有意義な内容であったとしても、その参加の動機づけをいかに高めていくのかというのが非常に難しい課題となっております。事業の効率性から考えますと、やはり一定の参加者数が必要ですので、例えば、町PTA連絡協議会、そういったところに御協力を頂きながら、保護者が多く集まるような事業の機会の中で、セミナー的な要素を交えて加えていただくなど、セミナーの開催方法についても少し工夫をしていきたいと考えております。

また、講師の関係につきましては、県内でもそうたくさんいらっしゃるかなと思っておりまして、その辺の都合もありますので、回数については、少しでも増やせるように検討していきたいと考えております。

以上です。

#### ○上別府ユキ議員

この件につきましては、国も県も大変力を入れていて、いろんな事業を持っていると思われるので、どんどん取りに行く姿勢で頑張っていたいただきたいと思います。

次の質問ですが、学校教育の中で、子供たちの人権教育とか、男女共同参画、ジェンダー平等などの学習は、十分な時間をとり、そして徐々に浸透してきつつあると思います。とてもよいことだと思います。積み重ねてこられた成果ではないかと思うところがあります。

しかし、それが実際、地域社会や職場、家庭などではどうでしょうか。

町長、さつま町の男女共同参画、ジェンダー平等の進捗状況は、どのようになっているでしょうか。数値でお示しできますでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

数値的なものにつきましては、担当の課長のほうから答弁させますが、私の、この、感じている部分ということでお答えさせていただきたいと思います。

これまで、男女共同参画の関係につきましては、御案内のとおり、様々な取組をしながらこれを進めてきているわけですが、私が感じるころは、この10年前ぐらいとすると、大分、女性の出会される会議等が増えてきているかなと感じているところであります。

様々なイベント等につきましても、そのように感じますし、またサロン等にも、逆に男性の方が参加されている、増えてきているというような状況等もあるようでありまして、これは少しずつ、やはりこれがしっかりと根づいてきているとは思っているところでございます。

しかしながら、まだまだ、この数値的な面から考えますと、足りない部分というのが非常にまだあると、不足している部分があるかと思っているところでありまして、議員からも御指摘がありますように、さらなるこの取組の強化といいますか、よい取組をしっかりとしていかなければならないと感じているところでございます。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

数値的にどう変わったかということでしたので、私のほうからお答えをさせていただきます。男女共同参画社会がどの程度進んでいるのかということ、指標をもって評価するというのは、なかなか難しいところがありますけれども、一例で申し上げたいと思います。

令和3年に行いました、アンケートをしましたが、社会全体の男女の地位の平等感、社会全体における平等感に関する意識調査の結果では、男女平等であると答えられた方が9.3%でして、5年前にも行っておりますけれども、平成28年に行った調査より2.4%減少をしている状況でございます。また、男性が優遇されている、やや優遇されている、どちらかといえば優遇されているということですね、と答えられた方は、両調査とも、これは令和3年に、平成28年

ですけれども、75%を超える結果となっております、この調査項目だけを見ますと、令和3年度までの5年間では、町民の意識の上という点においては、あまり状況が改善していないかと言えるかと思います。

なお、現在行っております、次の第3次の総合振興計画策定に向けた町民アンケートも実施しているところでございまして、この中で男女共同参画に関する調査項目を設けておりますけれども、集計作業がこれからということですので、今後、集計、分析が終わり次第、ここについては結果を明らかにしていきたいと考えております。

以上です。

#### ○上別府ユキ議員

はい、御回答いただきました。

ジェンダー・ギャップ指数というデータがあります。経済・健康・教育・参画という4つの要素から作成された男女格差を測る指数です。手元の資料に出ているかと思いますが、それが昨年度の日本の指数で、よく146か国中125位という日本の数値ですね。今日の新聞にも鹿児島が40位であったというジェンダー・ギャップ指数が出ておりました。さつま町のこの指数が一体どうなるのかという意味で、作ってみてはいかがでしょうか。

私が次の機会で質問するときまでに、ぜひこれを作成していただきたいと思いますが、宿題にしたいですけれども、いかがですか。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

今、資料としてお示しをしていただいたものは、世界の中で見た日本の立ち位置ということで、これは世界経済フォーラムが毎年公表しているものでございます。

今言われた都道府県バージョンというのもありますけれども、これは上智大学の三浦先生でしたかね、がされております地域からジェンダー平等研究会というところが独自に公表されているものでございます。

今、さつま町版を、ということでしたけれども、このさつま町のジェンダー・ギャップ指数を表していくためには、ある範囲の中、ここでいうと鹿児島県の中でさつま町がどの位置にあるかというようなことを調べていく必要があると思いますけれども、そうなりますと当然ながら比較対象となります県内のほかの市町村のデータ収集、それと詳細な分析等が必要になってくるかなと考えております。そういった点を考えますと、町単独での作成は少し難しいかなというふうに考えております。

以上です。

#### ○上別府ユキ議員

ちょっと難しいかなというところでしたけれども、さつま町でできる、さつま町なりの数値を拾い出して、企業の状況とか地域の状況とか、そういう数値、今、先ほど町民アンケートを行ったとおっしゃいましたが、そういう数値も基本にしながら、さつま町なりのジェンダー・ギャップ指数みたいなのを、ぜひ取り組んでみていただきたいなと思います。

女性の中で、結婚や出産、子育てなどに関連して、嫌な思いをしたり悩んだりした話をたびたび聞くことが今でもあります。女性の社会進出が進む一方で、世の中の制度や意識は、追いついていない部分があると感じます。転出超過の30の同県では、若い男性の転出よりも、若い女性の転出が上回っているという現状があるそうです。

男性は家業を継ぐために帰ってくる可能性はあっても、女性はその可能性は低いということでした。

今最大の問題は人口減少です。産める性である、若い女性から選ばれない地域というのは、人

口減少は加速するのではないのでしょうか。希望する仕事が無かったり賃金が低かったり、生活の利便性など、要因はそれぞれですが、性別の固定観念や閉塞感も無視はできません。女性も男性も一人一人が将来に希望を持って、安心して働きながら子供が育てる環境を早急に整えなければ、人口は減る一方だと思います。地方に残りたい、戻りたい若者、中でも女性をフォローする視点はあるのでしょうか。

アイコンシヤス・バイアスという言葉があります。偏見や格差を解消して、若い女性が未来に希望を持てる社会を、今、地方に求められているのではないのでしょうか。職場、地域、家庭、学校など、あらゆる場所でのジェンダー不平等を正してください。SDGsの目標の中にも、ジェンダー平等を実現しようと掲げています。ジェンダー視線を主流化する施策を進めていただくことを要請して、この質問を終わりたいと思います。

次に、带状疱疹ワクチンの接種についての説明を丁寧に頂きました。数値まで頂いて、大変よかったです。その中で、助成を受ける方法ですが、本庁窓口で受け付ける方法しかないのでしょうか。対象者の証明は、各支所でも、町ホームページなどを使い、ITを活用したデジタルトランスフォーメーションはできないのでしょうか。

この带状疱疹の不安を抱える対象者は、多くが高齢者です。特に周辺部の高齢者の町民にとっては、役場本庁は遠いところです。

まず、役場まで行き、書類をもらいます。そして、別の日に病院に行き、接種を受ける一連の手續に、現在の地方公共交通手段を使うと、2日以上かかります。何かよい手だてではありませんか。業務プロセスというのを最適化して、町民サービスをより良くする方法を検討する考えはないのでしょうか。

#### ○保健福祉課長（甫立 光治君）

ただいま御質問いただいた、助成を受ける方法についてですが、接種履歴の確認と対象者の証明書を発行する健康管理システムが本庁にあることから、本庁で申請書を提出していただく必要があります。

しかし、支所での受付も検討してまいります。

なお、申請書は窓口だけでなく、郵便・メールでの受付を可能としていることから、窓口に来られない方や、働いている方でも申請しやすいようになっていると思いますので、普及啓発には十分努めてまいりたいと思います。

また、議員の言われるよう、高齢者への負担を考えたとき、支所とのリモート窓口の活用や、インターネットで申請できる「行かない窓口」や、町公式LINEを活用した申請についても検討してまいりたいと思っております。

#### ○上別府ユキ議員

はい。説明をいただきました。ありがとうございます。今後は、そういう高齢者の置かれている現状を、再編組織後の保健福祉課という組織の中で把握し、共有し合い、町民に対するよりよいサービスの向上を要請して、この带状疱疹についての質問は終わります。

次に、高齢者福祉についてですが、本当に、先ほど町長が説明されましたとおり、厳しい状況になっているということを認識します。

人口ピラミッドを御覧ください。お手元のパソコンの、タブレットの、90歳から100歳以上までが1,000人を超えています。85歳以上を合わせると2,000人超えです。高齢者の数は、本当に厳しい状況という表現ではおかしいんですけども、そういう状況になっているのを実感します。ですが、その人たちがみんな、昨日町長がおっしゃったように支援が必要な高齢者ではないことは判っていますが、そういう状況です。

そこです。2024年度（令和6年度）は、地域福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険計画、命を支える対策推進計画などなど、多くの計画が見直しの最終段階と聞きます。もう、計画ができていた計画もたくさんあると思いますが、またその上に組織再編も計画され、これらの計画を推進する上で、さらなる一体感が必要と思われませんが、保健福祉課と高齢者支援課が統合して、約50名程度の巨大組織が誕生することになります。数名の課、局も存在する中で、50名の巨大組織を運営することは決して容易ではないと思われれます。令和4年度決算規模も、特別会計だけでも60億円を超えている、非常に大きく、これに一般会計が加わる場所です。関係する法律も山のようにあることは一目瞭然です。出会う会議も増えることでしょう。課長はほとんど部長級の位置づけになり、細かいことは係長が主体にならないと現場対応も十分にできないと思われれます。

平成28年度に現在の民生3課の組織を検討するときも、全国の人口2万人、3万人規模の組織体制を調査され、保健福祉課に一本化した場合のリスクが大きいことなども十分検討されたとお伺いしています。そのときよりも高齢化は進行し、国の制度はどんどん複雑になってきている中で、課のトップに立つ人材は業務を把握するだけでも大変で、様々な制度や地域課題に迅速に判断、対応できるでしょうか。巨大組織には専門職の配置が特に求められますが、具体的にどういう方向性で令和6年度を臨もうと考えていらっしゃるのでしょうか。お伺いしたいです。

#### ○高齢者支援課長（久保田春彦君）

今回の再編では、係体制としてはこれまでの体制を維持していくという形でございます。各事業がこれにより維持ができ、課題への取組や事業仕組みにおいても支障はないと考えているところでございます。

これは高齢者支援サイドとしての意見でもございますけれども、確かに管理職にしてみますと、様々な案件がある中で管轄範囲が広がり、業務の把握であるとか、政策の判断、対応がスムーズにいくのかという点もございしますが、課長としましてはそれぞれの係長、係員といろいろ共有しながら進めていくわけでございますので、その点ではそれほど大きな問題ではないと考えているところでございます。

この再編をメリットと捉えまして、福祉と、先ほど町長のほうから4つほど具体的に述べられましたけれども、福祉と高齢者支援、それと健康増進と介護予防、国保、後期高齢、介護保険、保険の連携などによりまして効果的に事業が進められて課題解決に対応できる部分もあると考えているところでございます。

#### ○上別府ユキ議員

これまでの体制を維持して、係のほうでやっていくという御回答でした。

そこで、複雑化する法令についてのところを、ちょっとお伺いしたいところがあるんですが、令和2年に社会福祉法が改正されて、生活困窮世帯や8050世帯、介護と育児のダブルケアなど、支援が困難な世帯への支援体制の構築を図る目的で、重層的支援体制整備事業というのが位置づけられて、令和3年4月から施行されています。モデル事業は既に平成28年度からスタートしているようですが、県内の各離島では、どんどん積極的に取り組もうとしていらっしゃるということを、県の福祉課からお伺いしました。

また、孤独・孤立対策推進法も、本年4月1日から施行されます。これらの法の仕組みなどをどこまで把握し、どう対処されようと考えていらっしゃるのでしょうか。

#### ○高齢者支援課長（久保田春彦君）

いまの御質問でございしますが、重層的支援体制の整備と、孤独・孤立対策推進法の関係でございします。

1つ目の、重層的支援体制の構築につきましては、国のほうで地方住民が抱える課題が複雑化、複合化する中におきまして、従来の支援体制では対応が困難であるということから、既存の相談体制等の取組を生かしていきながら、1つ目に相談支援を行うこと、それと参加支援を行うこと、3つ目に地域づくりに向けた支援を一体的に進めていくことを目的とした事業を進めていくとされているところでございます。

具体的には、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的な相談支援体制を取っていくということでございますが、本町におきましては、令和6年度からの、先ほどございましたさつま町地域福祉計画等におきまして、包括的な相談、支援体制の推進と重層的支援体制の整備としまして、施策を掲げているところでございまして、本町が業務委託を行っているさつま町社会福祉協議会や関係機関連携して取り組んでいくこととしております。

また一方の、孤独・孤立対策推進法の関係でございますが、この問題につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によりまして、一層深刻な問題となっていることに加えまして、今後、単身世帯や単独高齢者世帯の増加によりまして、さらなる深刻化が懸念されているという中で、この孤独・孤立対策推進法が、今年、令和6年4月1日に施行されることとなっております。

この法律の中では、地方公共団体の役割としまして、その区域内における施策の策定、実施の責務を有するものとされているところでございまして、具体的には孤独・孤立対策協議会の設置が努力義務となっているところであります。

本町におきましては、ホームページにおいて、心の健康としまして、孤独・孤立で悩みを抱えている方への支援制度や相談先についての掲載をしているところでございます。また、本年度作成をしておりますさつま町地域福祉計画、さつま町命を支える対策推進計画、それと高齢者福祉計画などにおきまして、生活困窮者、あるいは高齢者や障害者等につきましても、地域のつながりや相談体制の強化等について掲載をなされており、今後も孤独・孤立対策を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

#### ○上別府ユキ議員

そのようないろんな制度、法律が進めている中で、現場をどうするかというところをもう少し伺いたいです。

#### ○高齢者支援課長（久保田春彦君）

現場対策をどうするかということでございますが、昨日の質問等でも言われておりますように、この介護人材の確保についての内容が出ているところでございます。

さきの介護保険法の改正により、2024年度の報酬等の改定が出ておりましたけども、その中でも訪問介護の報酬につきまして、訪問介護サービス料の基本料が減額したというふうな内容になりまして、南日本の新聞の記事にも掲載していたところでございます。

これらの問題につきましては、特にこの在宅訪問介護の部分におきまして、ホームヘルパーの不足等が大きな問題として挙げられているわけですが、特にこの訪問介護につきましては、社会福祉協議会のほうと協議も進めているところでございまして、現在町内に4事業所ほど、その事業所があるわけですが、この中の半分以上を社会福祉協議会が占めているということでございまして、これらの人員の確保につきましても、今後とも協議をしながら進めていこうとしているところでございます。具体的には、今の現在で考えている内容としては、そういう内容となっております。

#### ○上別府ユキ議員

今後十分に検討され、課内での協議を進めていただきたいと思います。

この検討していただくことにつきましては、また9月とか12月の議会でお伺いさせていただきます。

以上をもちまして、私のほうからの質問を終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上別府ユキ議員の質問を終わります。

次は、5番、中村慎一議員の発言を許します。

〔中村 慎一議員登壇〕

#### ○中村 慎一議員

質問の前に、皆さん発言がございましたので、私のほうからも、さきの能登半島地震の被災者の皆様にお見舞いを申し上げまして、そしてまた、皆様の地域の復興を、心から祈念申し上げたいというふうに思っております。

この地域におきましても、よそのことではないというふうに捉えなければいけないというふうに思っておりますので、そういった部分は、また執行部のほうも相当な努力を今後していただけるものと期待を致しているところでございます。

それでは、この通告に従いまして、質問を致します。簡潔な回答をお願いを申し上げたいというふうに思います。

まず、この施政方針で述べられました、人口減少対策についてでございます。

住宅政策につきまして、町政発展に資すべく、昔からこの人口増の対策として、住宅政策ですね、町営住宅とか、それから県営住宅の誘致とか、公社等によります住宅団地の造成とか、いろんな取組が進められてきております。

時代のニーズに合ったものは早々と完売いたしますが、開発公社分も、残り東谷団地を残すのみというようなことでございます。

上野町長は所信表明以来、この人口減少対策として、この人口減少に対しての歯止めになる政策をどうするかとか、役場の体制や財政はどうかとか、いろんな考えが去来されてのことだというふうに思います。

中には、人口が減少する、将来半分になると、30年後ですね、国がこの推計値を出しておりますけれども、50%になると、1万人すれすれですね。そういう話もありました。

昨日は、外国人の転入で、人口がちょっと増加してきているというような、そういう説明もございました。これに向けた対応も必要になるというふうに思いますが、昨年の決算委員会では、何ら外国人対策なされてきていないといったような、そういう状況であったようであります。このままでいいとは思わないというふうに思います。

本題に戻りますが、新たに昨年から民間の賃貸事業への、町単独での補助事業、これが始められております。事業目的は若い世代の転出抑制を図りたいとして、昨今の入居希望者のニーズに合った良質な賃貸住宅を提供できるように、住宅の供給拡大を図りたい、転出の抑制、転入、定住人口の増加、人口減少の抑制に結びつけたい、そして民間の投資を促して地域経済の活性化を図りたいと、そういう要綱に定められております。

ただ、町内の民間のアパートとか、一般の借家、空き地、空き家などたくさんありますが、制度化をされる時点で、これらに対する影響等も十分検討されたものというふうに思いますが、まず、このさつま町内の県営、町営の住宅、民間アパート、一般住宅など、この借家に供されている住宅の棟数、戸数、それに対する入居率等について調査をされたものか、その結果を御説明をいただきたいというふうに思います。

この事業の新規取組につきまして、町内の不動産物件の経営者等には、少なからずとも影響が及ぶ案件でもあるというふうに思いますが、これに対しての懸念、問題等をどのように捉えていらっしゃるのか、多くの自治体で個人住宅に対する補助金支出で、住所要件とか所有物件とかも取り組まれてきておりますが、経営に供する住宅で、かつ、用地取得まで含めての補助金ということでもありますので、こういう事業を導入されていらっしゃる自治体がほかに例があるのか、御説明をお願いしたいというふうに思います。

それで、今回のこの補助事業につきまして公費を投入されるわけですが、やはり公費を投入するからには賃料を安く設定するところまで、民間事業者への投資を、最終的には居住者に還元できるような形で、制度設計されるべきというふうに思うんですが、その点についての考え方をお示しをいただきたいというふうに思います。

それともう一つ、一般的に家探しというのは、不動産物件を探すのは大変難儀なことだろうというふうに思います。今、空き家バンクが稼働していますが、ホームページには売買22件、賃貸4件、一般家屋の写真データが掲載されています。4か所の不動産事業者のページ案内も載せてありますが、物件はそんなにたくさんはないようです。

これまで移住、定住の窓口で、こういった公営、民間の賃貸物件についての問合せなんかも、対応されてきているというふうに思うんですが、ここにアパート等の賃貸物件まで含めて総合案内できるような窓口になれば、随分、相談に来られた方は助かると思うんですが、事業者の協力の下に、この物件のデータベースを基に紹介あっせんをして、移住、定住につながるような取組を検討される余地はないのか、そこをお尋ねを申し上げたいというふうに思います。

次に、この住宅団地についてでございます。

民間による、住宅団地の開発整備に係るまちづくりに対する取組です。公営の住宅団地が残り少なくなってきたというふうなことであります。歴代の地域への定住に対する効果というのは、販売がなされてきておりますので、ある程度効果は評価をしていいというふうに思います。

この民間開発ですが、昨今市街地の周辺部において、まあ、都市計画区域内ですね、用途地域から外れたようなところにおいて、小規模な民間による住宅団地が整備されて、新しい住宅が立ち並んできています。この民間による住宅団地の開発を把握されていらっしゃるのか、この用途地域以外の白地の都市計画区域ですね、まあ、3,000平米を超えると、開発行為は県の許可が必要です。問題ないのかといったような点について、お伺いをしたいというふうに思います。

それと、民間開発への事業支援についてですが、町営とか公社の住宅団地等を考えていないのであれば、民間の住宅団地造成に対する事業支援をひとつ制度化して、道路等に対して公費を投入をして、この住宅価格を低廉なものに、まあ安く抑えられないか、計画性のある道路造りを進めたり、分譲価格を少しでも安く設定して、よりよいまちづくりに向けた住宅開発に関与していくといったような、そういう考えはないのか、そこら辺につきまして、お考えをお示しいただきたいというふうに思います。

それと、地域におけます中古住宅のリノベ、リフォームに係ります体験ハウスについてですが、これは以前も御質問を申し上げました。モデル的なリノベ住宅を体験ハウスとして設置をして、地域の移住、定住を推進する考えないかといったようなことが、まず一つ。

それと、住宅改修には費用がかかるようです。水回りに300万円ぐらい、改修まで含めると500万円となるようでございます。このリノベ住宅に事業支援をしまして、販売価格を安く、移住、定住の推進を図る考えはないのか。まあリフォーム補助もありますけれども、そこまでないようですので、そういったところにつきましての考え方をお示しいただきたいというふうに思います。

それから、最後に、歴史ゾーンの周辺整備についてです。

宗功寺エリアに係ります、県立北薩広域公園の歴史ゾーンについての取組と、将来的なビジョンについての質問をしたいと思います。

施政方針では、早期完成に向けた要望等を進めるとされております。現在はこの虎居城の整備工事が始められているようですが、この県の整備計画の内容については、説明がなされてきているのか、その内容を御説明を頂きたいというふうに思います。

対岸の歴史ゾーンにつきましては、一昨年の6月議会で周辺整備を行いたいと答弁をされました。観光分野におきましては、大きな核になっていくところだというふうに思うんですが、このビジョンがあるのか、これの計画づくりに向けて取組を進められる考えないのか、そこらについてお考えをお示しいただきたいと思います。

次に、最後に、さきの12月議会で質問をいたしましたけれども、風物詩としてのアユ漁とかホタル観光ですね、県立公園を中心に、虎居の右岸の河川敷などから見られるような取組が進められるべきじゃないかなというふうに思うんです。本年度はどういった取組になっているのか。

以上、御答弁をお願いいたします。

〔中村 慎一議員降壇〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時40分とします。

---

休憩 午前10時28分

---

再開 午前10時40分

---

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

休憩に引き続き、会議を開きます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、中村慎一議員からの質問に対しましてお答えさせていただきます。

質問項目が、ちょっと多岐にわたりますので、簡略しながら回答させていただきます。

まず、移住定住に係る人口減少対策についてであります。

1番目の公営住宅及びアパート等の集合民間住宅の関係等についてでありますけれども、令和6年2月末現在でございますけれども、建設課が管理しています町営住宅におきましては44団地463戸ございまして、入居数が349戸の入居率が75.4％となっております。また、県営住宅におきましては3団地98戸ありまして、入居戸数が88戸、入居率が89.8％であります。民間の賃貸住宅につきましては、107施設756戸を確認いたしているところでございまして、そのうち519戸の入居があり入居率が68.7％となっているところであります。

そのほか民間では一軒家の賃貸住宅も存在するかと思いますけれども、そこについては把握ができていない状況でございます。

次に、町内の不動産業者への影響ということでございます。

令和4年当時は、民間の賃貸住宅に空きがない状態が続いておりまして、さつま町内に就職が決定していながら、住宅の確保ができずに町外から通勤するなど、住宅環境に苦慮した時期があったところでございます。

そのようなこともあり、日本特殊陶業株式会社ではグループ会社の従業員用として、

40戸の社員寮の建設に着手され、住環境の整備と通勤に係る負担の軽減に取り組まれているところでもあります。ただ、今年度の初め頃から、主に単身者用の民間賃貸住宅で空きが増え始めているという情報は得ているところでもありますけれども、これは一時期、町外企業等が仮押さえしていた物件の解除が主な要因と認識しているところでもあります。

現在では、民間賃貸住宅の入居率は減少傾向にあるところではございますけれども、今のところ不動産業者から意見や問題等については確認いたしていないところでもあります。

次に、自治体の先進事例といたしましては、県内では曾於郡の大崎町が建築費に係る助成を実施しており、また、国内においては多くの人口減少対策に取り組むまちで、このような形の取組も実施されているようでございます。

次に、若者世代の転出の要因でございます。それぞれ要因としては考えられるところがございますけれども、町内企業に勤務している方、もしくは、町内から隣接市の企業に通勤されている方が、結婚等で親元を離れる機会に合わせて転出するケースがあると、承知をいたしているところでもあります。

これにつきましては、以前から、本町の民間賃貸住宅は家賃が高いと言われていることもあり、また交通機関、医療、買物、それと高等学校等への通学の手段などが整っている利便性の高い住環境を求めていることと、道路整備等の充実により通勤圏が広域化したことなどが考えられるところでございます。

次に、事業者へ補助金を交付することで入居者への家賃の引下げをとということでございますけれども、家賃の設定につきましては、補助金の交付要件にはないところがございますけれども、事業計画の審査時において、高額にならないよう十分な配慮をお願いしているところでもあります。

今回の補助金につきましては、総合戦略で進めます若者や子育て世代の移住定住を図ることを目的としており、併せて入居を希望する移住定住者のニーズに合った良質な賃貸住宅の供給を促進するものでありますことから、新築だけでなく、経年劣化の見られる民間賃貸住宅のリノベーションやリフォームも補助対象といたしているところでもあります。

家賃設定につきましては、昨今の建設資材の高騰問題もありまして、事業者にとってはとてもシビアな問題であると考えますことから、立地条件に加えまして、新築物件、リノベーション・リフォーム物件、経年劣化のままの物件など、物件の状況と利用者のニーズからそれぞれに応じた家賃の設定を事業者でしていただき、入居率の上昇に努めていただければと考えているところでもあります。

次に、賃貸住宅等の相談あっせんに係る窓口の設置の関係でございます。

現在、町内の空き家につきましては、空き家情報バンクへの登録を推進し、登録のあった物件につきましては、売買、賃貸に分けて町のホームページに掲載しながら利活用を促進しているところでもあります。

ホームページ内の空き家情報バンクに関する情報欄には、空き家情報バンク協力事業者一覧といたしまして、町内4社の不動産事業者情報も掲載しており、事業者のホームページには直接リンクできるようにしているところでもあります。

不動産事業者が保有する賃貸物件の情報等につきましても、確認できるようになっているところでもあります。

次に、民間事業者と連携した住宅団地開発によるまちづくりの関係等についてであります。

まず、1点目の民間事業者による団地造成を把握しているか、問題点はないかということでございます。

都市計画法により民間事業者が都市計画区域内における3,000平方メートル以上の団地造

成を行うには、都道府県知事の許可が必要であり、その許可申請に当たっては事前に環境の公共施設の管理者等に協議をし、同意を得る必要がございます。

この段階で、もしくはそれ以前の事前の相談の段階で、町はそういう開発計画があるという情報を得ているところであります。

また、建築基準法により都市計画区域内では建築物の敷地が建築基準法上の道路に2メートル以上接しなければならないという接道義務がございますため、開発行為を要しない小規模開発の場合は、民間事業者が団地造成地内に鹿児島県から位置の指定を受け道路建設を行う手法が取られます。

この道路位置指定の申請の受付の段階、もしくはそれ以前の事前相談の段階で、これにつきましても町が開発計画の情報を得ることになっているところであります。

いずれにしても、民間の宅地造成を行う上で遵守しなければならない手続ございまして、これについては問題ないと考えているところであります。

次に、民間住宅の団地の造成に対しての、この低廉な価格で、よりよいまちづくりに向けた住宅開発についての質問でございます。

まちづくりにおきまして、民間住宅団地の造成は住宅供給を促進し、住宅環境を整備することで、地域の発展や住民の生活の向上に貢献する重要な役割を担っていると考えているところであります。

御質問の民間の住宅団地造成に対しまして、補助金を交付することで低廉価格の宅地供給を支援している地方自治体も全国的には多く、全国的にはございますので、これらの民間で実施する定住を目的とした取組事例も含め、人口減少対策に係る住宅政策の取組については、入居希望者のニーズや希望に合致した施策が重要であると考えておりますので、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、3番目の地域における中古住宅のリノベーション関係についての御質問であります。

体験ハウスにつきましては御案内のとおり、現在包括支援センターと同一敷地内に2戸設置しまして、本町への移住希望者や本町との交流希望者に対しまして利用していただいているところであります。

議員からもありましたように、周辺地域における体験ハウスにつきましては、町が管理する施設はないところでございまして、以前の一般質問でも議員から農家住宅を活用するなど自然環境を生かした体験ハウスの設置についての提言もいただいたところであります。

今回は、このモデル的なリノベーション住宅を体験ハウスとして設置し、地域の移住促進を推進する考えはないかということでございます。

現在、久富木区内におきまして、民間事業者が農家住宅をリノベーションした宿泊施設を設置しており、周辺地域を希望される移住希望者の方には、移住サポーターの紹介と併せてこの施設を案内することとしているところであります。

町が施設を管理運営する場合につきましては、直営もしくは指定管理制度による維持管理が発生しまして、多くの管理経費も生じることになります。

今後の行政施策といたしましては、民間事業者で対応していただける部分、あるいは対応していただいた方が将来的にもスムーズな運営が図られると思われる部分につきましては、極力民間事業者にお任せするなど、民間の力を最大限に生かすことが望ましいのではなかろうかと考えているところであります。

次に、リノベーション住宅を低価格で供給し、移住定住の促進を図る考えはないかということでございます。

一般社団法人移住定住促進機構が会員向けの先進事例として紹介した中に、高知県四万十町が国、県補助金等、過疎債を活用したリノベーション事業を行っているようでございます。内容につきましては、空き家の所有者もしくは相続人等と町が12年間の賃貸契約を締結しまして、町がリノベーションを行い、移住希望者に賃貸するものであります。

契約期間満了後は、所有者等へ返還するか、移住希望者への払下げについて所有者等へ協力依頼するもので、払下げ等の希望がない場合でも町が取得することはなく、所有者等へ返還されるものであります。

この事業につきましては、まだ期間満了の事例がないことから、最終的な利活用は確認できないところでございますけれども、再度この空き家の状態に戻ることも考えられるところであります。

本町におきましては、移住定住促進事業の補助制度に空き家の購入に関するリフォーム補助がございます。転入者の場合は、補助金の限度額を転居者より高めに設定するなど、空き家の利活用と定住促進を図っているところであります。

先ほどの答弁と同じになりますけれども、当分の間は周辺地域のモデル的なリノベーション住宅については、民間事業者のこの状況等を確認しながら検討していきたいと思っているところであります。

次に、2点目の歴史ゾーンの周辺整備の関係等についての質問でございます。

まず、虎居城エリアの整備計画についてでございます。北薩広域公園の歴史ゾーンにつきましては、虎居城跡などの地域の歴史的資産と川内川に周囲を囲まれた自然景観を生かし、広場や散策園路、川内川に架かるつり橋などの整備が計画されており、虎居城跡の文化財調査を行いながら現在整備が進められているところでございます。

現在、つり橋の下部工の工事が実施されており、令和6年度はつり橋の上部工の工事に着手されると聞いているところであります。

町としましては、今年の1月にも九州地方整備局に対しまして、この歴史ゾーンの早期整備を図れるよう、また要望も図ってきているところでありまして、引き続き鹿児島県など関係機関に対しましても、この早期の整備を要望してまいりたいと思っているところであります。

次に、周辺整備に向けた計画づくりについてであります。周辺整備の具体的な計画は現在策定いたしておりませんが、昨年度、町の観光振興基本計画を策定いたしまして、歴史ゾーンや宗功寺をはじめとする歴史資源を活用した取組を展開するよう盛り込んでいるところであります。

また、基本計画の柱としまして回遊性の必要性を強く感じておりましたことから、よりアプローチがしやすいように、本年度、竹林公園側から宗功寺公園に入る進入路について協議をし、今後、文化財調査をしながら、この道路の整備についても予定をいたしているところであります。

周辺整備の考え方につきましては、虎居の河川敷周辺の川、まちづくりを含め空港道路や国道328号、国道の整備状況により周遊性が高まりますことから、宮之城歴史資料センター、宗功寺公園、北薩広域公園の歴史ゾーンと、大きなくりのビジョンが必要と考えているところでございます。

次に、風物詩であるアユ漁やホタルの関係の御質問でございます。

議員も御存じのとおり、現在川内川ではホタルが激減し、またアユ漁も本流ではほとんど見かけなく、ほとんどといえますか見かけなくなっているところであります。

このようなことから、令和6年度からこれらの再生に向けて協議する場としまして協議会の設立を計画いたしているところであります。

既に今年の2月には、令和6年度の設置に向けまして第1回の検討会を実施し、スケジュールや委員の選定などについても協議をしたところであります。

協議会では、現在の河川の状況はどうであるのかを知ることが、まず大切でございます。そのためには、川内川をよく知る方々への意見の聞き取りや専門家によるデータ分析が必要になってくると考えております。

観光振興基本計画では川内川を多様な視点で捉えた観光振興の場として考えており、学ぶ、遊ぶ、食べる観光スポットなど河川利活用の事業展開も盛り込んでいるところであります。

今後におきましては、協議会で現状把握等、対策など取組を行いながら、将来的に川内川の風物詩であるアユ漁やホテルが舞う姿が見られるような取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○中村 慎一議員

ちょっと、質問が多岐にわたったようでございます。

御答弁をいただきましたけれども、まず、この民間の賃貸支援の関係であります、単独で取り組まれていらっしゃるわけです。民間アパートへの建設補助、民間賃貸住宅建設等促進事業というふうに予算化をされております。早速この事業が始まっておりまして、先ほど入居率で町営75から公営80%ちょっとですね、それと民間アパートが68%と、一般住宅はわからないという話であります。

ただ、関係者からはこのアパート等の民間住宅の入居率が悪いと、空き部屋の解消が思わしくないんだと、それから物件によって半数近く空いている物件もあるんだと、実際、この町内の物件の入居の実態を御存じなんだろうかと、そういう声、そういう疑問ですね、それから既存の事業者への説明等の機会があったのかという、そういう疑問、そういったのも投げかけられてきております。

この町内の経営者の皆さんの声を聞いて、町政に生かせないのかなと、私たちの話も聞いてほしいということも言われる方もありました。

合意形成は大事だというふうに思いますので、この補助事業の取組を柔軟にやっていただきたいなというふうに思います。そういう声が町長のほうには届いていないんでしょうか、どうなんでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

この住宅の関係等については先ほど答弁いたしましたけれども、一時、本当にこの賃貸住宅に入りたくても空いてないという状況があったところであります。

令和4年度からですね、これが解消されて、今、空き家が出てきている状況にありまして、それとまた別に、若い方々が入りたくても、非常にやっぱり、その経年劣化といいますか、古い状況である状態であるということから、このリノベーションに対する補助も加えているところであります。ただ、ここあたりの説明が不動産の業者、賃貸アパートを持っていたりの方々への説明が足りない部分というのはあるかと思っております。ここは議員の御指摘とおり、またそういう場でも話をしながらリノベーションを図っていただきまして、とにかく今、若者の、若い方々については家賃の割には古いという認識があるようでございますので、ここあたりの実態というの、そういう声があるというのもお届けしながら、これについてはまた取り組んでいきたいと思っております。

#### ○中村 慎一議員

今、町長のほうが説明をされましたけれども、若い方々の実際の現場で、賃貸物件がどうかと

いったようなところもあるんでしょうけれども、やはり、事業者の方々の声もあるようでありますので、そこは何かそういう機会をつくっていただいて、いろいろ意見交換しながらさつま町の住宅事情といいますか、そういう移住・定住の受皿になる部分でございますので、そこら辺は官も民も一緒に同じ気持ちで取組を進めていただければ、大変いい結果が出るんじゃないかなというふうに思いますので、そこはぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それともう一つ、昔、コンシェルジュという言葉がはやりました。移住・定住の手伝いを、どこまでできるかといったようなところを突き詰めていっていただきたいなというふうに思うんですね。ホームページにありますよと、物件的には民間のページを開いていけば判りますよといったような、そういう説明ではなくて、相対でしっかりとお手伝いをしていくといったような、そういう気持ちで仕事は取り組んでいっていただきたいなというふうに思うんですね。それじゃないとそっぽを向かれるし、よそに流れていってしまうといったような、そういう感じも受けますので、そこらにつきましては町長の指導の下に、しっかりと仕事を押さえていくという取組をしていただければというふうに思います。

この窓口の一本化なんですが、これにつきましても、ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。そういう意味で、これについてちょっと、町長のお考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思いますけれども。

#### ○町長（上野 俊市君）

窓口の一本化の関係等については、先ほどお答えした町内4社の不動産業者の情報について、直接リンクはできるような形にはいたしているところであります。

ただ、これを町のホームページに直接一本化してできるかというのは、またちょっと検討させていただきたいと思っておりますけれども、よりよく探しておられる方が判りやすいような形で、この取組というのはすべきだと私も思っておりますので、どういう形がいいかというのは、今後、また検討していきたいと思っております。

#### ○中村 慎一議員

ぜひ、いいほうに向けて取組を進めていただければというふうに思います。

それから、この民間の住宅団地開発につきまして、これは以前も進入路が袋小路でといったようなことで御質問をした経緯があります。

公衆道路の場合は非課税だと、袋小路で関係者以外の大型車両なんかが通らないので、道路はそんなに傷まないと、長持ちをするよと、そういったようなこともあるでしょう。ただ、非常時の緊急車両等の出入りですね、そういったのに懸念はないのか。それから基準面積3,000平米以内ですね、用途地域は1,000平米以内という話ですが、この宅地造成について、言わば町のほうは全く関与されていないといったようなことになります。

建築確認も県の主事のほうでされますので、関与されるのは資産税の評価調査ですね、家屋評価に行かれるときに、いい家ができましたねといったようなところでの確認ぐらいしかないとしたいと思います。

やっぱり、今できているものがそういうことであるということではないんですが、最悪ですね、小さな開発ブロックで区切られてつながりが断ち切られる、そういうまちづくりになりやせんかなという懸念はあります。

やはり、ここに住んで、いいまちだなといったようなものを目指す、そういう地域づくりをするのであれば、広がりが見える、つながりがある、利便性や緊急時においても安全性の高い、まあ、そういう団地づくり、道路、そういったことがやっぱり大事になるんじゃないかなというふうに思います。

新規にそういう住宅、団地等の整備をしないと、もう民間に任せるよといったようなことになりますと、そういう小さなものがあちこちにできていくということになります。

この民間投資でまちづくりを進めるとなってくると、そういう公費で、そういう公道部分等にお金を入れながら、ある程度設計段階、構想的な部分で関与していくといったようなことなんかも、やっぱり考えるべきじゃないかなというふうに思うんですが、どうなのでしょう。

それについて、ちょっとお考えを示していただきたいというふうに思います。

#### ○町長（上野 俊市君）

公的な部分での造成というのは、もう当然ながらですけれども、民間業者がこの住宅団地の整備に当たりましては、議員がおっしゃるとおり、我々がそういう開発行為なり、この建築基準法による届出が出てから、我々は確認している状況にあります。

できればこういう民間の住宅団地の促進を図る上で、公的な支援というのも当然出てくれば、そういうのが出てくれば、事前にしっかりとした計画を我々と一緒になってつくっていくというのもできるかと思っていますところであります。

今のところ、そういう民間に対する支援というのはございませんので、もう民間に任せた形になっておりますけれども、やはりこの公共に絡んでいくとなりますと、そういうような支援を行いながら、安い価格で団地の提供していくということにつながるようなこともできるかと思っていますので、これはまた研究していきたいと思っています。

#### ○中村 慎一議員

ぜひ、研究を進めていただきたいというふうに思います。

やっぱりこの問題は、この過疎、高齢化が進む地域におきまして、公民館長さん方、地域にお住まいの意識の高い皆さん方は憂慮されている部分だというふうに思います。

そういう意味で、公民館単位でもいいんですけれども、やっぱりこの地域に、そういう息吹をちょっとでも送り込めるような、そういう取組もいいんじゃないかなというふうに思いますので、そこらへんぜひ検討していただいて、ぜひ公民館長さん方や地域の皆さん方と話をしながら、どういうまちづくりがいいか、移住・定住ができるかといったようなそういったところも、研究をぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

それはそれで要請をしておきますけれども、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それともう一つ、この歴史ゾーンの問題であります。

この議会モニター制度を始めて、今、1年運用されてきております。いろんな御意見をいただいております。私のほうも一般質問には取組の提案などをいただけてきました。

虎居城跡地の利用とか、ジオパークの構想はどうなったかとか、川内川は泥土でホテルもアユもない、川内川を介した多様な振興策はできないか、町内には多くの史跡が分散して、多くの子供たちに史跡探訪と郷土を知ってほしいんだといったような、そういう御意見もいただいております。ほかにもたくさん御意見のあられる方が多いというふうに思います。

先ほど説明がありましたこの散策の部分とつり橋、これが何年後ぐらいに完成するのか、そしてこの歴史ゾーンというのがどういうふうに整備をされていくのか、それから周辺整備につきましても、今後どうだといったことでありますけれども、何をどんなふうに夢を描いていくのかです、やはりこここのところのビジョンにつきましては説明をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

町民に対して、やはりこの夢を描いていただくという部分は必要ではないかなと思うんですが、これにつきまして町長のお考えがあればお示しをいただきたいというふうに思います。

#### ○町長（上野 俊市君）

県立公園の歴史ゾーンの関係等については、今現在あそこに、虎居城跡のところに橋を架けるということで、今橋台の工事が進んでおりまして、本年度から上部工が進められるようでありまして、ただですね、これが何年に完成するのかというのはどういう、あそこの中を開発していくことによって、この文化財の調査がまず変わってくるというようなことでありまして、その調査をしながら、いろいろと計画を練りながらしていくということで、非常に、まだなかなか我々にもお示しがないところでもあります。

まあ、そういう状況でありまして、我々としてはあそこを歴史の、歴史ゾーンという位置づけがありますので、観光の拠点としてあそこが有効的に使えるようにということの要望は常に出していきながら、今後においてもそういう要望をしていきたいと思っているところであります。

具体的に、何年頃を目標にこれができるというのは、まだお答えできないところでございますけれども、とにかくあその歴史ゾーンを一体的には、やっぱり整備するとなると、あそこが一番大きな核となる部分でございますので、県には引き続き要望していきながら早い完成を目指して、我々としても、また県への働きかけも行っていきたいと思っているところでございます。

答弁にならんかもしれませんが、今、現状としてはそのような状況であります。

#### ○中村 慎一議員

なかなか、この県や国の事業採択の関係等もあるでしょうから、大変難しい案件でありますけれども、やはり、あその地域にどういった過去、歴史があったんだといったような、そういうところは、やはり町民の皆さん方に広報なり、また担当部局のほうでも、そういうものを具体的に書類として残しながら、町民の皆さん方にもこういったことが行われてきたといったような、そういう絵図面とか、そういったもの等も周知をしていく、啓発をしていく必要があろうと、それでまた盛り上がっていくと思うんですね、そういう計画そのものに対して。そこらは取組はぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、さきの12月議会で川内川のアユ漁とホテルのことを質問をいたしました。

この水産業の関係ですね、この苦境に立たされているというふうに思いますけれども、このところ施政方針にも取り上げられない分野でありまして、関係者の皆さんは期待をされているのかいないのかですね、そこらもあると思いますけれども、この川内川のアユ漁とかホテル舟の関係、本年度は河川事務所の取組に併せて進めるといったようなことであるのでしょうか。

昨年、国や電源などへの町長の要望の際に要請をした、してきたといったようなことでありますが、そのときに要請書とか具体的な文書ですね、そういったものなんかはつくって提出をされたものなのか、そこらにつきましてどういうことで進められてきているのか、そこらはちょっと確認をしてみたいというふうに思います。

#### ○町長（上野 俊市君）

この件につきましては議員のおっしゃるとおり、昨年、電源開発のほうの大阪支社ですね、そちらのほうに行って、そこの社長さんと話をさせてきていただいたところであります。具体的に要請書を持っていったということではございませんで、今の現状等の説明をしていって、今後こういう協議会等を設置しながら進めていくと、これについて、ぜひ、その電源開発として協力をしていただきたいというような要請をしたところであります。

とにかく、発電の関係等について、あるいはダムの関係等については切っても切り離せない部分もございますので、ここについては、また引き続き今年度も早い機会に、また出向きまして、この協議会への協力やら、川内川の河川の関係等についての協力もしていきたいと考えているところであります。

#### ○中村 慎一議員

判りました。口頭で説明してきたというような話であります。

ただですね、その地元の皆さん方もだと思んですが、なぜこういう要請をすることになったのか、何が失われてどういうことになっているんだといったような、そのことの次第をですね、やっぱり文書で要請書としてですね、やっぱり作って説明をする必要があるというふうに思うんですね。何が失われたのか実態を報告をする報告書、写真、そういったものをですね、明らかにして関係者の皆さん方に共感を得るべきだと、そこまでしないと相手方には伝わらないというふうに思うんですね。

そういったことはやっぱり、その町民の皆さん方にもこういったことで取組を進めないといけないんだという、そういう啓発も必要だろうというふうに思います。

あくまでもその河川事務所の取組を待つのか、そういう取組をですね、先にやはり、町としてはされるべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのところを、お考えをですね、お示しをいただきたいというふうに思います。

#### ○商工観光PR課長（中村 英美君）

今年の2月に川内川河川事務所さん、それから鶴田ダム管理所と一緒に協賛を進めたところではございますけれども、新年度につきましては、町のほうで先導を切って協議会のほうを設立をし、そしていろんな方々に御意見をいただきながら今後の問題について話し合っていくというところで、考えているところでございます。

以上です。

#### ○中村 慎一議員

今、課長のほうから答弁がございましたけれども、数日前、今週の水曜日に朝の情報番組、民放ですが、豊後高田市の移住・定住の話がテレビで紹介されておりました。移住・定住された家族とか、それから住居の関係、紹介がありました。2週連続で、来週の水曜日にもするよといったようなことであります。

豊後高田は海と山があってレトロなバスも走ります。移住・定住とか子育てに大変力を入れられていらっしゃるまちです。ふるさとの寄附金を2億5,000万円ほど投入しながら、教育の問題まで含めてされているまちです。

昨年12月に文教厚生常任委員会で所管事務調査に行きましたので、12月議会に委員長報告をしていただきました。大変魅力のあるまちだというふうに思います。職員も同行されましたので、報告を受けられているというふうに思います。

じゃあ、さつま町は何があるか、ホテルとか川内川の川のものであったんだけど、先ほどのことでそういうものが失われてきているんだと、魅力のあるまちになるには一朝一夕にはいかないというふうに思うんですね。

機構改革をされまして、政策部門を中心に下部組織をまとめられるようですが、職員の皆さんの士気を高めて魅力のあるまちづくりに向けた努力っていうのは大事だと思うんですね。移住・定住部門だけでなく、こういう観光でもいいし、地域の魅力づくり、そういったもの等も複合的に、総合的なまちづくりを進めることで、外の皆さん方にいいまちだといって住んでもらえるんだ、というふうに思うんですよ。ですから、そこらはしっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

近い将来、県立公園とかその周辺を含めまして、アユ観光とかホテル観光も無事に復帰して、さつま町の風物詩として多くの皆さんに楽しんでいただける、移住・定住も引きも切らずに対応に追われるような、魅力のあるさつま町に向けて推進をしていかれることを祈念をしたいというふうに思います。

町長のほうでコメントがあればお聞かせをください。

○町長（上野 俊市君）

おっしゃるとおり移住・定住ありきじゃなくて、地域の魅力づくりが移住・定住につながっていくものと私もそう思っております。ここについては、しっかりと対策を取っていきたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、中村慎一議員の質問を終わります。

次は、10番、有川美子議員の発言を許します。有川美子議員。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

改めまして、お疲れさまでございます。

初めに1月1日に発生をいたしました能登半島地震で、尊い命が多く失われました。また、多くの方が被災をし、避難生活を続けていらっしゃいます。哀悼の意を表しますとともに心からのお見舞いを申し上げます。そして我がまち、さつま町にもこの被災をされた県そして被災をされた方とゆかりがあったり、御家族そして知人、友人がいらっしゃる方がいるというふうにお伺いしております。本当に御心配であられることだと思います。その胸中拝察をいたします。

それでは、議員番号10番、有川美子、令和6年度3月、令和6年度最後の一般質問をいたします。

私の一般質問は、通告大項目3つを通告しております。

まずは、大項目1、施政方針について。

（1）子育て人材・介護人材不足に対する今後の方針はどうなっているのでしょうか。

（2）巨大地震等、等という中には、もちろん川内原子力発電所の事故を含んでおります。巨大地震等の具体的災害を想定した全町的防災訓練の実施を検討しないのでしょうか。

大項目2、医療について。

（1）日曜・休日当番医に我がまちは小児科・歯科がございません。これを求める声がございます。医療機関と連携をして、当番医の充実を図る考えはないのでしょうか。

（2）従来の歯科検診だけでは発見できない子供たちの先天性欠損歯や過剰歯は、年々増加傾向にあります。小学低学年生の歯科検診にレントゲン撮影を、新たに導入する考えはないのでしょうか。

3、教育行政について。

これまで進めてきた我がまちの小中学校の再編も本年で一区切りとなります。

そこで、今後5年・10年後の児童・生徒数を見据えた本町全体の学校教育ビジョンをお示しください。

以上、1回目の質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、有川美子議員から1点目の施政方針についてからお答えさせていただきます。

まず、子育て人材の確保についてでございます。

現在、子ども支援課で子ども人材バンクを設置いたしまして、働きたい方へ雇用先を御紹介する取組をしておりますけれども、なかなか成立まで至らないというのが現状でございます。子育て人材バンクに問合せがあり、登録された方もいらっしゃいます。しかし、子育て人材の職種に

つきましては、ハローワークで常に募集がある状況でありまして、雇用先に御紹介する前にハローワークを通じて雇用先が決まるというような状況下になっているようであります。

また、子育て人材バンクにつきましては、雇用保険の対象とならない週20時間未満で働きたい方も登録対象としておりますけれども、PR不足等もありまして成立まで至らないのも一因であると考えまして、担当課へはこの事業の周知と雇用先のニーズ調査を指示いたしているところでもあります。

さらに、働きやすい環境をつくることも人材確保につながると考え、保育士や放課後児童支援員の処遇改善事業にも事業開始の令和4年2月から取り組んでおり、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、介護人材不足に対する今後の方針につきましては、昨日の上久保議員の質問にもお答えいたしましたとおり、今年度策定いたしました第10次の高齢者福祉計画・第9期の介護保険事業計画の重点事項の一つに掲げて取り組んでいるところであります。

具体的には、現在、介護事業所等で従事されている介護人材の確保対策として、介護現場におけるICTの活用やDXの推進、資格取得更新時の負担補助、また新たな介護人材の確保対策として介護奨励資金、介護奨学金の制度の創設、外国人介護人材の受入体制整備の推進など図っていくことといたしているところであります。

これらの対策の中から、令和6年度はケアプランデータ連携システム導入事業として、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所でのデータ連携を行うことで、介護事業所の文書作成に要する負担軽減を図るためのシステム活用の支援も行うことといたしているところであります。

また、介護人材資格取得等支援事業として介護人材の確保、定着のため資格取得や法定研修に要する費用を助成することといたしているところであります。

次に、巨大地震等の具体的な災害を想定した関係についてであります。

町の防災訓練の現況としましては、自治会やサロンなどを対象とした出前講座により自然災害に備える準備、危険時に身を守る方法、避難行動、南海トラフ地震に備えるなど、さつま町の特性と地震時の行動等についての教育を行っているところであります。

加えまして、本年度は、熊本県危機管理防災課特別顧問を招きまして、公民館長・公民会長を対象としました、「熊本地震から学ぶ災害に対する覚悟と準備」と題した講演会を開催いたしまして、翌日には、本庁の職員、並びに町議会の議員を対象とした幹部のための防災についての研修を行ったところであります。

実動訓練としましては、毎年5月の梅雨時に、平成18年7月の豪雨を教訓としまして、自主防災組織へ訓練の例などの資料を提供し、地区の特性に応じた科目を設定しまして、訓練を行っていただいた後、危険区域の点検も行っているところであります。

また、2月に実施されている県の原子力防災訓練と併せまして、災害対策本部員に対しましては、原子力災害と台風通過直後の地震発生を想定した図上訓練も行っており、対処能力の向上を図っているところであります。

住民参加の訓練では、今年度は久富木地区の住民が、原子力災害時の避難場所であります鹿児島市の西伊敷福祉館へ避難ルートの確認及び避難施設を体験していただいているところであります。

さつま町の近辺では、最大震度7の地震は想定がないものの、震度6弱が想定される南海トラフ地震、出水断層帯による県北西部直下型地震、さつま町の直下型地震、また震度5強が想定される日奈久断層による熊本南部地震、市来断層帯による県西部直下地震、甕断層帯による甕列島東方沖地震等がありまして、全町的な防災訓練の必要性は喫緊の課題と認識しているところであ

ります。

5月の町の一斉防災訓練を皮切りに、協定内容に沿った訓練、地震を想定した原子力防災訓練においてはもちろんのこと、想定する訓練におきましても、地震の初動において、誰もが行うことができるシェイクアウト訓練等が全町的に認識され、災害に対しての備えが浸透するよう取り組んでいきたいと考えているところであります。

2番目の医療についての関係でございます。まず、日曜・休日当番医の充実を図るための考えはないかでございます。

初めに、日曜・休日当番医につきましては、本町では薩摩郡医師会において年間の予定を作成し、日曜・祝日、在宅医として休日の勤務に当たっているところであり、感謝申し上げるところであります。

御質問の医療機関と連携した当番医の充実についてでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、医療機関につきましては、薩摩郡医師会において年間計画を作成し、休日等の診療をいただいているところであります。

その中で、小児科を診ていただける医療機関は2つの医療機関のみであり、この医療機関も医師会員として休日診療を行っていただいておりますので、現状では、これ以上の休日診療は難しい状況下にあるところであります。

歯科診療につきましては、9か所の歯科医院があり、町民よりそのような声があるのであれば、前向きに検討したいとの声もいただいているところでございますので、今後、実現に向けて薩摩郡歯科医師会との協議も進めてまいりたいと考えているところであります。

町では、休日在宅医・当番薬局について町広報さつま、裏面に掲載しまして、また同じく町のホームページ及び町の公式LINEにも掲載しているほか、休日在宅医については、町の消防本部でも御確認できるようになっているところであります。

なお、休日夜間の小児救急相談先としましては、鹿児島県小児救急電話相談、シャープ8000番があり、おおむね15歳未満の方までの救急を対象にした電話相談を行っており、平日・土曜日は19時から翌朝8時まで、日曜・休日・年末年始においては、8時から翌朝8までの看護師が相談を受け付けているところであります。

専門家にアドバイスを受けることで、安心かつ安全な医療提供につながっているものと考えているところであります。これまでも、子供の急な熱発等どうしようもない場合がありますが、体調不良を我慢したり、症状が悪化してから夜間や休日に救急要請される事案も見受けますことから、症状が悪化する前に早めの病院受診などの啓発も重要かと考えているところであります。

医療の関係の2点目からは、教育長のほうに答弁させますのでよろしくお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

## ○教育長（中山 春年君）

有川美子議員より小学校低学年の歯科検診におけるレントゲン撮影について御質問いただいておりますので、お答えいたします。

学校での健康診断は、スクリーニングによるもので、全ての児童生徒に診断結果をお知らせする方法で行われております。あくまでも、学校の検診は病気の疑いを見つけることが目的で、確定的な診断は環境整備の整った病院でしっかりと診ていただく必要があります。

今、申し上げました現在の検診方法では、議員のおっしゃるとおり、先天性欠損歯や過剰歯の発見が難しい場合があるかもしれません。学校歯科検診の結果、何らかの課題や病気の疑いのある児童生徒にはかかりつけ医への受診を勧めることとなります。

児童生徒やその保護者が検診の結果をよく理解し、必要な専門医の相談・治療を受けられるよう、判りやすい通知に努めてまいります。議員のおっしゃる小学校における歯科検診でのレントゲン撮影につきましては、レントゲン装置に関わる現状の制度では難しいと考えております。

続きまして、3点目の教育行政の御質問にお答えいたします。

小中学校の再編につきましては、多くの町民の皆様の御理解と御協力を賜りながら取組を進めてきたところであります。平成17年度、3町合併時14小学校と4中学校の計18校であったものが、本年4月には6小学校と1中学校の計7校となるところであります。

児童生徒の減少は現在も予想を超える速さで進んでおり、令和6年度は今後の児童数減少による学校再編を重点課題の一つとして、第3次の学校再編計画を策定するための協議に入ることとしております。

さて、次に今後の教育ビジョンについてです。現在、人口減少、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術をはじめとした急速な技術革新など、社会は激しく変化しております。このような社会の急速な変化は、今後さらに進展するものと考えられます。

こうした社会の変化を踏まえ、令和6年度は令和7年度からの5年間の教育指針となる第3次教育振興基本計画の策定を進める年に当たります。国の第4期教育振興基本計画では、2040年以降の社会を見据えた教育政策のコンセプトとして、持続可能な社会のづくり手の育成及び日本社会に根差したウェルビーイングの向上等が新たに掲げられております。

さらに、現行学習指導要領の前文では、「教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにする」と示されております。

このようなことから、本町の児童生徒たちには、どのような社会にあっても生涯にわたって学ぼうとする意欲と、自ら未来を切り拓き、社会の変化に主体的に対応できる資質能力を育成したいと考えております。

令和7年度からの教育行政の指針となる第3次教育振興基本計画の具体的な内容につきましては、今後検討を進めていく予定ですが、以下の点については考慮していくことが重要であると考えております。

1つ目です。郷土の教育的な伝統や風土の活用と、郷土愛の醸成、薩摩というまちのよさを認識し、さつま町に誇りや愛着を持ってもらうために、郷土教育の充実を図り、郷土の伝統や文化を尊重しつつ、郷土に貢献する人材を育成していくことが重要だと考えております。その一環として、薩摩学の継承があります。薩摩かるたや薩摩検定などの継承と学校における史跡巡りや伝統芸能継承をはじめとする活動を推進していくために、各種団体との連携を進めてまいります。

また、本年度より開始しましたふるさと発見プロジェクトでは、さつま町を改めて見詰め直し、ふるさとのよさを再発見してもらうために、児童生徒によるさつま町のおすすめの動画作成を行っております。今月中に第1弾を公開し、次年度以降も継続して作成していく予定です。

2つ目に、学習者主体の授業の推進とICT活用の充実です。一人一人の能力や特性に応じた個別最適な学びや、子供たち同士が教え合い、学び合う協働的な学びを実現できるよう、学習者主体の授業を目指します。

そのために、今年度から始めましたさつま町学びのイノベーションプロジェクトを継続し、教員同士が学校の枠を超え、指導力のある教員の授業参観、意見交流をし、指導方法の改善を図っていきます。

また、ICTを活用した個別最適な学びを実現し、質の高い教育を提供するために、ICTを

活用した授業実践に優れた元教員の専門員を町独自に雇用し、授業におけるICT教育の推進・充実を図っていきます。

3つ目です。地域社会との積極的な連携・協働です。これからの学校は、地域社会との連携を強化し、地域に開かれた学校、地域と共にある学校が求められます。そのためにも、学校運営協議会を軸としたコミュニティ・スクールの推進・充実を図り、地域と共にある学校づくりを目指します。

今年、5月9日には、文部科学省のコミュニティ・スクールマイスターや、県内外の先進的な取組を実践している方々を招聘し、コミュニティ・スクールについて深く学ぶ機会を企画しているところでございます。町民の方々にも、広く御案内したいと考えております。

4つ目です。恕の精神による児童生徒の支援であります。これは、許す、相手の身になって思い、語り、行動することです。児童生徒には、相手をしっかりと思い合って、安心や喜び、うれしさにつながる言葉かけや行動を行うように、継続して指導することとし、教職員には、この恕の精神を理解、意識して、児童生徒に対応してもらいたいと考えております。このことで、いじめや不登校、そして、体罰や暴言等不適切指導はなくなっていくかと考えます。

これらの観点を踏まえ、今後、地域の教育ニーズや社会的要請に応じた第3次さつま町教育振興基本計画の構築に取り組んでまいります。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

#### ○有川 美子議員

1回目の回答をいただきました。まず、今日は傍聴のところに高校生が、学生さんが来ていらっしゃるのので、少し言葉をかみ砕いて、私、ちょっとお話ししてまいります。この3月議会というのは、年度の一番最後の議会で、私ども議員のほうも1年間のまとめなんですが、来年度の1年間に向けて、町長の施政方針を受けて、どのようなことを考えて進んでいくかというのを、問いていく議会の機会だというふうに捉えております。

その中で、町長が施政方針の中で、子育てについて、令和6年度より、保育料の完全無償化、そして宮之城ひまわり館内に子育て拠点を開設という、こういう新規事業を表明されました。

子育てをしやすいまちに、我がまちがなってほしいと考え、活動している私としまして、本当に評価できる政策、皆様への表明だと考えております。

ただその中で、保育料の無償化は踏み切れました。そして、子供たちがまだ出生数は少ないんだけど、とにかく産み育てやすいまちにしていこうという気持ちが今回伝わるとは考えますが、その一方で、そうであれば、子育てをする保育施設であるとか、学童クラブであるとか、そういったところの人材の不足、ここのところをやはり私どもは協議していかないといけないと考えております。

その中で、まずは子育て人材バンクというのを、私どもホームページを御覧いただければ判りますがしております。この状況を先ほどなかなか成立は難しいということでありましたが、私は、おっしゃったみたいに、少し周知の仕方をもう少し細かくというか、具体的にどのような人を求めているのかというのを、保育施設のほうにも聞きながら、連携を取りながら、そして発信するのも、こういった働き方ができますというのを、少しもっと具体的にすれば、少しは集まるのではないかと考えておりますが、この具体的にもう少し、指示を出されたというところを御説明ください。

#### ○子ども支援課長（藤園 育美君）

指示といいますのが、町長の答弁にもありましたように、やはりハローワークのほうでは、週に10時間以上働く方を求めているらしいです。その中でやはり、週に2日位、半日位ずつだ

ったら働けるんだけど、1日だったら働けるんだらうという方たちを、やはり人材不足の中では、そういう方たちを掘り起こして、そういう方たちを何人か、何人かで1人、という形にできないだらうかというところで考えたのが、この子育て人材バンクでした。でも、先ほどありましたとおり、やはりその周知というのが、私たちのほうが不足しているところがありまして、なかなか集まらない原因でもあったと考えております。

ですので、事業者のほうとは常に連携は取っているんですが、事業者のほうも、どれぐらいの人数が必要ですかと言いますと、いたらいだけいいと、人数が多ければ多いだけいいというような回答をいただいて、なかなかそこがうまくかみ合わないところでしたので、また、新年度になりまして、園長会等もございますので、そのところで時間等をいただいて、詳しいニーズ調査をできればと今考えているところです。

#### ○有川 美子議員

今おっしゃっていただいた実情ですね。ハローワークのほうの求人のほうで先に、求人決まるのももちろんいいことですが、では、民間だけに求人お願いするというだけではなく、町ができることがないかということで始まった、この子育て人材バンクのございますので、今の実情を踏まえて、今年はさらにいろんな発信をしていくという形、そして事業者と協議をしていく形というのが決められているということで安心をしておりますが、これに加えて今、みなし保育士というのを皆様、耳にされたことがあられると思うんですが、例えば保育士、幼稚園の教諭の方、これ国家資格でございますけれども、それ以外で、今私の周囲にも20代の方で子供に関する仕事したいんだって方がいらっしゃいます。だけれども、国家資格まではちょっと取るの難しいと、やはり働かなければならないというところで、みなし保育士とかこういった制度がありますけれども、ここのところを今始まってからさつま町で受けられている方が、もしいらっしゃれば、実情をお示してください。

#### ○子ども支援課長（藤園 育美君）

みなし保育士の研修というのが子育て支援員研修のことだと理解しているんですが、その回答でよろしいでしょうか。

年に1回、子育て支援員研修が鹿児島県が主催で行われまして、大体1週間程度、1週間から10日程度のカリキュラムを受けて、みなし保育士の資格を取られるんですが、例年そちらのみなし保育士の研修というのは、各保育園のほうで実際お仕事をされている方が受けられるというところの現状がございます。私どものほうも窓口のほうに募集を置いているんですが、なかなか一般の方からというところはございませので、今、有川議員のほうからもありましたように、その子育て支援員研修等もLINE等を使って、若い方にでも身につくような形で広報できればと考えております。

#### ○有川 美子議員

そうですね。町のLINE等を活用いたしまして、そういう声がやはりちらほらとあります。1人の子に、1人の子って大変失礼します。1人の女性に伺いましたが、全く知らないということでありました。やはりそういう声をハローワークではできないことを、行政だからできることでありますので、どうぞ周知をしていただきまして、1人でも子育て人材という方の増えるように要請をいたします。

そして介護人材のほうなんです、昨日からずっと介護、今日も介護のお話がありました。ただ、人材というのは私も介護福祉士であった時代からずっと不足しているんです。この点に加えて民間の業者だけでは本当にどうすることもできない現状があります。そして優秀な人とか若い人を引っ張り合うという現状もあります。ちょっと職場で、人間関係でちょっとあつたら、

「あ、じゃあうちにおいでよ、少しお給料少し上がるかも。いや、一緒だったら人間関係がいいほうがいいんじゃない」とか、こういう引っ張り合いが実際にあるんですね。私もしたことがあります。管理職とかになるとそういうことをするんですが、この中で今子育て人材バンクの話をさせていただいたのは、私の御提案として、介護のほうもちろん看護も含みますけれども、介護人材の不足に行政側も積極的に取り組むという形で、子育て人材バンクと同じように介護人材バンクの創設というのを御提案をしたいんですが、この創設をするに当たって、例えば何か受けないといけない研修であるとか、そういったことがあれば教えていただきたいと思います。

#### ○高齢者支援課長（久保田春彦君）

介護人材バンクのお話でございますけれども、人材バンクにつきましては、様々な形態での働き方について、事業者と働き手の間で需要と供給が合えば有効な制度だと考えているところでございますが、介護現場におきましては、介護福祉士、あるいは社会福祉士、保健師などの資格者の登用が多いということもございまして、現状としましては、この人材バンクの利用が少ない状況であると思われまいます。今後におきましても、人員の確保につきましては、関係機関との協議を行っていくことと併せまして、窓口の相談体制に努めてまいりたいと考えていくところでございます。

今、みなし保健師等の話もございましたけれども、介護現場におきましても、先ほども申し上げましたが、訪問介護員の不足等がございますので、介護福祉士の資格を有する者につきましては、現状として新しい方を探し出していくのは難しいことでもありますので、他の自治体におきましては、介護福祉士の資格がなくても、要介護認定の要支援1・2の方々につきましては、訪問型サービスに対応するための養成講座等も行われていることから、そちらの底辺を広げる意味でも今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

#### ○有川 美子議員

本当に複雑な社会構造の中にありまして、介護、もちろん看護もですが、人生100年時代というのは言葉では簡単ですけれども、最後まである程度まで元気で、時々入院であったり施設を利用して家で暮らしていく、そんなさつま町が実現できたらいいなと私は本気で思っておりますけれども、どうしても介護をする手がなければ機械ではできないことでもありますので、どうぞこれからも介護人材というのを事業者の状況をよく共有して、行政のほうでも子育て人材バンクのように積極的に人材というものをどうぞ募集といいますか、そういった形でしていただくように要請をいたします。

また、もう一つ最後のこの質問では、外国人の受皿の話がございました。これについては大変いろいろな課題があるのを私のほうでも聞いております。外国人の皆様の受皿としてはほかの介護業界じゃないところでも外国人の方、たくさん働いていらっしゃるって、受入れが本当に上手にという失礼ですが、本当に気持ちを持って受入れをされている企業がございまして、そのいい事例を介護業界にもしていただければと思います。これは研究をしていただくように要請をいたします。

それでは、次の質問に参ります。

（2）巨大地震と、そして川内原子力発電所が私どもは隣接しておりまして、昨日も同僚議員のほうからUPZ圏のお話、川内原子力発電所から30キロメートル圏内に私どもさつま町が入っております。

そして、一番大事と言いますか、宮之城中学校がその中に入っているという現状の中で、昨日も質問がありましたが、本当にですね、1月1日の能登半島の地震で正直すごく不安になった方、多いと思うんです。それはそれぞれの思いであると思いますが、私は我がまちの議員といたしま

して、やはり地震ですね、そして鹿児島県のその隣接する川内原子力発電所を持つということで、やはり複合災害の大きな可能性がある。ここで私たちは何をしなければならないのか、というふうに思っております。

その中で、私が全町的防災訓練というふうに全町的と入れさせていただいたのは、私たちは公民会で自主防災組織で公民会、もちろん防災訓練しているんですよね。でももう皆様、この議場でここにいらっしゃる方御存じのとおり、高齢化などが進んでいますと、なかなか100%とはいきません。

そういったところで、この原子力発電所の事故と、やはり能登半島はマグニチュードが7.6ですね、最大の震度が7を記録しておりますので、こういったことをやはり不安がらせるわけではないけれども、不安をなくすためにも訓練しようや、という形で全町、その日、いつも2月にしていますけれども、この日も防災訓練、今年は大きくしましうよというふうな呼びかけでしていただけないかと思っています。

前も質問で全町的にしないか、ということをしていしましたが、この複合災害というところ、原子力発電所の事故と震度7など大きな複合災害に、今の訓練で十分に対応できる内容だとお考えでしょうか。

**○議長（宮之脇尚美議員）**

あらかじめ申し上げますが、有川議員の一般質問の時間が残り25分となっております。このまま会議を継続します。

**○総務課長（角 茂樹君）**

複合災害には様々な事案が想定されるわけですが、全てに対応ができるかということについては、当然全てを対象にしながら訓練をしていかなければならないんですけれども、その事象事象でまた事柄が違ってきますので、そういったところについては、全て対応ができるかということについては、やっぱりその時々で臨機応変に対応しないといけない部分は出てくるかと思っております。

ただ、そういったことも想定した上で、訓練はやはり重ねていかないといけないという考え方で、今現在も訓練はやっている状況でございます。

**○有川 美子議員**

そうですね。本当に訓練を重ねていくことが大事でありまして、本当に令和3年の私たちは豪雨災害からやはりありますので、常に防災の考えをリテラシーの向上をしていかないといけないと思いますが、少し話が変わるのかもしれませんが、町制20周年の話が出ておりました、施政方針の中でも。3町が合併いたしましたして20周年の記念行事は令和7年度に、ということをおっしゃっていらっしゃいましたが、私はこの20周年に合わせて、県とかで一斉にやっているのを、ぜひさつま町で大きな防災イベントというのを20周年という節目に開催できないかというふうに考えておりますが、この点いかがでしょうか。

**○危機管理監（角 茂樹君）**

今、防災イベントの関係でございますが、3月現在調整中の防災訓練といたしましては、昨年3月に協定を締結させていただいております、薩摩郡医師会を中心とした医療救護に関する実動訓練を調整中でございます。そのほかにも、より多くの機関の町民の皆様が参加できるよう、今御提案があったようなことも含めまして、防災関連行事の開催を検討していきたいと考えております。

**○有川 美子議員**

ぜひ開催に向けて御検討を要請いたしまして、もう一つ、実は大きな災害が起こったときに話

題にもなりました罹災証明書のことを最後にこの中で質問いたします。

罹災証明書の発行というものが、やはり写真撮影をしてもらって、持ってきて、全壊ですよ、半壊ですよ、というのをあとで判定してもらうんですが、日本弁護士会などが、写真の添付が必ずしも必要ではないということを訴えていらっしゃいます。

その理由といたしましては、大地震、本当にもう家が潰れるのか、それとも会社にいたとか、いろんな状況の中で携帯電話を落として壊れるかもしれない。今携帯があるので、写真すぐ撮れる状況のときはいいけれども、そうじゃない状況だったりとかしますね。

この罹災証明書、能登半島のような大きな地震があった場合、罹災証明書の発行に町民が来た場合に写真のほうは必要ないのではないかと考えます。いかがでしょうか。

#### ○危機管理監（角 茂樹君）

罹災証明書につきましては、御案内のとおり、災害による被害の程度を証明する証明でございます。被災者から申請に基づき、遅滞なく交付しなければならないものということで、災害対策基本法で定めているところでございます。

この罹災証明の申請に当たりましては、当該証明書発行手続に必要なものとして、被害の状況が判るものとして、写真等の写しの提出をお願いしているところでございます。罹災証明書の発行に当たりましては、国が示しております運用指針に基づき取り扱っているところでございます。御指摘の写真添付の必要性につきましては、申請者が一部損壊、この罹災証明の被害の程度については6段階ございますが、一番低い損害割合10%未満の一部損壊の被害であることに合意できることを前提に、被災者が撮影した写真を基に罹災証明書の内容を判断するというところに今なっているところでございます。それ以外、つまり一部損壊よりも大きい被害につきましては、申請者に写真の添付の必要性はなく、国の認定運用指針に基づき現地調査を行った上で、罹災証明書の内容を判断するというところになっていくところでございます。

#### ○有川 美子議員

それでは、今の説明をさつま町のホームページの罹災証明書のところに、少しわかりやすくちょっとアップしていただきたいんですよね。今では、写真をできる限りつけていただきたいと、あと手数料がかかります、というふうになっております。

こういう大きな地震のときは、手数料もかからなくなるというふうに私は認識、決めなければなりませんが、そうなると考えておりますので、このような大きな地震の場合にはということで、今の説明をちょっとフローか何かで判りやすくホームページで提示していただくように要請いたします。

この質問を終わります。次の大項目2の医療、日曜・休日当番医の小児科と歯科を私は加えていただけないかという質問について、小児科はおっしゃるとおり、2つしか見て医院がございません。

そしてこの場で申し上げます。私がこの休日当番医、小児科と歯科を、という声を数名からいただいてからいろんな方に質問をしてどうでしょうかと、保護者の方にも聞きました。

その中でこういった意見もありました。2つの小児科を見てくださいる医院の先生方はいつも大変忙しくしていただいております。子供たちを一生懸命見てくださっているのです、その保護者の方は休日は休んでいただきたいなっておっしゃってました。こういった意見もあるということをお伝えしておきます。

ただ、反対に求める意見もあるというふうにございますので、ここの部分は、医師会の先生方が、もししてもいいということであれば、進めていただくということで、私のほうはそのような要請にさせていただきます。逆に歯科ですね、歯医者の方ですね、こちらのほうは前向きな御

回答というふうに私は受けております。

私のほうでこの新しくお願いするに当たってですね、一つ厚生労働省の交付金のところですね、医療施設運営費等補助金及び地域医療対策事業等補助金の国庫補助というのがありましたので、こちらのほうが、歯科の当番医のところで交付金が対象になるのではないかというふうに質問を投げかけております。この点はいかがだったでしょうか。

#### ○保健福祉課長（甫立 光治君）

議員自ら調査をいただきましてありがとうございます。議員がお調べいただいた交付金でございますが、県が作成した医療計画に基づく事業計画によって、救急医療施設など施設整備を支援するものであるようでございました。そのため、今回のケースには当てはまらないようでありました。

しかしながら、近隣の市では助成を行っているようでありますので、これらについても調査研究しながら、財源として使えるような補助金や交付金がないのかについても調べてまいりたいと思います。

#### ○有川 美子議員

そうですね。近隣でも助成をしているということでありましたので、私ではそこまでしか調査ができませんでした。どうぞ交付金なども調べていただきながら、なるべく助成ができる形で、歯科のほうを休日当番医制の新しく導入を要請いたします。

この質問を終わります。次の歯科検診だけでは発見できない先天性の欠損歯、生まれながらに大人の歯が少ないという子供たちのことであります。なかなか御自分がそうでないと判らない方がいらっしゃるかもしれないのですが、実は子供たちの顔を思い浮かべてください。顎が小さくなっていますよね。私たち大人と比べるとどんどん顔も小さくなっていて、その分歯が大きくなっていたり、前歯が2本の歯が1本になっている子とか、いろんな子がいるんです。これも先天ですよ。

これを発見するには先ほどの回答であったように、学校検診だけでは発見しづらいです。なぜかという、乳歯は永久歯に生え変わりますが、永久歯がもともとない子供さんがいらっしゃるんです。それはレントゲン撮影をしなければ、やはりわからないことであります。

日本の歯科医師会は、7歳から、早いところは6歳としてありますが、10歳になるぐらいまでに、全体のレントゲン撮影をして、先天的なもの、そして歯並びなどもしっかりと見ることで、将来にわたって乳歯を20代ぐらいまで、永久歯が生えてこないの、乳歯を残すことも可能だということです。

そして、私は介護福祉士でありますから、歯の大切さは、これは認知症のほうにもつながってまいります。かみ合わせが悪いということは、虫歯が出来やすくなります。そしていろんな発達になってくると、認知症はかみ合わせがよくて、かむことで脳に刺激が行きまして、やはりいい効果がありますので、長い100年時代を見たときに、子供時代にレントゲン撮影をして、こういったことを発見することは大変大切であります。

そこで質問ですが、我がまちは先進事例として、それを望む、望まないは置いておいて、12歳児の虫歯の保有率、虫歯がある子供さんが0.21本と大変少ない、全国トップクラスのまちであります。これは、フッ化物洗口とか歯磨きの指導など、いろいろな努力によるものですが、ですから保護者の口腔に対する意識が高いと思っていますのが。

この学校検診で難しければ、18歳歯科検診というのを今、去年から成人になったら調べてくださいとしております。そのように、新たに町独自検診という形で、これまでの虫歯を増やさないというところから一つ上がって、子供たちの歯を守るということで、新しい事業ということ

で検討いただくことはできないでしょうか。

#### ○子ども支援課長（藤園 育美君）

子供の検診ということでお答えさせていただきます。

現在、子供の歯科に関する検診は、1歳を迎える子供さんが初めて歯医者さんで検診を受けます1歳バースデー歯科検診に始まりまして、集団で検診を行います1歳7・8か月検診、2歳3か月歯科検診、3歳児検診と、あと今年度開始しました18歳成人スタート歯科検診、こちらのほうは歯科医院のほうで検診をしていただくものですが、生まれてから18歳になるまで、5回の歯科検診を実施しております。

この全ての歯科検診時に、対面でする場合はお伝えしております。通知をする場合には、必ずその通知の中に入れ込んでいる言葉があるのですが、口の健康を守るためには、かかりつけ歯科医を持ち、定期検診をすることが大切ですよということをお伝えしております。この定期的な検診で、もし治療が必要となった場合、早めに治療につながることを期待しての助言指導になっております。

また、検診時、目視で診察を歯科医師の先生方にさせていただくのですが、そのときに今言われたような異常というのがなかなか低年齢のときには判らないのですが、ほかの歯科の異常、3歳位になると、歯並び等が気になる場合は、先生のほうから専門医のほうの診察を受けてくださいというふうに助言をしていただくこともございます。

今、有川議員がおっしゃいます小学校低学年の検診で、レントゲン撮影の導入をとのことですが、こちらに関しましては、私たちもまだ調査研究等がなかなかできていないところでございましたので、今後、歯科医師会とも協議をさせていただきまして、いろいろなことを調査研究をさせていただきたいと考えております。

#### ○有川 美子議員

そうですね。私も初めてこのことについて質問いたしましたので、どうぞ担当課としてこれまでの子供たちの口腔の健康ということが、これからはさらに1ランク上というか、さらに先天的なものをする中で、本当に人生100歳というところで、さつま町の町民の皆様がお口の健康をしていただけるように、どうか歯科医師会の先生方にも聞いていただきまして、研究を要請いたします。

そして残り10分となりましたが、教育行政について質問いたしました。この2回目の質問といたしまして、ちょっとかみ砕いて質問いたしますね。

私も我がまちは中学校が1つであります。宮之城中学校。そしてこの宮之城中学校に各地域から小学校に行くんですが、やはり、小人数の学校から大きな学校に、やはり500名近くのところにぼんち行ったときに、なじめない子供たちもいるのではないかと、私、不登校支援の質問も前回させていただいてますし、そのような声があります。やはり、私たち学校は統廃合で数は少なくなるけれども、面積変わらないですね。子供にとっては、薩摩地区から宮之城に行くのって大変な距離だと思うんです。

その中で、どうか小学校同士、先ほどは教員の先生たちの枠を超えた、というふうなお話があったとおり、小学生同士のつながりをこれからできるような定期的な取組とか交流、こういったものをしていただきたいと思います。お考えをお願いいたします。

#### ○学校教育課長（岩脇 勝広君）

今、有川議員の御質問にありましたように、小学校から中学校に上がる際には、必ず少なからず、緊張が伴うものと考えております。

特に、今おっしゃったように、小規模の小学校出身者の場合は、いきなり500人近い子供の

いる大規模校で過ごしていく上での学校生活上の戸惑い、また、初めて出会う友達との人間関係づくり、そういったところに不安を感じ、学校生活に慣れていくのも容易なことではないと思っていますところ。

そのようなことも考慮いたしまして、町教委では、これまで水泳記録会や陸上記録会といった体育的行事、あと音楽発表会や英語スキットコンテストといった文化的行事、さらには夏休みのさつまっ子チャレンジ教室などの行事につきましては、町内の全ての学校の子供たちを対象に実施いたしまして、交流の機会を確保しているところでございます。

また、本年度につきましては、次年度の薩摩小学校の学校再編を見据えまして、薩摩3小におきましては、交流学习やオンライン学習など、定期的に行ってきております。

それで、薩摩小学校での円滑な学校生活がスタートできるのではないかと期待しているところ。

このような学校間の交流活動の成果といたしましては、学校からは小学生同士の横のつながりが深まったという話も実際聞いております。そこで来年度以降につきましては、互いの交友関係を深め、大規模の中学校に進学しても、なじめるような小学校同士のつながりができるという取組につきまして、各小学校、また、中学校とも相談しながら、検討を前向きに進めていきたいと考えているところ。

以上です。

#### ○有川 美子議員

私が質問するまでもなかったのかもしれませんが。薩摩地区の3小学校の、4月1日からであります。再編に向けて交流をしているというのはとてもいいことだったと思いますので、それを広げていただきたいということなんですが、ちょっともう6分しか時間がないので、ちょっと今のお答えの中で一つ思ったことがありますので、最後に質問いたしたいと思いますが、交流、交流というのは、もちろんなんですが、さっき申し上げたみたいに、小学生にとっては、少人数じゃなくとも、引っ込み思案だったり、初対面の子となかなか馴染むのが時間がかかる子にとっては、少し短い時間では、なかなか言葉を発するというか、会話をすることは難しいかもしれないですね。

今、ふと思いましたけれども宿泊というような伴うような何か交流というのは考えられないでしょうか。

#### ○教育長（中山 春年君）

今、いただきましたその宿泊に関しましては、実はこの件につきましては、先般から校長会のほうに話をできていたところでした。

ちょうど今回も御質問をいただいたわけですが、町内でも今まで進めてきたところが、やっぱりいろんな案件があつて、そこを解消したようなところもあるようです。ですから、いろんな視点から見て、できる学校から始めていければなあというふうに考えているところでもあります。

宿泊学習、修学旅行それぞれこれについても今、校長会のほうに投げているところであります。

#### ○有川 美子議員

本当に、各学校の校長先生の御意向ですね、あと、校長先生、教頭先生、ほかの先生が実態をよく御存じでありますから、教育長、そして教育委員会の皆様ですね、よく密にさせていただいて、子供たちのこれからの、せっかく統廃合はまずは一区切りついたので、自分の小学校から宮之城中学校に行ったらまた会えるねっていう感じで集まれるように、そういった雰囲気ができるような教育といいますか、そういったつくりをしていただければと考えます。

これにて私の令和6年度の最後の一般質問、全て終えます。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

これで、通告に基づく一般質問を終わります。

---

#### △散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月11日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後0時15分

令和6年第1回さつま町議会定例会

第 4 日

令和6年3月11日



令和6年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和6年3月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 新 改 幸 一 議員  | 2番 平 山 俊 郎 議員  |
| 3番 上 圀 一 行 議員  | 4番 橋之口 富 雄 議員  |
| 5番 中 村 慎 一 議員  | 6番 上別府 ユ キ 議員  |
| 7番 森 山 大 議員    | 8番 新 改 秀 作 議員  |
| 9番 平八重 光 輝 議員  | 10番 有 川 美 子 議員 |
| 11番 古 田 昌 也 議員 | 12番 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 上久保 澄 雄 議員 | 14番 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 柏 木 幸 平 議員 | 16番 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 事務局 長 早 崎 行 宏 君  | 議事係 長 西 浩 司 君 |
| 議事係 主任 杉 元 大 輔 君 |               |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 町 長 上 野 俊 市 君     | 副 町 長 高 田 真 君      |
| 教 育 長 中 山 春 年 君   | 総 務 課 長 角 茂 樹 君    |
| 企画政策課長 小野原 和 人 君  | 財 政 課 長 富 満 悦 郎 君  |
| 町民環境課長 松 山 和 久 君  | 保健福祉課長 甫 立 光 治 君   |
| 高齢者支援課長 久保田 春 彦 君 | 子ども支援課長 藤 園 育 美 君  |
| 農 政 課 長 山 口 泰 徳 君 | ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君 |
| 建 設 課 長 原 田 健 二 君 | 水 道 課 長 出 水 隆 君    |
| 消 防 長 萩木場 一 水 君   | 教育総務課長 大 平 誠 君     |
| 社会教育課長 永 江 寿 好 君  |                    |

## ○本日の会議に付した事件

- |      |          |                                                                        |
|------|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第 7 号  | さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について                                                |
| 第 2  | 議案第 8 号  | さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について                                              |
| 第 3  | 議案第 9 号  | さつま町社会体育施設条例の一部改正について                                                  |
| 第 4  | 議案第 10 号 | さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について                                               |
| 第 5  | 議案第 11 号 | さつま町学童館条例の一部改正について                                                     |
| 第 6  | 議案第 12 号 | さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について                       |
| 第 7  | 議案第 13 号 | さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について                                            |
| 第 8  | 議案第 14 号 | さつま町介護保険条例の一部改正について                                                    |
| 第 9  | 議案第 15 号 | さつま町指定地域密着型サービス事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について                         |
| 第 10 | 議案第 16 号 | さつま町企業立地促進条例の一部改正について                                                  |
| 第 11 | 議案第 17 号 | さつま町営住宅等条例の一部改正について                                                    |
| 第 12 | 議案第 18 号 | さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について |
| 第 13 | 議案第 19 号 | さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について                                    |
| 第 14 | 議案第 20 号 | 令和 6 年度さつま町一般会計予算                                                      |
| 第 15 | 議案第 21 号 | 令和 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算                                              |
| 第 16 | 議案第 22 号 | 令和 6 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算                                               |
| 第 17 | 議案第 23 号 | 令和 6 年度さつま町介護保険事業特別会計予算                                                |
| 第 18 | 議案第 24 号 | 令和 6 年度さつま町上水道事業会計予算                                                   |
| 第 19 | 議案第 25 号 | 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計予算                                                |

議 案 付 託 表

| 委員会              | 議案番号 | 件 名                                              |
|------------------|------|--------------------------------------------------|
| 総務厚生<br>(第1委員会室) | 7    | さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について                          |
|                  | 8    | さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について                        |
|                  | 1 1  | さつま町学童館条例の一部改正について                               |
|                  | 1 2  | さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
|                  | 1 3  | さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について                      |
|                  | 1 4  | さつま町介護保険条例の一部改正について                              |
|                  | 1 5  | さつま町指定地域密着型サービス事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について   |
|                  | 1 9  | さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について              |
|                  | 2 0  | 令和6年度さつま町一般会計予算（関係分）                             |
|                  |      | 第1条 歳入歳出予算                                       |
|                  |      | 歳 入                                              |
|                  |      | 1 款 町税                                           |
|                  |      | 2 款 地方譲与税                                        |
|                  |      | 3 款 利子割交付金                                       |
|                  |      | 4 款 配当割交付金                                       |
|                  |      | 5 款 株式等譲渡所得割交付金                                  |
|                  |      | 6 款 法人事業税交付金                                     |
|                  |      | 7 款 地方消費税交付金                                     |
|                  |      | 8 款 ゴルフ場利用税交付金                                   |
|                  |      | 9 款 環境性能割交付金                                     |
|                  |      | 1 0 款 地方特例交付金                                    |
|                  |      | 1 1 款 地方交付税                                      |
|                  |      | 1 2 款 交通安全対策特別交付金                                |
|                  |      | 1 3 款 分担金及び負担金（関係分）                              |
|                  |      | 1 4 款 使用料及び手数料（関係分）                              |
|                  |      | 1 5 款 国庫支出金（関係分）                                 |
|                  |      | 1 6 款 県支出金（関係分）                                  |
|                  |      | 1 7 款 財産収入（関係分）                                  |
|                  |      | 1 8 款 寄附金（関係分）                                   |
|                  |      | 1 9 款 繰入金（関係分）                                   |
|                  |      | 2 0 款 繰越金                                        |
|                  |      | 2 1 款 諸収入（関係分）                                   |
|                  |      | 2 2 款 町債                                         |
|                  |      | 歳 出                                              |
|                  |      | 1 款 議会費                                          |

| 委員会                    | 議案番号                                 | 件名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        |                                      | 2 款 総務費（関係分）<br>3 款 民生費<br>4 款 衛生費<br>8 款 土木費（関係分）<br>9 款 消防費<br>1 1 款 災害復旧費（関係分）<br>1 2 款 公債費<br>1 4 款 予備費<br>人件費全部<br>第 3 条 債務負担行為<br>第 4 条 地方債<br>第 5 条 一時借入金<br>第 6 条 歳出予算の流用<br>2 1 令和 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算<br>2 2 令和 6 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算<br>2 3 令和 6 年度さつま町介護保険事業特別会計予算<br>2 4 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算                                                                                                                         |
| 文教経済<br>(第 2 委<br>員会室) | 9<br>1 0<br>1 6<br>1 7<br>1 8<br>2 0 | さつま町社会体育施設条例の一部改正について<br>さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について<br>さつま町企業立地促進条例の一部改正について<br>さつま町営住宅等条例の一部改正について<br>さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について<br>令和 6 年度さつま町一般会計予算（関係分）<br>第 1 条 歳入歳出予算<br>歳 入<br>1 3 款 分担金及び負担金（関係分）<br>1 4 款 使用料及び手数料（関係分）<br>1 5 款 国庫支出金（関係分）<br>1 6 款 県支出金（関係分）<br>1 7 款 財産収入（関係分）<br>1 8 款 寄附金（関係分）<br>1 9 款 繰入金（関係分）<br>2 1 款 諸収入（関係分）<br>歳 出<br>2 款 総務費（関係分）<br>6 款 農林水産業費<br>7 款 商工費 |

| 委員会 | 議案番号 | 件名                                                                                        |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 24   | 8款 土木費（関係分）<br>10款 教育費<br>11款 災害復旧費（関係分）<br>第2条 繰越明許費<br>第3条 債務負担行為<br>令和6年度さつま町上水道事業会計予算 |

△開 議 午前 9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第1回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから2月26日に提案がありました議案第7号から議案第19号までの議案13件について総括質疑を行います。

質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

---

△日程第1「議案第7号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について」、日程第2「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、日程第3「議案第9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、日程第4「議案第10号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第5「議案第11号 さつま町学童館条例の一部改正について」、日程第6「議案第12号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第7「議案第13号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第8「議案第14号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第9「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」、日程第10「議案第16号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第11「議案第17号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第12「議案第18号 さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、日程第13「議案第19号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第7号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について」から、日程第13「議案第19号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」までの議案13件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから議案第7号から議案第19号までの議案13件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第19号までの議案13件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

---

#### △日程第14「議案第20号 令和6年度さつま町一般会計予算」

##### ○議長（宮之脇尚美議員）

次に、日程第14「議案第20号 令和6年度さつま町一般会計予算」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

##### ○岸良 光廣議員

説明資料の61ページの下段、行革推進費であります。ここに第5次行政改革大綱の策定の予算が組まれているんですが、ただこの第5次の計画をするのに、やはり新聞等でも出ていますけども、政府の人口統計の、今までさつま町も政府のそういうデータを基にして計画されたと思うんですけども、新聞等でももう既に政府の人口統計の出す計画以上に早いペースで人口減が進んでいると。

特に、最近の新聞でも戦後ベビーブームのときには年間200万人を超える新生児が生まれていましたけども、2022年について80万人を切って79万人台と。また、さらに2023年にはそれを大きく下回るという新聞報道が出されておりますけども。さつま町についても、これまで何回も一般質問でしてきましたけども、国の人口統計よりも早いペースでさつま町の人口減が進んでいる。特に、新生児の出生数が極端に落ちていると。

それでも、やはりさつま町の現状を見据えた形での計画大綱を組んでもらうように、これはやはりそうしないと国の計画どおりでいっては実態がそぐわないと思いますので、そのところを十分注意して計画を組んでもらいたいと思うのが1点。

それともう一つは、63ページの上段に高等学校振興対策費というのがありますけども、これたしか先週か先々週だったと思うんですけども、町長にはちょこっと話したんですが、今、薩摩中央高校が女子バレー部とウエイトリフティングの関係で生徒、入学者数が増えてきております。特に、女子バレー部、昨年度は10名だったんですが、今年度は今17名ほど新入生が入ってくる予定です。ということは、女子バレー部だけでも27名の部員を抱えることになるわけです。

今直近で学校のバレー部の監督が一番心配されていることは、今まで10人だったときには何とか自分の車、何とか乗り合わせでできていたんですけども、実際いろんな大会、練習試合等に行くには27名を乗せるだけの車もなければ、それだけの父兄会というのもできていない。そういうところを物すごく心配されております。

ついては、やはり今後も生徒数を募集するにはそういうスポーツというのも一番大事なことになるわけですが、その薩摩中央高校の練習試合あるいは試合等に出かける場合にも、何とか町のほうのマイクロバスの利用を可能にできる方法はないものか。

実際、行政としてもそこを協力してやらなければ、今の現状としては全員を連れていけないというふうなそういう状態になってきます。そこも考えて、やはりこの振興対策の中にも、実際はそういうマイクロバスのやつは入っていないと思うんですが、やはり今後の早急な課題として、もう4月から新入生が入ってまいりますので、その辺もやはり考慮していただけないかどうかについて、ちょっと町長の答弁をお伺いします。

##### ○町長（上野 俊市君）

1点目の人口減少の関係等につきましては、これはもう行革の中で当然ながらそこを盛り込み

ながら検討していくことになろうかと思っていますので、そこについては御了解いただきたいと思います。

それから、高校振興対策協議会の関係で薩摩中央高校の今質問がございましたけれども、これについても様々な今方面から検討はしているところであります。

町のマイクロバスを使うというのが適当かどうかというのも含めまして、また民間のほうからも色々と御提案もあるようございまして、協議会も立ち上げておりますので、こういう中でちょっと協議をしていきながらどういう形でできるかということを検討していきたいと思っております。

特に、この今議員からもありましたように、今回非常にこの生徒数が増えるというようなことでございますので、スポーツの関係等で今年大分この入学者が増えるということでございますから、我々もこの中央高校につきましては本町で唯一の県立高校ということでございますから、これまでも様々な対策を講じてきておりますけれども、またこのマイクロバス等の関係等については、ちょっと多方面から検討させていただきたいと思います。

#### ○岸良 光廣議員

余談でありますけども、薩摩中央高校の女子バレー部は昨年の4月から生徒募集をしまして、1年生だけのチームであるんですが、県大会でも昨年もベスト16に入るようになってきております。特に、県内の高校のバレーのところでもベスト8あるいはベスト4というところになれるんじゃないかというぐらい今頑張っておる学校でありますので。

特に地元の学校でありますから、先ほども申しましたけども、町長来月の4月には新入生が17名が入ってきますんで、特にそうなりますと県の大会とかいろんなものが出てきます。そうすることで、生徒の移動の問題が発生しないように、できるだけ早急に対応していただくよう、強く要請をしておきます。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

#### ○中村 慎一議員

おはようございます。

この一般会計の説明資料の中で、62ページ、63ページにこの企画の関係であります。地方交通対策事業費それから高等学校振興対策事業費の中で、高校生ですね、通学支援ですね。

これらにつきまして、昨今、この鹿児島交通さんの路線の減便とか、それからスクールバスの関係等で保護者の皆さん方も相当心配されていらっしゃるし、通学をされる方々もやっぱり心配しながら通学をされていらっしゃるというふうに思うんですが、この移住・定住とかいったような形でその事業を進めていくとなってくると、どうしても高校進学のために隣のまちにちょっと住んでみようとかかそういったようなことになりかねない部分もあろうかと思うんですね。

そういった部分で、今まで手立てをしてきておりませんが、これらについて薩摩川内市等が相当この予算化も新聞等で出ておりますが、これについてどういった考え方で今後進められるのか。そこのところを、町長のほうから考え方等説明をいただければいいんじゃないかなと思うんですが。

もしなければ、もう課長のほうからでも説明をお願いいたします。

#### ○町長（上野 俊市君）

今、中村議員からありました川内高校の関係等についてでございますけれども、我々もこの状況等については把握をいたしているところであります。今言われたように、もう高校に在学中は川内のほうに移ってというような話も聞いております。

そういうことがないように我々もいろいろとこの手立てを検討しているわけですが、特定の学校に対してのこの通学に対して補助というのが非常に適当かということもございまして、やはり全体的に考えていく必要があるということで考えているところであります。

在学生といいますか、高校生に対してもう全体的にこういう通学支援というような形でやるのか、それからもうこの特定の学校に限ってというのはちょっとなかなか難しい面があります。また、このバスの関係等についてはやはり時間的なものがやっぱり非常にかかるようになってきたというようなことが非常に大きいところがあるようでございまして、ここになりますとなかなか簡単に我々がどうかということができない部分もあります。

先ほど来申しましたように、もうこの高校生の在学、いろんなところに行っていらっしゃいます。だから、全体的な支援というのがどうかということも今部内では検討いたしているところであります。そういう状況でありまして、何とかこの対策を講じられないかということではございますけれども、全体的なこの平等性と公平性を考えると、一定のこの学校に限っての通学というのは非常に難しい現状にあるかと思っているところであります。

#### ○中村 慎一議員

この一定の高校にということではないわけですね。薩摩川内市は複数の高等学校がございまして、通学者そのものは多岐にわたるというふうに思います。そういった部分を含めまして、またそのスクールバス等ですが、例えば今進められていらっしゃる住民福祉有償運送、新聞等ではライドシェアといったようなことで、タクシー会社だとか、それから一般の住民がとか、いろんなその取組があるようでありますので、そういった面も含めて幅広く検討をしていただいて。

やっぱり人口が減少するといったようなことに対して対策を進められるわけですから、そういった面でもう少し重点的に政策を進めていただければいいんじゃないかなと思うんですけれども、企画課長のほうは何かそういった提案はないんですかね、お聞きしたいんですが。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

この川内高校のスクールバスに関しては、もう私も薩摩川内市の担当課長、また振興局が中心になって何回か会議もしたところでした。何らかの手立てができないかというところで、県の交通政策課と高校教育課のほうも入って協議をしたところでしたけど。

薩摩川内市におかれては、今ちょっと祁答院地区のお子さんの通学手段がなかなか確保ができないということで、入来の路線バスまでの通学手段の確保について補助をされるということで。新たに、また県の教育委員会としましては、これまでの通学費から手段が変わることによって通学費が増額になった保護者に対してその2分の1を補助されるということでしたので、残り2分の1は当然保護者の負担が増えるということになってきますので、その辺の影響額が幾らになるかということなんかもちょうと動き出したあとに確認もさせていただきながら、町としてできることが何かないかということを検討していきたいと思っております。

#### ○新改 幸一議員

所管が違いますので、1点だけお伺いいたします。

説明資料の107ページ、農政課長に質問いたしますが、有害鳥獣対策の関係でございまして、④でございましてこの協議会への交付金3,627万5,000円計上してありますが、その中での整備事業3,228万4,000円予算として組んであります。

それで、鳥獣対策、特にこのイノシシ、シカについてはいろんな地区で農家の皆さん方悩みを持っていらっしゃるようでございますが、この整備事業の3,228万4,000円の当初予算の中では、令和6年度で各地域から申請が上がっているものはもう全てこの予算で計画に見られるであろうことで理解をすればいいのか。何地区ぐらいの申請があつて、こういう金額になっている

のか。そこら辺りの説明をお願いします。

○農政課長（山口 泰徳君）

今、新改議員のほうからございました有害鳥獣防止対策協議会の整備事業の関係でございます。整備事業のほうで3,228万4,000円ということでございまして、その内訳としましては、町内の5地区から要望が上がってきておりますワイヤーメッシュ柵をそれぞれ整備するものでございます。湯田原地区、柳野地区、須杭地区、田平地区、田原地区というようなことでございます。

地元から要望が上がってきた件につきましては、翌年度に県のほうと協議をしまして翌々年度に予算化するというような流れで進めておりまして、前回要望が上がってきた地区につきましては全て予算化できているようなところでございます。

○新改 幸一議員

5地区の地域への申請は今回こうして予算を上げたということの説明でございますが、その5地区以外でまた来年、再来年度に向けての流れになっていくような地区も何地区かあるんでしょうか。そこ辺りは判っておれば教えていただきたいと思います。

○農政課長（山口 泰徳君）

手元のほうにちょっと資料は持ってきておりませんが、単年度事業協議ということで例年6月ぐらいに県のほうと協議をしまして、その翌年度の事業について協議をして、翌々年度に予算化していくという流れで進めてきております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

ないようですので、ちょっとお尋ねします。

説明資料の155ページの文化センター関係なんですが、改修運営費。今後の在り方については文化施設整備委員会で改修するというところで決まったということで予算を組んでありますが、二、三お尋ねします。

例えば、検討委員会の中で舞台の広さとか、非常に狭いです。前のほうの列が3列ぐらい非常に見にくいと、疲れるというような指摘があります。それから、中に突起物があります。こういうのはもう改修されるものと思いますが、改修されたあと約何年間ぐらい使えるものかというのを検討されたものかお尋ねします。

○社会教育課長（永江 寿好君）

整備委員会の検討委員会の中で、今御指摘のありました舞台の広さとか、席の見やすさとか、そこら辺については検討して、袖口の広さとかそういうところも検討はしてまいりました。

それと、何年間利用できるのかということでありますけれども、当然整備をすれば年次的に20年ぐらいをたった段階で建物自体の整備はしていけないといけないというふうには考えております。それと、施設整備の中の設備、例えば舞台装置とか音響設備とかそういうのは当然耐用年数がございまして、10年から15年ぐらいをめどに更新をしていくというふうには検討しております。

以上です。

○平八重光輝議員

概算であります。改修で約30億円、新築すれば50億円というような報告を受けましたけれども、改修で仮に長く見積もって25年、今築50年ですからあと25年使ったとしますと、1年当たり約1億2,000万円ぐらいの負担というか使用料になります。

新築した場合は、５０年経ってあと２５年ですから、７５年使ったとします。５０億円かかっても、７５年ですから７，０００万円足らず、１年に計算したらですね、その費用で済むんじゃないかと思うんですが。

一番心配するのは、２５年後、先ほど岸良議員のほうからもありましたが、さつま町の人口は果たして幾らあるのかと。多くて１万２，０００人、少なければ８，０００、１万人とします。予算規模も恐らく多くて１２０億円ぐらいだろうと思います。

そのときに新たに５０億円かけて新築するとなれば、非常に財政負担が重くなります。そういうお金を準備できるのかと。そういうことは検討されたものか、お尋ねします。

#### ○社会教育課長（永江 寿好君）

当然、維持管理については適宜維持保修をしていかないといけないというふうに整備委員会の中では検討しております。その中で、新築か改修かという中で、先ほど言われた人口の推計とかそういうのを勘案して、改修してそれを５０年、７０年、言葉はあれですけども１００年使えるような維持管理をしていけば、後世の世代に負担をかけないというふうに話がありまして、維持、大規模改修というふうな方向になったわけでございます。

以上です。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

#### ○川口 憲男議員

町長に１点だけ。

農政課と耕地林業課が今後、４月以降一緒の課に再編されて一緒になりますけども、例えば３年前に耕地のほうなどで災害があつていろんな体制ができておりますが、ここ辺りのところの体制づくりというのはどうなんですかね。もう発表があつたですかね。

そこ辺りのところ、例えば今の人員がそのまま横ずれして移ってあれするのか。もし耕地なりに災害があつたときには相当の人数というか、いろんなところがあつて今回も３年ぐらいかかっているわけですけども。ああいう事態はないとは思うんですけども、そういうような対策も考えての再編で構成されているのか。

それが、また予算に反映されているのか、そこ辺りをお示し願いたいと思います。

#### ○町長（上野 俊市君）

今回の再編については、この縦割り化をなくして横の連携を深めていくということでこの見直しも行ったところでありますけども、大規模災害等が発生しましたときには、その耕地林業課、農政課だけのサイドじゃなくて、これはもう建設課を含めた形で全体的な対応をしていく必要があらうかと思っているところであります。

過去にもそういう形で進めてきているところございまして、もういる人員の中でしっかりとこの連携を取りながら進めていくというようなやり方をしていきたいと思っているところであります。

また、大規模災害時になりますと、国とか県とか様々な形での応援体制というのも非常に構築されてきて今おりますので、そこ辺りはまた災害時における対応策というのは異論のないようにやっていきたいと思っているところであります。

#### ○川口 憲男議員

その中で、総合的な対策というか、全体が一緒になって取り組んでいかなきゃならないと、それは重々承知しております。その中で、やっぱりこういうふうにして再編が行われて動いていく中で、予算の中にも町長がマニフェストで示されているような点があつて、重要課題があるんじ

やないかと感じております。

例えば、以前からありましたこのSDGsによるとか、CO<sub>2</sub>、温暖化で考え方をしていけば耕地林業課の対策というのはまだまだこれ広めていかんにやならないところにあるんじゃないかと思います。

ですから、この予算も組んでありますけれども、やっぱりこういうところにどういような施策を取られていくのか全体的に見えてこないところがあるんですが、そこの辺のところはどうなんですかね。

○町長（上野 俊市君）

それぞれ今おっしゃられた話で、SDGsの関係、カーボンニュートラルの関係等々ございすけれども、これにつきましては農林課の関係等についてもそうですけれども、専門的な特命を帯びた対策監というような、監という位置づけをしながら専門的にこれをやっていくというようなこともしたいと考えているところでございまして、そういうのを活用しながらこれは行っていくしたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第15「議案第21号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第16「議案第22号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第17「議案第23号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第18「議案第24号 令和6年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第19「議案第25号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第15「議案第21号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、日程第19「議案第25号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算」の議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから議案第21号から議案第25号までの議案5件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○中村 慎一議員

それでは、この予算書の中で後期高齢者医療特別会計で高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業費ということで187ページに出ておりますが、これにつきましては町長が施政方針の中でこの8ページの上段のほうにこの実施事業に取り組むをしていきますといったようなことで一応説明がありましたが、これにつきましては、国がこれは令和3年度からこういう事業を行っておりますが、令和6年度が最終年度といったようなことになっているようであります。

これが、ちょっと行数が短いといいますか、内容が非常によく判らないというふうに思っております、特に前期高齢者から後期高齢者にかけての取組についての介護保険事業との連携といったような話であります、これにつきまして、もう少し具体的な説明を頂きたいと思います。それが、一つ。

それから、もう一つはこの介護保険の予算の中で保険給付費が計上されております。この保険給付費につきまして、今回新たに第9期の計画の中で令和6年度、7年度、8年度、それぞれこの資料の中で概要版をお配りになりまして概略説明がありましたが、この高齢者が減少していくといったようなところでこの介護費用そのものも給付費が減少していくんだといったようなことであります。

今年になりましてから介護サービス事業所がグループホーム、小規模多機能施設、それからこの有料老人ホーム、デイサービス事業所、こういったようなものが廃業をしてきておりまして、この介護が必要な高齢者の受け皿になるサービス事業所というのは、今後こういう事業所そのものが仕事ができないと、存続できないといったようなところで受け皿がなくなっていく中で、高齢者をしっかりとサービス事業所の方につなぎ止めることができるのか。

施設系のサービス、それから在宅系のサービスとありますが、この給付費をこういう形で予算計上されていらっしゃるけれども、この実際その受け皿となる事業所はどういう定員管理をしながら今後その3年間、この計画の中でしっかりと高齢者のサービスを対応できていけるものなのか。そこら辺についての説明がありませんので、そこら辺につきまして概略、考え方等説明を頂ければというふうに思います。

#### ○保健福祉課長（甫立 光治君）

ただいま高齢者の健康保持・介護予防に取り組む高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についてどういう事業かという御質問であります、これにつきましては鹿児島県後期高齢者医療広域連合が高齢者保健事業を国保事業と介護予防の取組と一体的に実施する取組でありまして、健康寿命の延伸を図ることを目的に実施をし、町はその事業を委託されて実施することになります。

具体的には、今まで後期高齢者医療特別会計で実施をしておりました重複頻回受診者、重複多剤投薬者への訪問指導事業や、糖尿病性腎症、生活習慣病などの重症化予防、健康状態不明者の訪問指導の事業は継続し、拡大実施しながら先ほどの事業に健康・栄養・口腔に関する相談指導等を随時進めていく予定でありまして、ころばん体操等の通いの場を活用したフレイル予防に取り組むこととしております。

また、後期高齢者連合から提供いただきましたデータを基に健診・医療・介護情報を抽出・併用しながらそのデータの分析を行って、高齢者を必要な保健事業や医療機関受診につなげられるようにしてまいる計画であります。

以上であります。

#### ○高齢者支援課長（久保田春彦君）

今回の介護保険計画につきましては、これまでの介護サービス利用者等の数値を基に今後の3年間の認定者数の推移を想定して、サービス料を算定したものでございます。

利用者数の減少に伴いまして、サービス利用料も減になる見込みとなっているところでございます。

中村議員のほうから御質問のありました施設の関係でございますが、施設等につきましてはこの8期の期間中におきまして在宅介護事業所が1か所閉鎖しましたけれども、1事業所が新規に立ち上がっているということ。また、訪問介護事業所におきましても1事業所が閉鎖して、1事

業所が立ち上がっております。

今お話がございました認知症の方の高齢者グループホームにおきましても、1事業所が閉鎖をしまして2ユニットが減となりましたけれども、第9期におきましては1ユニットの増の計画となっているようでございます。

施設系の状況としましては、グループホーム等の事業所廃止によりまして受入れ体制は減少となっているところでございます。あと特別養護老人ホームの状況でございますが、現在待機者が、事業所が3施設ほどございますけれども、82名程度となっております。また、養護老人ホームにつきましてはちょっと正確な数字を把握しておりませんが、常に10人以上の待機者となっているようでございます。

特に、訪問介護事業所におけるヘルパー等の減少もあります。今4事業所で26名程度のヘルパーがいらっしゃるようでございますけれども、非常に高齢化が進んでいて、一方で生活支援に関するヘルパーの要請が多くて、実際の介護人材の不足が言われておりますので、これらの事業所を一堂に会しまして今後の人材確保に関する協議と、その施設のサービス料の需要と供給がどのような形になっているかというのは、この今回の計画の中では具体的に調査の中では出ておりませんので、そこら辺りの分析をしながら今後のサービスの提供についての検討も行っていきたいと思っているところでございます。

#### ○中村 慎一議員

今、説明がありましたけれども、なかなかこの受け皿としての概要そのものはうまく捉えられていないという話でありますので、本当に必要なサービス、施設系のサービスとそれから在宅系のサービス、在宅高齢者が結構多くなっていると思うんですね。

そこで、その言えば独居とか高齢2人住まいとかそういった世帯も結構あると思いますので、そういったところにサービスが行き届かないといったようなことがないような形で取組を進めていただきたいというふうに思います。でないと、その高齢者は破綻してしまうということになります。

ですから、そういうサービス料に対する受け皿になるようなそういう施設というのはやっぱり明らかにしながら、公表をしながら、議会にも説明をしながら、今後どういったサービス事業所が必要だと。こういう新しいものをやっぱり作るには人材が必要だとか、事業が必要だとか、そういったようなところを具体的にやっぱりその計画を作りながら議会にも公表をしていただいて、住民のほうにもやっぱり公表をしていただいて、その住民福祉というのを進めていただきたいというふうに思います。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第25号までの議案5件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

---

### △散 会

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月26日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審査を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前 10 時 08 分



令和6年第1回さつま町議会定例会

第 5 日

令和6年3月26日



令和6年第1回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和6年3月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 6番  | 上別府 ユ キ 議員 | 7番  | 森 山 大 議員   |
| 8番  | 新 改 秀 作 議員 | 9番  | 平八重 光 輝 議員 |
| 10番 | 有 川 美 子 議員 | 11番 | 古 田 昌 也 議員 |
| 12番 | 岸 良 光 廣 議員 | 13番 | 上久保 澄 雄 議員 |
| 14番 | 川 口 憲 男 議員 | 15番 | 柏 木 幸 平 議員 |
| 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |     |            |

欠席議員(1名)

5番 中 村 慎 一 議員

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |         |
|--------|-----------|-------|---------|
| 事務局 長  | 早 崎 行 宏 君 | 議事係 長 | 西 浩 司 君 |
| 議事係 主任 | 杉 元 大 輔 君 |       |         |

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長       | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長     | 高 田 真 君   |
| 教 育 長     | 中 山 春 年 君 | 総 務 課 長   | 角 茂 樹 君   |
| 企画政策課 長   | 小野原 和 人 君 | 財 政 課 長   | 富 満 悦 郎 君 |
| 税 務 課 長   | 西 圀 豪 紀 君 | 町民環境課 長   | 松 山 和 久 君 |
| 保健福祉課 長   | 甫 立 光 治 君 | 高齢者支援課 長  | 久保田 春 彦 君 |
| 子ども支援課 長  | 藤 園 育 美 君 | 農 政 課 長   | 山 口 泰 徳 君 |
| 商工観光PR課 長 | 中 村 英 美 君 | ふるさと振興課 長 | 米 丸 鉄 男 君 |
| 建 設 課 長   | 原 田 健 二 君 | 水 道 課 長   | 出 水 隆 君   |
| 消 防 長     | 萩木場 一 水 君 | 教育総務課 長   | 大 平 誠 君   |
| 社会教育課 長   | 永 江 寿 好 君 | 総務課 長 補 佐 | 太 田 竜 也 君 |

## ○本日の会議に付した事件

- |      |          |                                                                        |
|------|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第 7 号  | さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について                                                |
| 第 2  | 議案第 8 号  | さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について                                              |
| 第 3  | 議案第 9 号  | さつま町社会体育施設条例の一部改正について                                                  |
| 第 4  | 議案第 10 号 | さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について                                               |
| 第 5  | 議案第 11 号 | さつま町学童館条例の一部改正について                                                     |
| 第 6  | 議案第 12 号 | さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について                       |
| 第 7  | 議案第 13 号 | さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について                                            |
| 第 8  | 議案第 14 号 | さつま町介護保険条例の一部改正について                                                    |
| 第 9  | 議案第 15 号 | さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について                         |
| 第 10 | 議案第 16 号 | さつま町企業立地促進条例の一部改正について                                                  |
| 第 11 | 議案第 17 号 | さつま町営住宅等条例の一部改正について                                                    |
| 第 12 | 議案第 18 号 | さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について |
| 第 13 | 議案第 19 号 | さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について                                    |
| 第 14 | 議案第 20 号 | 令和 6 年度さつま町一般会計予算                                                      |
| 第 15 | 議案第 21 号 | 令和 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算                                              |
| 第 16 | 議案第 22 号 | 令和 6 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算                                               |
| 第 17 | 議案第 23 号 | 令和 6 年度さつま町介護保険事業特別会計予算                                                |
| 第 18 | 議案第 24 号 | 令和 6 年度さつま町上水道事業会計予算                                                   |
| 第 19 | 議案第 25 号 | 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計予算                                                |
| 第 20 | 議案第 29 号 | さつま町税条例の一部改正について                                                       |
| 第 21 | 議案第 30 号 | 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 11 号）                                            |
| 第 22 | 議案第 31 号 | 令和 5 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）                                     |
| 第 23 | 議案第 32 号 | 令和 5 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）                                      |
| 第 24 | 議案第 33 号 | 令和 5 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）                                       |
| 第 25 | 議案第 34 号 | さつま町教育委員会委員の任命について                                                     |
| 第 26 | 議案第 35 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                                       |
| 第 27 | 議案第 36 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                                       |
| 第 28 | 議案第 37 号 | さつま町副町長の選任について                                                         |
| 第 29 | 陳情第 1 号  | 町議会と町が一体となった自衛隊施設誘致活動を町議会はやめるように求める陳情書                                 |
| 第 30 | 陳情第 2 号  | 川内原発 20 年延長に関する陳情書                                                     |
| 第 31 | 陳情第 3 号  | 川内原発 20 年延長に関する陳情                                                      |
| 第 32 | 報告第 1 号  | 令和 5 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について                           |
| 第 33 | 報告第 2 号  | 令和 6 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について                                      |
| 第 34 | 議員派遣の件   |                                                                        |

### 第 3 5 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第1回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

中村慎一議員から、本日、欠席する旨届出がありましたので、お知らせいたします。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

なお、常任委員会審査の過程で、補足説明資料等に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申出を受けて審査が行われております。配布のありました正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

---

△日程第1「議案第7号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について」、日程第2「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、日程第3「議案第9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、日程第4「議案第10号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第5「議案第11号 さつま町学童館条例の一部改正について」、日程第6「議案第12号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第7「議案第13号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第8「議案第14号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第9「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」、日程第10「議案第16号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第11「議案第17号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第12「議案第18号 さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、日程第13「議案第19号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第14「議案第20号 令和6年度さつま町一般会計予算」、日程第15「議案第21号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第16「議案第22号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第17「議案第23号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第18「議案第24号 令和6年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第19「議案第25号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「議案第7号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について」から、日程第19「議案第25号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算」までの議案19件を一括して議題とします。

これからそれぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔古田 昌也議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（古田 昌也議員）

改めまして、おはようございます。それでは、早速ですが、総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第7号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について」、「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、「議案第11号 さつま町学童館条例の一部改正について」、「議案第12号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第13号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、「議案第14号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」、「議案第19号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、「議案第20号 令和6年度さつま町一般会計予算」関係分について、「議案第21号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第22号 令和6年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第23号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計予算」及び「議案第25号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算」、以上の議案13件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第7号であります。

今回の制定は、学校跡地等を地域の活性化に向けた新たな拠点となるよう、民間事業者などへの譲渡や貸付けを行い、施設の利活用を促進するために条例を制定するものであります。

質疑の中で、譲渡や貸付けの際に、違反行為があった場合を想定した条例などを定める必要はないかただしましたところ、本条例内で譲渡等の禁止を定めており、適用事業所は、利用目的に沿った利活用を10年間は行うよう明確にするものであります。

また、適用を受ける事業所については、申請書を提出時に、検討委員会において、事業計画や事業実績、会社の状況等について十分審査をし、適用事業所に適しているか決定を行いたいとのことであります。

次は、議案第8号であります。

今回の改正は、在宅勤務等（テレワーク）中心の働き方をする職員に対し、在宅勤務等手当の支給が可能となったことから、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第11号であります。

今回の改正は、薩摩地区3小学校の学校再編に伴い、永野学童館を令和6年3月31日をもって廃止することから、条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、薩摩小学校から各学童館まで距離が離れているが、学童館までの移動はどのように考えているかただしましたところ、小学校の授業終了後、スクールバスを利用し、学童館まで

移動を行うとのことであります。

次は、議案第12号であります。

今回の改正は、関係法令の施行に伴い、施設の重要事項の書面掲示などを義務づける規制について見直しが行われたことにより、条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第13号であります。

今回の改正は、重度心身障害者医療費助成の支給対象者の拡大及び支給の方法の変更などについての見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第14号であります。

今回の改正は、第9期介護保険事業計画の策定による介護保険料の改定に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、今回の介護保険料改定は、所得の少ない方々は減額となるように設定されているが、所得階層別の構成割合はどのようになっているのかただしましたところ、いわゆる低所得者と言われる第1段階から第3段階までが全体の53.3%を占めており、高所得者と言われる第9段階から第13段階は2.3%の割合であるとのことであります。

次は、議案第15号であります。

今回の改正は、介護保険関係基準省令の改正に伴い、指定地域密着型サービス事業所等の書面掲示義務の見直し等により、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第19号であります。

今回の改正は、消防団員の定数と、団員実数に開きがあることが見られることから、現在の町人口並びに団員数を考慮し、定数の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、定数の見直しに当たって、各分団の内情などを十分考慮されたのかただしましたところ、幹部会議等で各分団から意見集約を行い、実情も踏まえ定数決定した。分団によっては、定数に対して実数が不足していたものの、団員確保については分団で努力するという意見もあり、新予定配置人員を据え置いた事例もあるとのことであります。

次は、議案第20号の関係分についてであります。

まず、2款1項5目交通防災費の防衛施設等誘致事業費に147万円が計上されています。これは、防衛施設誘致に向けた関係機関への要望活動などの旅費や、さつま町防衛施設誘致推進協議会への運営補助金などであります。

質疑の中で、さつま町防衛施設誘致推進協議会の活動は、どのようなことが行われているかただしましたところ、これまでの実績として、関係省庁への要望活動や、自衛隊OBの国会議員を招いて研修会などを行っているとのことであります。この回答を受け、今後も防衛施設などの誘致に関しては、町民へのきめ細やかな情報発信を行っていくよう、改めて要請いたしました。

次に、2款1項8目地域振興費の高等学校振興対策事業費に1,378万9,000円が計上されております。これは、薩摩中央高等学校の振興発展に係る経費などであります。

質疑の中で、薩摩中央高等学校の紫雲寮に入寮する生徒が増える見込みであるが、希望者が入寮できないなどの問題はないかただしましたところ、現状、定員が全体で26名であり、来年度も遠方からの入寮希望も多く、女子生徒は定員を超過する見込みである。町において、隣接する教職員住宅の活用について、県教育委員会に要望活動を行い、定員超過に対する検討が進められているとのことであります。

次に、2款1項13目財産管理費の財産管理事務費に8,463万1,000円が計上されております。これは、財政課が所管する公用車などの維持管理費や、各施設の光熱水費、修繕料など

に係る経費等であります。

質疑の中で、町の所有しているバスの管理を、財政課で一括して行うことになるが、バスの利用申請窓口を一本化する考えはないかたまたましたところ、申請理由が利用目的に沿っているか判断を行う必要があり、受付窓口は従来どおり各課で行い、運転手への連絡や、車両の修繕などの管理は財政課で一括して行いたいと考えているとのことであります。

次に、3款1項4目介護保険対策事務費の介護人材資格取得等支援補助として50万円が計上されております。これは、介護人材確保・定着のため、資格取得や法定研修に要する費用に対する助成金であります。

質疑の中で、補助金額が費用の2分の1であるが、助成に対する年齢制限を設けるのかたまたましたところ、助成に対する年齢制限は設けていないとのことであります。

次に、3款2項2目児童福祉費の地域子ども・子育て支援事業費に3,222万8,000円が計上されております。これには、宮之城ひまわり館内への（仮称）こども館開設に係る経費が含まれております。

質疑の中で、（仮称）こども館を開設した場合、職員が常駐するのか、また、開館時間は何時から何時までを予定しているのかをたまたましたところ、（仮称）こども館は、詳細をこれから協議していくことになるが、職員については常時1人の配置を想定している。

開館時間については、平日は保育園に通っていない子供が対象になると考えており、10時から15時ぐらいまで、土日については人材不足もあるが、可能であれば土曜日も開設したいと考えており、今後、調整を行っていききたいとのことあります。

また、現地調査を行い、ひまわり館での開館予定場所などの状況について調査をいたしました。開館場所は現社会福祉協議会のヘルパー室を予定しており、室内では、遊び場だけでなく、子ども・子育てなどの相談が可能なスペースも設ける想定であるとのことあります。

調査結果を踏まえ、現在、社会福祉協議会で使用している部屋を活用することから、業務に影響のないよう、社会福祉協議会の職員からも十分に聞き取りを行っていただくよう要請いたしました。

次に、4款1項4目予防費の予防接種事業費に2,427万8,000円が計上されております。各種予防接種に対する委託料などに係る経費であります。

質疑の中で、新型コロナウイルスが5類感染症に移行したが、新型コロナウイルスの予防接種については、どのように実施されていくのかたまたましたところ、現在の新型コロナウイルス対策が、令和6年3月31日まで続いており、その後、接種費用は決定していないことから、決定次第、補正予算で対応していくとのことあります。

次に、4款2項4目埋立処分管理費に966万円が計上されております。これは、最終処分場の埋立処分や、水処理施設の維持管理に係る経費などあります。

質疑の中で、最終処分場の延命化を図っているが、処分場の残容量と、利用可能期間はどのようになっているのかたまたましたところ、残容量は、平成20年度に11万5,000立方メートルあったが、令和4年度末時点で残りが6万2,627立方メートルである。これまで年平均3,500立方メートル埋立てを行っており、おおよそ18年程度で容量がいっぱいになる想定であるとのことあります。

次は、議案第21号についてであります。

歳出では、保険給付費や国民健康保険事業費納付金などが、歳入では、国民健康保険税、県支出金、一般会計からの繰入金などが計上されており、予算総額が28億1,861万6,000円となっております。

歳入では、国民健康保険と健康保険税を合わせて3億2,877万1,000円が計上されておりますが、被保険者数の減少により、前年度比12.4%の減額となっております。

次は、議案第22号についてであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費などが、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金などが計上されており、予算総額が4億1,910万円となっております。後期高齢者医療広域連合納付金については、主に被保険者の保険料と基盤安定負担金で、連合会に納付する負担金であり、全体予算額の約96%を占めております。

次は、議案第23号についてであります。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費などが、歳入では、介護保険料、国庫・県支出金、支払基金交付金及び繰入金などが計上されており、予算総額が31億8,329万5,000円となっております。前年度当初予算と比較すると、2億5,508万円の減額となっております。

次は、議案第25号についてであります。

令和6年度から公営企業会計に移行し予算編成がなされております。予定排水戸数423戸で、収益勘定で、収入総額7,173万4,000円、支出総額で6,705万9,000円となっております。

また、資本勘定で、収入総額4,905万5,000円、支出総額6,500万6,000円となり、不足する額1,595万1,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等から補てんするものであります。施設の老朽化に伴い、厳しい財政運営が予想されるが、施設の延命化を図り、効率的な事業運営を努めるとのことです。

最後に、改めて一括質疑において、施政方針内で「限られた財源の中で効果的な行政運営となるよう、新たな自主財源の確保を図りながら」とあるが、令和6年度の新たな自主財源について、具体的な案があるのかただしましたところ、財政運営を考えたとき、歳出の削減と歳入の確保の二面を考えて運営をしていく必要がある。

財源の確保については、町税の課税客体的確な確保や、滞納整理による徴収の強化はもちろん、今後伸びる可能性のある要素である、ふるさと応援寄附金などに力を入れ、財源を確保していきたいと考えているとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の報告を求めます。

〔上圀 一行議員登壇〕

#### ○文教経済常任委員長（上圀 一行議員）

改めまして、おはようございます。文教経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第9号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、「議案第10号 さつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、「議案第16号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、「議案第17号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第

18号 さつま町水道事業給水条例及びさつま町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、「議案第20号 令和6年度さつま町一般会計予算」関係分及び「議案第24号 令和6年度さつま町上水道事業会計予算」、以上の議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第9号であります。

今回の改正は、薩摩地区3小学校の再編に伴う施設転用により、運動場照明施設の名称を変更しようとするものであります。

次は、議案第10号であります。

今回の改正は、宮之城総合体育館の空調整備による冷暖房装置使用料の追加及び薩摩地区3小学校の再編に伴い、運動場照明施設の名称を変更しようとするものであります。

質疑の中で、メインアリーナの冷暖房を半分だけ使用する料金が設定されているが、空調効果は十分に得られるのかたまたましたところ、アリーナの一部分を使用する場合には、冷暖房を半分だけ使用することも想定しており、空調効果についても影響はないと考えているとのことであります。

次は、議案第16号であります。

今回の改正は、企業立地促進について、新たに製造業以外の分野を追加し、助成対象事業を拡大しようとするものであります。

質疑の中で、宿泊業やコールセンター業などを追加することで、どのような効果が見込まれるのかたまたましたところ、現段階において直接的な影響は少ないと思われるが、産業支援の枠を広げることで、雇用促進、産業振興、地域の活性化につなげていきたいとのことであります。

次は、議案第17号であります。

今回の改正は、湯之坊団地1棟4戸を用途廃止することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第18号であります。

今回の改正は、生活衛生など、関係行政の機能強化を図るため、水道法などによる権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第20号の関係分であります。

歳出の6款1項6目農業農村施設費には、特産品直売所や農産物加工センターの管理運営費として1,505万3,000円が計上されております。

質疑の中で、農産物加工センターの施設修繕や備品購入などに多くの予算が計上されているが、利用者数や新しい特産品の開発状況についてたまたましたところ、令和4年度の実績は利用者数が5,169人で、特に町外の利用者が増えている状況である。また、薩摩のさつまの認証品も、この加工センターから誕生しており、良好な運営が図られていると認識しているとのことであります。

次に、6款1項9目担い手育成費には、認定農業者等支援事業補助として1,000万円が計上されております。

質疑の中で、認定農業者や新規就農者、スマート農業への補助に町単独予算で取り組んでいるが、成果として若い農業者が増えているのかたまたましたところ、令和5年度の相談件数が20人程度であり、そのうち12人が後継者である。また、若手の新規認定就農者は3人である。

認定要件はハードルが高いが、その分、手厚い支援を行い、事業継続・拡大に努めてほしいと考えているとのことであります。

次に、6款2項1目林業総務費には、森林環境教育事業費として220万1,000円が計上されております。

質疑の中で、今後の事業計画と財源についてただしましたところ、森林環境譲与税を財源としている事業で、県内産の木竹製の椅子やスプーンなどを贈呈しているが、利用状況などアンケート調査を行い、よりよい製品を贈呈できるよう検討し、今後しばらくは続けていく計画であるとのことであります。

次に、7款1項4目物産観光施設費には、鉄道記念館の維持管理経費として555万6,000円が計上されております。

質疑の中で、宮之城鉄道記念館と永野鉄道記念館の統合について、どのように進めていく考えかただしましたところ、両鉄道記念館の関係者による鉄道記念館在り方検討会を設置し、協議を進めていくが、宮之城鉄道記念館を永野鉄道記念館に集約する方向で考えているとのことであります。

次に、7款1項7目移住定住促進費には、移住体験宿に係る経費として68万8,000円が計上されております。

質疑の中で、田舎暮らしを希望する移住者向けに、移住体験宿の場所を、周辺地域に設置する考えはないかただしましたところ、現在の移住体験宿は町の中心部に設置してあるが、都会の移住希望者から見れば、中心部でも田舎と認識されていると思われる。

周辺部への設置については、公共交通機関が少ないことで、日用品の購入や緊急時の通院なども難しいと考えられること、また、これまでに周辺地域の移住体験を希望する者がいないことから、現在の場所が適当であると考えているとのことであります。

次に、8款3項3目河川維持費には、河川防災工事及び寄り洲除去費用として1,100万円が計上されております。

質疑の中で、寄り洲除去については、要望があった分は全て町で対応できるのかただしましたところ、今回計上している3件は全て要望があった箇所である。河川の湾曲により寄り洲ができる場合には、町で対応するが、農業用施設などが原因でできる寄り洲については、施設管理者にお願いしているとのことであります。

次に、10款1項2目事務局費には、奨学資金返還支援事業補助として72万円が計上されております。

質疑の中で、返還義務の生じない奨学金制度を創設する考えはないかただしましたところ、近隣の自治体では魅力ある奨学金制度もあるが、これらも参考にしながら、来年度策定する教育振興基本計画の中で特色のある奨学金制度を検討していきたいとのことであります。

次に、10款5項9目文化財保護費には、指定文化財の保護や、郷土芸能の保存活動に係る費用として305万円が計上されております。

質疑の中で、郷土芸能の保存活動は衰退傾向にあるが、保存継承をどのように考えているかただしましたところ、平成21年の調査では、郷土芸能の活動団体は62団体であったが、現在は14団体と減少傾向にある。人口減少や高齢化等により保存継承が困難になっていることから、代表者等と意見交換を行い、各団体への支援策などを講じていきたいとのことであります。

次に、10款6項3目学校給食費には、安全・安心な学校給食の提供などに係る費用として8,327万1,000円が計上されております。

質疑の中で、他県でウズラの卵を喉に詰まらせて児童が死亡した事例があったが、本町では、

どのような対策を講じていく考えかたがたしましたところ、小学校低学年に提供する場合は、ウズラの卵に切れ目を入れて、詰まらせないように対策を講じていくとのこととあります。

また、町商工会に対し、町からの事業補助 900 万円の使途や効果について、現地調査を行い、今後の商工業の発展について意見交換をしたところとあります。

次は、議案第 24 号であります。

収益的収入であります。11 款 1 項 1 目給水収益には、水道使用料として 3 億 7,622 万 9,000 円が計上されております。前年度比 3,074 万 9,000 円の増であり、4 月からの料金改定に伴い増額するものであります。

また、資本的支出では、41 款 1 項 1 目改良事業費に、配水管などの改良に係る工事請負費として 8,950 万円が計上されております。今後も安定した給水事業が運営できるよう、一層の経費削減に努めながらも計画的な施設整備を図っていくとのこととあります。

質疑の中で、建設改良費が大幅に増額されているが、老朽管の更新はどの程度進むのかたがたしましたところ、主な増額理由は佐志地区の水道施設更新であり、老朽管については 3 か所、その他漏水対応等も含め、合計 14 か所の配水管改良工事を予定している。老朽管の更新については、これまでの工事計画に大きな変更はないとのこととあります。

最後に、次の 3 点について、特に町長の出席を求め見解をたがたしたところとあります。

まず、学校給食センターに男性用の休憩室を新設する予定であるが、職員の職場環境改善を考慮し、シャワールームを追加して設置する考えはないかたがたしましたところ、休憩室新設に伴うシャワールーム設置については、給食配送の運転手から直接要望は出されていないが、今回新たに休憩室を設置することから、改めて要望等を聞いた上で必要性を検討したい。

また、現在は使用されていない給食調理員のためのシャワールームについても、動線を変えて使用できないか検討していきたいとのこととあります。

次に、宮之城文化センターは、総合体育館や緑地公園の崖上に建設されており、約 50 年前の建設当時に打ったくい、今でもしっかり機能しているのか疑問であることから、大規模改修前に地盤調査をして、安全性を担保する考えはないかたがたしましたところ、建設当時にボーリング調査をし、杭 186 本を支持基盤まで打っているということから、強度については問題ないと考えている。

くい自体の確認は、地中にあることから難しいが、旧鶴田中学校を解体した際には、くい自体に問題はなかったと専門監から聞いていることから、文化センターについても問題はないと考えている。

しかしながら、大規模改修に伴い、一定程度の調査は必要になると考えており、のり面については、強度を上げて保護していく必要があれば検討していきたい。多額の経費をかけた改修になるので、安全性を第一に取り組んでいきたいとのこととあります。

次に、本町には 2 つのトレーニングルームがあるが、宮之城総合体育館のトレーニングルームを廃止して、宮之城トレーニングセンターに統合した上で、新たな設備導入を図るなどの整備を行う考えはないかたがたしましたところ、どちらのトレーニングルームも設備の老朽化を確認している。これまでも統合したほうがよいのではないかという話もあり、一本化を図って設備を充実していきたいと考えている。

どちらに統合するかは、スポーツ協会や、利用される町民の意見も聞きながら検討していきたいとのこととあります。

なお、当委員会としては、「執行機関において、宮之城文化センターの大規模改修を実施する前に試掘などの調査を行い、地盤の安全性を十分確保した上で改修を進めるべきである」との委

員会の意見を付すことを決定したところであります。議長におかれては、本議案が原案可決されたときは、当委員会の意見を本議会の意見として決定し、町長に申入れをされるようお取り計らいをお願いいたします。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第7号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について」を採決します。

議案第7号に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第7号 さつま町学校跡地等利活用促進条例の制定について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第8号から議案第19号までの議案12件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」から「議案第19号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」までの議案12件を一括して採決します。

議案第8号から議案第19号までの議案12件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第8号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」から「議案第19号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」までの議案12件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第20号 令和6年度さつま町一般会計予算」を採決します。この採決は、起

立によって行います。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

起立全員です。よって、「議案第20号 令和6年度さつま町一般会計予算」は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

ただいま原案可決されました「議案第20号 令和6年度さつま町一般会計予算」の委員長の報告には、お手元に配布のとおり文教経済常任委員長の意見が付されております。

お諮りします。この文教経済常任委員長の意見を、本会議の意見として町長に申入れすることにししたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、文教経済常任委員長の意見を、本会議の意見として町長に申し入れることに決定しました。

次に、議案第21号から議案第25号までの議案5件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第21号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第25号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算」までの議案5件を一括して採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第21号から議案第25号までの議案5件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

着席してください。

起立全員です。よって、「議案第21号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第25号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算」までの議案5件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

---

△日程第20「議案第29号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第21「議案第30号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」、日程第22「議案第31号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第23「議案第32号 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、日程第24「議案第33号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第２０「議案第２９号 さつま町税条例の一部改正について」から、日程第２４「議案第３３号 令和５年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）」までの議案５件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第２９号から議案第３３号までを、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第２９号 さつま町税条例の一部改正について」であります。

これは、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第３０号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第１１号）」についてであります。

これは、予防費に要する経費及び道路橋梁河川災害復旧費、物産観光費、介護保険対策費、社会福祉総務費並びに、その他所有の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億５,８６８万８,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６６億３,１１２万１,０００円とするものであります。

次に、「議案第３１号 令和５年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）」についてであります。

これは、一般被保険者高額療養費に要する経費及び償還金、特定健康診査等事業費、保健衛生普及費並びに、その他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,５１６万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２９億２,８０３万円にしようとするものであります。

次に、「議案第３２号 令和５年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」についてであります。

これは、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費及び一般会計繰出金、健康診査費、賦課徴収費並びに、その他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７６９万２,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億８,３７８万円にしようとするものであります。

次に、「議案第３３号 令和５年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）」についてであります。

これは、介護サービス給付費に要する経費及び特定入所者介護サービス費、介護予防生活支援サービス事業費、介護予防サービス給付費並びに、その他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３億１,６４４万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３億１,９８９万８,０００円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○税務課長（西園 豪紀君）

それでは、「議案第２９号 さつま町税条例の一部改正について」、内容を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

#### ○財政課長（富満 悦郎君）

次に、「議案第３０号 令和５年度さつま町一般会計補正予算（第１１号）」について御説明

申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（甫立 光治君）

「議案第31号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（甫立 光治君）

引き続きまして、「議案第32号 令和5年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

次に、「議案第33号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」につきまして御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね10時50分とします。

---

休憩 午前10時39分

---

再開 午前10時50分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第29号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第29号 さつま町税条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第29号 さつま町税条例の一部改正について」は、原

案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○新改 幸一議員

農政課長はいらっしゃいますか。いいですか。農政課長にお伺いいたします。

今回の補正の減額予算なんですが、特に農業関係、さつま町は第1次産業、農林業なんですけれども、令和5年度が3月末をもって、最終補正で確定をしようとしているところでございますけれども、私が農政課長にお伺いしたいのは、特にこの農業関係です。

6款1項1目から12目まであるんですけれども、それで、農家の皆さん方は、国・県それぞれの行政の支援をいただきながら、一生懸命この農業に取り組んでいるところでもございますが、当初予算を組んでいながら、この流れの中からいったときに、特に中山間地域直接支払いの関係の減額、これは180万円程度なんですけれども。

それから、特に、私たちのさつま町は畜産関係が大変、畜産のまちということで、購買者の皆さん方も喜んでもらっているところでもございますが、ここに農畜産物の関係612万円の減額。

それから、もう一点は、活動火山関係で740万円からの減額。それから、特に金額の大きい肉用牛振興事業費1,300万円の減額。

それともう一点、農地一般管理費の2,250万円の減額、こういう多額な減額になっているんですけれども、それぞれ年度当初に地域から、また、農業者から、こういう事業をやりたい、こういう農業をやりたいということで、当初予算は組まれたと思うんですけれども。

こういう流れで、本当に農家は苦しんでいる中に、何が原因でこうして減額にせならなかったのか、そういう流れは、総括的に農政課長のところで把握をしていらっしゃるがあれば、説明をお願いしたいと思います。

#### ○農政課長（山口 泰徳君）

まず、中山間地域等直接支払交付金につきましては、通常の交付金と、あと、加算措置の生産性向上加算、集落機能強化加算、広域化加算というような加算の部分がございますけれども、今まで取り組んできた中で、この加算部分について、76.4%の交付率ということで、国のほうから減額をされたというようなことから、180万円程度減額となったところでございます。

それと、農畜産業の生産原価高騰対策事業につきましては、配合飼料価格高騰対策と稲作農家支援交付金というのがございますけれども、配合飼料のほうにつきましては、当初見込んでおいた農家が、会社の統合等によりまして、上限の200万円が減額と、あとは、当初予定していたものより、実際が少なかったというようなことでございます。

それと、稲作農家支援交付金につきましては、令和4年度の作付面積で予算を計上したところでございますけれども、思いのほか離農による作付面積の減が大きかったというようなことが主な要因でございます。

それから、活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、入札による減額、スピードスプレーヤを3台導入しておりますけれども、その減額が220万円程度ということと、ひとつ、施設園芸における被覆資材の事業が、340万円の事業が不採択となったところでございます。

通常は、内示等を受けた中で、6月補正等で予算を編成するわけでございますけれども、施設園芸の農家につきましては、8月ぐらいから張り替えをしたいということで、6月補正では間に合わなかったことから、今回、当初で組んだところでございまして、その事業が採択をされなかったということでございます。

採択されなかった農家の方については、町単事業で採択をして救済をしたというようなことでございます。

それと、畜産の関係でございます。畜産クラスター事業のほうが185万円程度減額ということでございますが、これにつきましては、お隣の薩摩川内市畜産クラスター協議会の高崎ファームの分が入札による減額となったところでございます。

それと、肉用牛振興事業でございます。優良雌牛の保留の関係でございますけれども、牛伝染性リンパ腫の関係で、郡の子牛展示品評会への引き出しというのが、特に夏場の部分については、引いてきた牛がサシバエ等で、そういう病気にかかるというようなことから、思いのほか展示品評会への引き出しが少なかったこと等によりまして減額となったところでございます。

以上です。

#### ○新改 幸一議員

ありがとうございます。大まかには理解をいたしましたけれども、特に、農地一般管理費の2,200万円、今回の減額なんです、多面的機能支払い、ここ辺りは、これからも地域の農家は期待するところでもございます。

そういう流れでございますので、農家サイドから、そして、また一方では、地域サイドのそういうお互いの地域で話し合いをして、事業を取り入れてやろうという、こういう努力を当初しても、農家というのは、なかなかここまで、勉強不足もございまして、もうちょっとこの制度をこういう利用をすればこういうふうに使えたのという案件もあると私は感じております。

ですから、令和6年度に向かって、こういう事業が継続されるのであれば、ぜひ、地域の発展のために、担当課は農家に御指導をしていただくようなことも要請をしておきたいと思います。

以上です。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

#### ○上久保澄雄議員

私は、一般会計のほうの内容についてであります、総額からいたしますと、2億5,800万円の減額ということです。ところが、内容を見てみますと、公共施設の基金に1億円、それから財調に2億円です。それともう一つは、文化センターの関係で5億円積んであるんです。それで、総額からいたしますと8億円、大体10億円ぐらいの執行残が出たということです。

ですから、これの詳細についてちょっとお伺いしたいと、予算編成時の問題ということです。

#### ○財政課長（富満 悦郎君）

補正予算の減額についての御質問でございます。

まず、予算を編成する際は、例年の実績、前年度の執行状況を踏まえながら、年間予算として算定をしているところであります。例年、この時期に、国・県事業をはじめまして、多くの事業におきまして執行残や実績見込みのめどが立つ、この年度末の最終補正で調整しているもので、年間予算として、計画的に執行した結果、減額するものでございます。

ここ数年、国県事業をはじめまして、事業確定があった時点で最終補正を待たずに、年度途中で補正、減額をしている事業もあるところであります。

しかしながら、国県事業をはじめまして、今年の場合でいえば、新型コロナウイルス感染症対策の関連や災害復旧事業、また、民生部門における扶助費、それから、施設管理費など、なかなか年度末まで所要額を読み込みづらい事業等もありまして、最終的に予算の減額が多く生じる場合もあるところでございます。

御指摘のとおり、予算減額が多い状況にありますことから、年間予算をよく精査するなど、適正な予算管理に努めたいと考えているところでございます。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

2点ほど伺いたいします。

一つは、53ページから4ページの新型コロナウイルスワクチンの接種事業であります。説明書の概要では約9,300万円、400万円の減額になっておりますが、来年度から国のほうも、自己負担を非常に増やすというような方針であります。9,300万円というのは相当な金額だと思うんですが、この主な要因というのは何だったのかお尋ねいたします。

もう一つは、72、73ページの、ふるさとさつま応援寄附金の減額8,326万4,000円、来年度は新しく係を設けて、今まで以上に取り組むということでありますから、非常にいいことだと思うんですが。

これは、さつま町の収入が減ったということに考え、収入に伴う支出が減ったということでしょうけれども、町の収入だけじゃなくて、これは町内の事業者、農業、商業、工業、いろんな方の売上げが、3割はそちらに回るわけですから、ぜひ、これを奨励といいますか、頑張っていたきたいんですけども、この減額の主な要因は何だったのかお尋ねします。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

ただいまの、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する補正額が大きいということでのお尋ねであります。昨年の12月の段階で1万9,600人ほどの人口でありました。それに対して、ワクチンの接種をする回数とか、子供まで全部含めまして、予算の件数としまして4万5,000件程度の接種の数になります。

ただし、今あったとおり、実績が1万1,300件程度になっておりますので、その差が3万3,000件ほどある関係上、最終補正で9,000万円を超える額の減額となったところであります。

以上です。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

ふるさと納税の納税額が減った要因についての御質問かと思しますので、御回答させていただきます。

令和5年10月から制度改正が行われまして、地場産品基準も厳格化されたところでございます。国とも協議、やり取りをやってまいりましたけれども、一部の返礼品で、今回、この基準をクリアできないものがございまして、10月以降提供を取りやめたところでございます。

本町におきましては、大変実績のあった返礼品でありましたことから、金額のほうが大きくなったところでございます。

以上でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第30号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第30号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号から議案第33号までの議案3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第31号から議案第33号までの議案3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第33号までの議案3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第31号から議案第33号までの議案3件について、一括して討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第31号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」から「議案第33号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」までの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。議案第31号から議案第33号までの議案3件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第31号 令和5年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」から「議案第33号 令和5年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第25「議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第25「議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち、新留智子氏が令和6年5月9日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を任命しようとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第34号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

---

## △日程第26「議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第26「議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、久保聡子氏が令和6年6月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の

意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第３５号 人権擁護委員候補者の推薦について」、内容の御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第３５号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第３５号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は、提案された候補者を適任と認める意見をもって答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３５号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、提案された候補者を適任と認める意見をもって答申することに決定しました。

---

#### △日程第２７「議案第３６号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第２７「議案第３６号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定によって、上別府ユキ議員の退場を求めます。

〔上別府ユキ議員退場〕

○議長（宮之脇尚美議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第３６号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、上別府裕人氏が６年６月３０日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意

見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は、提案された候補者を適任と認める意見をもって答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、提案された候補者を適任と認める意見をもって答申することに決定しました。

上別府ユキ議員の入場を求めます。

〔上別府ユキ議員入場〕

---

#### △日程第28「議案第37号 さつま町副町長の選任について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第28「議案第37号 さつま町副町長の選任について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第37号 さつま町副町長の選任について」であります。

さつま町副町長の高田真氏が令和6年3月31日をもって退職することに伴い、新たに角茂樹を、さつま町副町長に選任しようとするため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長補佐に説明させますので、御審議の上、御同意賜りますよう、

よろしくお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長補佐（太田 竜也君）

「議案第37号 さつま町副町長の選任について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○有川 美子議員

失礼しました。お疲れさまです。人事の、副町長ということで、約3年近く高田副町長には本当にお世話になっておりました。まだ少し任期ございますので、よろしくお願いいたします。

すみません。町長に質問いたします。

今、約3年近く、県庁のほうから高田副町長に来ていただきまして、この、さつま町に新しい風を吹き込んでいただいたように私は感じているところでございます。

今回は、今、総務課長でいらっしゃる角課長のほうを副町長へということで、今度は、さつま町の中を、これまで行政の側からずっといろいろ見てきた方が副町長になるということで、どのような、まちづくりが、今までと違ってできるかというふうに、期待のようなものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

現、高田副町長には、本当にこの2年8か月、県庁からお越しいただきまして、新しい風を本当に庁舎内外含めて非常に頑張っていたところでありまして、非常に感謝をいたしているところでもあります。

また、今回、新たに庁舎内からということで、角茂樹総務課長を御提案申し上げているところでございますけれども、今御案内のとおり、非常にこの少子高齢化等で、非常に大きな課題を抱えているところでありまして、また、ほかにも大きな課題等もあるところであります。

こういう中で、しっかりとこの内容を熟知している職員が、副町長としてまた私を支えてくれることによって、このまちの今後の町政運営に非常に助かると思っているところでございます。

また、これまで培ってきた行政手腕、これを非常に私も大きく評価しているところでございまして、2人、しっかりとタッグを組んで今後進めていきたいなと思っているところで、今回、御提案を申し上げたところでもあります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第37号 さつま町副町長の選任について」を採決します。

この採決は、会議規則第82条第1項の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、森山大議員及び8番、新改秀作議員を指名します。

投票用紙を配ります。しばらくお待ちください。

〔投票用紙配布〕

○議長（宮之脇尚美議員）

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して投票を行い、右側へ降壇願います。

1番議員から順番に投票を願います。

〔議員投票〕

○議長（宮之脇尚美議員）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。森山大議員及び新改秀作議員、開票の立会いを願います。

〔開票〕

○議長（宮之脇尚美議員）

投票の結果を報告します。

投票の総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成14票、反対ゼロ票。

以上のとおり、全員が賛成であります。よって、「議案第37号 さつま町副町長の選任について」は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

**△日程第２９「陳情第１号 町議会と町が一体となった自衛隊施設誘致活動を町議会はやめるように求める陳情書」**

**○議長（宮之脇尚美議員）**

次は、日程第２９「陳情第１号 町議会と町が一体となった自衛隊施設誘致活動を町議会はやめるように求める陳情書」を議題とします。

本件について、防衛施設等調査特別委員長の審査報告を求めます。

〔古田 昌也議員登壇〕

**○防衛施設等調査特別委員長（古田 昌也議員）**

それでは、当委員会に付託されました「陳情第１号 町議会と町が一体となった自衛隊施設誘致活動を町議会はやめるように求める陳情書」について、審査の過程と結果を御報告いたします。

本陳情は、さつま町広瀬８６１番地、河野修一氏から提出され、令和６年２月９日に受理されたものであります。

陳情の主な趣旨は、令和３年１２月１４日以降、防衛省への請願は、さつま町長と、さつま町議会議長の連名で行われている。まちづくりの基本構想と基本計画に記されていない事柄を議会と町が一体となって活動を進めていることは異常なことである。議会は、町の行政が正当な根拠をもって行われているかをチェックする立場にあるのではないかと。

自衛隊施設誘致を国に請願することを、町議会はいつの議会で決議したのか明らかにされたい。町と議会が一体となって誘致を行うことは、町民が反対意見を申立てようにも、申し立てる前から採用されないことが明らかな議会となり、実質上、審議は行われないことにつながる。

また、沖縄県は、県民投票で嘉手納基地の撤去を決めながら、いまだ実現していない。防衛省は、これまで全国で肝心な施設の内容を明らかにしていない。沖縄県同様に、町民の大多数の賛否によって、さつま町のまちづくりをすることが将来に渡ってできなくなる。将来のまちづくりにまで、今の町議会が閉ざしてしまう権利はないのではないかと。

このようなことから、町議会に対し、町と一体となって進めている防衛施設誘致活動をやめるように求めるものであります。

この陳情に対する意見として、国防に関する事項は一般住民に対して全てを明らかにされるべきではない。防衛施設の誘致を求める陳情や請願については、数回継続審査を行い、時間を費やし、慎重に審議をして採択し、議会としての決定を行ってきた経緯がある。平成３０年６月２７日に請願を採択したという政治的な意思表示を基に活動している。

議長が町長と共に要望活動を行っているのは、全員協議会で承認を得たことを根拠としている。人口減少問題や町政発展を見据え、町の再生を一つの目標として誘致活動を行っている。令和２年に防衛大臣に提出した誘致に賛同する約２,６００人の署名は、相当な重みがあると捉えている。

本特別委員会は、陳情を受理したから設置したわけではなく、国が現地調査費用を、予算計上したことを受けて議会として調査するために設置したものであって、陳情審査が終わっても継続して調査をしていくものであるし、今回は陳情に関することのみを審査するべきである。

以上のような意見が出されましたが、いずれも陳情の趣旨に賛成しかねるという意見であり、陳情に対する賛成意見は出されませんでした。

このような意見を受けて、起立による採決を行いました。陳情に対して賛成する委員はおらず、賛成者なしで不採択とすべきものに決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「陳情第1号 町議会と町が一体となった自衛隊施設誘致活動を町議会はやめるように求める陳情書」を採決します。この採決は、起立採決で行います。

陳情第1号に対する委員長の報告は、不採択です。

「陳情第1号 町議会と町が一体となった自衛隊施設誘致活動を町議会はやめるように求める陳情書」については、採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

起立なしです。よって、「陳情第1号 町議会と町が一体となった自衛隊施設誘致活動を町議会はやめるように求める陳情書」については、不採択することに決定しました。

---

△日程第30「陳情第2号 川内原発20年延長に関する  
陳情書」、日程第31「陳情第3号 川内原発20年延  
長に関する陳情」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第30「陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情書」及び日程第31「陳情第3号 川内原発20年延長に関する陳情」の陳情2件を、一括して議題とします。

陳情2件について、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔古田 昌也議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（古田 昌也議員）

それでは、当委員会に付託されました「陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情書」及び「陳情第3号 川内原発20年延長に関する陳情」について、審査の過程と結果を御報告いたします。

本陳情は、それぞれ、さつま町中津川5366番地1、武さとみ氏と、さつま町中津川4152番地、岩崎ワカ氏から提出され、令和6年2月15日に受理されたものであります。

陳情の主な趣旨は、さつま町は、川内原子力発電所から30キロメートルのラインが町の真ん中を通る位置にある。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、福島県にある福島第一原子力発電所で震災による事故が発生し、日本の原子力発電所における安全神話は崩壊した。

令和6年1月1日には能登半島地震も発生しており、その規模はマグニチュード7.6、震度7で、活断層がおよそ150キロメートル以上にわたって連動したとされる。能登半島地震では北陸電力の志賀原子力発電所があるが、北陸電力はそのような活断層の存在は把握せず、耐震設計にも反映されていなかった。

また、今回の地震では、崖崩れや家屋の倒壊が多く発生したことによる道路の寸断が起き、多くの集落が孤立した。これは原子力災害の避難計画が絵に描いた餅にすぎないことを白日の下にさらした。

加えて、川内原子力発電所の近傍には甕断層や甕海峡中央断層が存在しており、国の地震調査委員会では、今後この断層が川内原子力発電所の直近まで延びる可能性も指摘している。

また、川内原子力発電所の近傍には、中央構造線活断層帯が存在している。そして、原子力発電所が稼働すればするほど使用済核燃料も増え、最終的には川内原子力発電所敷地内に貯蔵庫を造るしかない状況である。

多くの懸念を抱える川内原子力発電所を、このまま20年稼働延長させてよいのか。川内原子力発電所が大地震に見舞われ、道路を寸断された住民が逃げ惑う惨状は絵空事ではない。川内原子力発電所の20年稼働延長は、鹿児島県下全市町村に係る問題である。日本中の原子力発電所を全て停止しても、節電を行い、丁寧に電力を使うことで大きな支障はないと考える。

このような理由から、①川内原子力発電所の基準地震動を超える震度6弱以上の地震が起きないという保証がない限り、川内原子力発電所の20年運転延長に反対の決議を行うこと、②その決議に基づき、鹿児島県、薩摩川内市、九州電力、原子力規制委員会へ、20年延長に関する各種決定の白紙撤回を求めるものであります。

この陳情に対する意見として、川内原子力発電所の20年運転延長については、原子力規制委員会が運転延長申請を許可し、立地している薩摩川内市並びに鹿児島県が容認していることから、さつま町は近隣町ではあるが、意見を述べる立場ではない。

大規模災害など予想以上のことが発生する可能性や原子力災害の危険性は理解するも、運転延長に関する基準は満たしている。

能登半島地震なども踏まえ、原子力災害時の避難計画の見直しなどは必要であると考えますが、運転延長に反対をすることとは別と考える。

川内原子力発電所を視察し、津波対策なども含め安全対策は十分であると考えます。

このような意見を受けて、起立による採決を行いました。賛成者なしで、不採択とすべきものに決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第2号及び陳情第3号の陳情2件について、一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情書」及び「陳情第3号 川内原発20年延長に関する陳情」の陳情2件を、一括して採決します。この採決は、起立採決で行います。

陳情第2号及び陳情第3号の陳情2件に対する委員長の報告は、不採択です。

「陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情書」及び「陳情第3号 川内原発20年延長に関する陳情」の陳情2件について、採決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

起立なしです。よって、「陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情書」及び「陳情第3号 川内原発20年延長に関する陳情」の陳情2件については、採決することに決定しました。

---

△日程第32「報告第1号 令和5年度さつま町土地開発  
公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）につ  
いて」、日程第33「報告第2号 令和6年度さつま町  
土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第32「報告第1号 令和5年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第33「報告第2号 令和6年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」の報告2件を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

---

△日程第34「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第34「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

---

△日程第35「閉会中の継続調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第35「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって配布してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和6年第1回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 中 村 慎 一

さつま町議会議員 上別府 ユ キ